

平成18年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

林 章

# 包括外部監査の報告書の構成

## **第 1 総論**

目次 .....	1 - 1
包括外部監査の概要 .....	1 - 3
監査対象の概要 .....	1 - 6
監査の結果及び意見の要約 .....	1 - 22

## **第 2 県立学校**

目次 .....	2 - 1
実地監査年月日.....	2 - 3
監査結果.....	2 - 3

## **第 3 教育委員会事務局**

目次 .....	3 - 1
実地監査年月日 .....	3 - 3
監査結果 .....	3 - 3

## **第 4 資料編**

目次 .....	4 - 1
----------	-------

# 第 1

## 總 論



## 目 次

### 包括外部監査の概要

1	監査の種類.....	1 - 3
2	外部監査の対象とした特定の事件（テーマ）.....	1 - 3
3	監査対象期間.....	1 - 3
4	テーマ選定の理由.....	1 - 3
5	監査の視点.....	1 - 4
6	主な監査手続.....	1 - 4
7	外部監査の実施期間.....	1 - 4
8	包括外部監査人及び補助者.....	1 - 4
9	外部監査人と選定した特定の事件との利害関係.....	1 - 5
10	その他.....	1 - 5

### 監査対象の概要

1	県立学校の概要.....	1 - 6
2	群馬県教育委員会の機構図.....	1 - 7
3	群馬県教育委員会各課の業務内容.....	1 - 8
4	県立学校に係る収支の状況.....	1 - 10
5	群馬県教育委員会における学校教育改革について.....	1 - 13
6	最近における県立学校をめぐる諸問題について.....	1 - 18

### 監査の結果及び意見の要約

#### (県立学校)

1	教職員等の人件費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか .....	1 - 22
2	入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか .....	1 - 22
3	教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか.....	1 - 23
4	収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか .....	1 - 25
5	学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収・管理は適切に行われているか .....	1 - 26
6	情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか.....	1 - 29

## 総 論

- 7 その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切に  
なされているか、また管理運営は効率的に行われているか..... 1 - 30

### (教育委員会事務局)

- 1 管理課 ..... 1 - 33  
2 福利課 ..... 1 - 35  
3 学校人事課 ..... 1 - 35  
4 高校教育課 ..... 1 - 37  
5 スポーツ健康課 ..... 1 - 38  
6 群馬県総合教育センター ..... 1 - 38

- (別紙 監査の結果及び意見の件数)..... 1 - 42

## 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)

#### (1) 監査テーマ

県立学校（高等学校、特殊教育諸学校等）の財務事務の執行及び管理運営について

#### (2) 監査対象機関

県立学校 高等学校（8校）、特殊教育諸学校（2校）

教育委員会事務局 県立学校の財務に関する事務が執行される関係各課（6課）

### 3 監査対象期間

主として平成 17 年度（自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 18 年 3 月 31 日）、ただし、必要に応じて過年度分及び平成 18 年度分についても監査対象とした。

### 4 テーマ選定の理由

近年、教育をめぐる社会環境が、少子化、核家族化、国際化、高度情報化などにより大きく変化している一方で、地方公共団体においては、地方分権が進展する中、教育行政分野においても、その責任と権限が拡大しており、今まで以上に、地域のニーズに応じた教育行政を効果的・効率的に実施していくことが強く求められている。

そのような環境下、群馬県では平成 18 年度教育委員会運営の基本方針のなかで「群馬の未来を担う人づくり」を目標に掲げ、学校教育の充実に向け具体的施策に取り組んでいる。

また、教育費は平成 18 年度一般会計予算では 1,783 億円と群馬県歳出全体の 22.4% を占めており、そのうち県立学校には 528 億円の予算が計上されている。

このような県立学校が、適正かつ効率的な管理運営がなされているかどうかは、県民の関心のあるところである。

そこで、これらの県立学校の財務事務の執行が法令等に準拠しているか、また、その事務が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨（住民福祉の増進、最少経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成していくように管理運営されているかどうかについて監査する意義があると判断した。

## 5 監査の視点

- (1) 教職員等の人件費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか
- (2) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか
- (3) 教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか
- (4) 収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか
- (5) 学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収・管理は適切に行われているか
- (6) 情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか
- (7) その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか、また管理運営は効率的に行われているか
- (8) 教育委員会事務局関係各課の業務は適切に行われているか

## 6 主な監査手続

- (1) 事務執行手続については、担当者への質問、関係書類の照合及び関係諸法令への準拠性の検討を実施した。
- (2) 特に契約事務については、入札及び随意契約の妥当性の検討を実施した。
- (3) 施設及び備品については、取得及び管理運営状況の調査、現場視察、現品確認並びに台帳等との照合等を実施した。
- (4) 学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収・管理については、担当者への質問及び関係書類との照合により検討した。
- (5) 情報機器の利用に伴う管理については、施設の視察及び担当者への質問並びに関係法令及び関係書類との照合を実施した。
- (6) 管理運営が効率的に行われているかについては、行政コスト計算書の作成・分析による効率性の検討を行った。

## 7 外部監査の実施期間

県立学校 平成18年7月24日から平成18年8月25日まで  
教育委員会事務局 平成18年6月23日から平成18年9月15日まで

## 8 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人  
公認会計士 林 章
- (2) 補助者  
公認会計士 田中 誠  
公認会計士 横山 太喜夫



公認会計士 永 井 乙 彦  
 公認会計士 松 井 理  
 公認会計士 鈴 木 祥 浩  
 公認会計士 廣 瀬 信 二

## 9 外部監査人と選定した特定の事件との利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係がないことを確認した。

## 10 その他

- (1) この報告書は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各県立学校や教育委員会各課に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

## 監査対象の概要

### 1 県立学校の概要

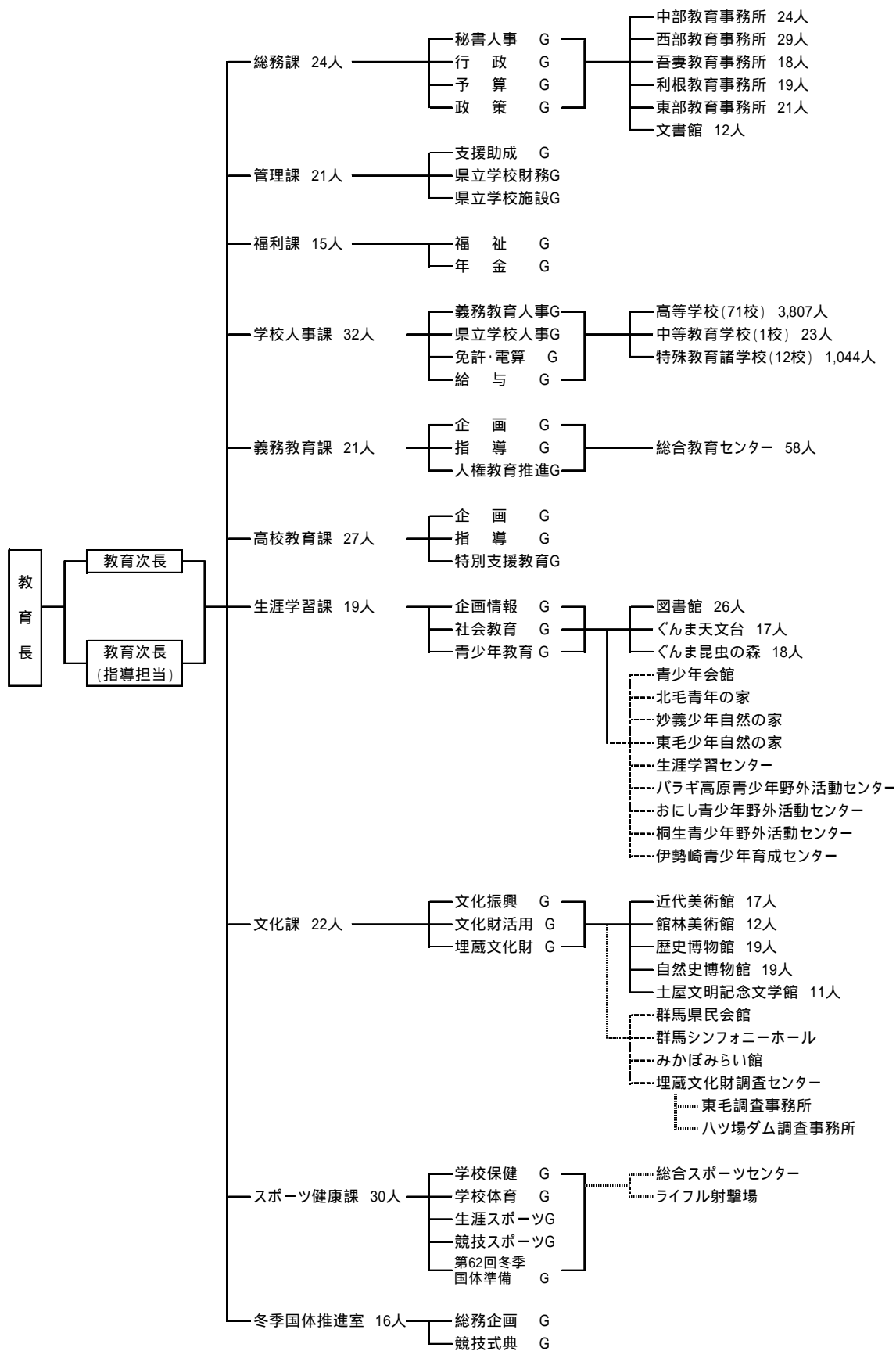
群馬県における県立高等学校及び県立特殊教育諸学校の種類と学校数は次のとおりである。 (平成17年度)

種 類	学校数	教職員数	生徒数
県立高等学校	71	3,814	41,767
全日制	69	3,718	40,315
(うち定時制併設)	(12)	(902)	(8,706)
(うち通信制併設)	(2)	(142)	(2,855)
定通併設	2	96	1,452
県立特殊教育諸学校	12	1,046	1,344
盲学校	1	77	54
聾学校	1	90	95
養護学校	10	879	1,195

上記のうち、監査対象とした県立高校等は次のとおりである。

学校名	略 称	属 性	選定理由
前橋女子高等学校	前橋女子	普 通	生徒数で県内最大規模の普通科女子高校である。
勢多農林高等高校	勢多農林	農 業	生徒数で県内最大規模の農業高校である。
前橋工業高等高校	前橋工業	工 業	大規模な工業高校であり、最近校舎の移転が行われ多額の設備投資が行われている。
高崎商業高等高校	高崎商業	商 業	定時制を併設した商業高校であり、大規模校である。
新田暁高等高校	新 田 暁	総合学科	総合学科を設置している高校である。
沼田高等高校	沼 田	普 通	定時制を併設した伝統のある普通科男子高校である。
利根実業高等高校	利根実業	農業・工業	農業課程と工業課程を併設したユニークな高校である。
万場高等高校	万 場	普 通	へき地相当校で小規模普通科高校である。
盲 学 校	盲 学 校	特殊教育	群馬県の特殊教育諸学校の中で代表的な学校である。
榛名養護学校	榛名養護	特殊教育	大規模な養護学校であり沼田分校も有している。また、給食事業も行っている。

2 群馬県教育委員会の機構図（平成18年3月31日現在）



3 群馬県教育委員会各課の業務内容（平成 18 年 3 月 31 日現在）

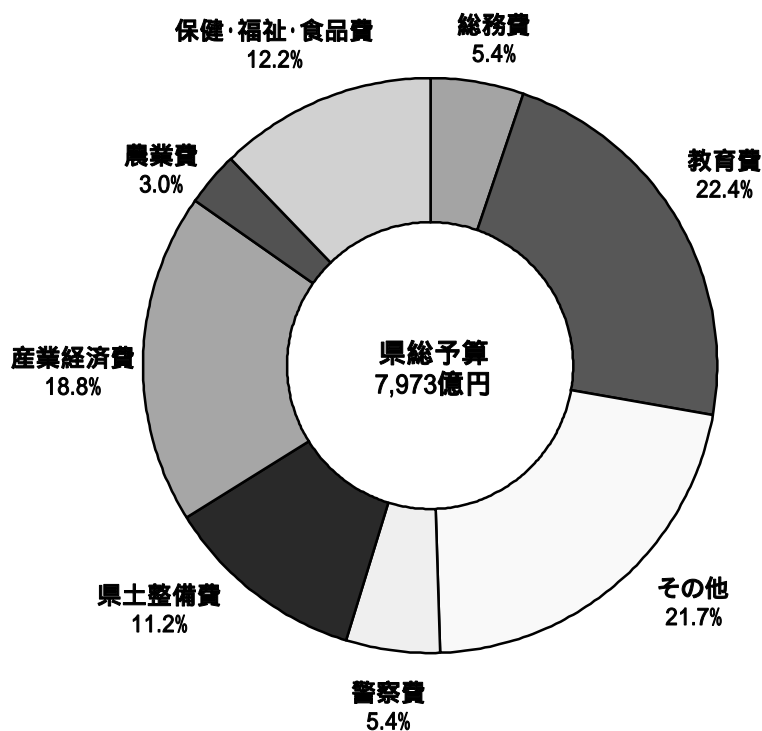
課名（グループ名）	事務分掌
<p>総務課</p> <p>秘書人事グループ</p> <p>行政グループ</p> <p>予算グループ</p> <p>政策グループ</p>	<p>教育長秘書、事務局人事、組織定数、服務、職員団体、事務局等職員の給与 教育委員会会議、市町村教委指導、教委所管公益法人指導監督、叙勲、文書管理 議会、企画調整、事務局の予算・決算・会計、統計調査（地方教育費調査など）、 群馬県の教育・教育便覧・教育年報の発行 教育施策の調査研究、広報広聴、教育行政の情報化推進、報道機関との連絡調整、 広報紙（教育ぐんま）、教委ホームページ、局運営方針の策定</p>
<p>管理課</p> <p>支援助成グループ</p> <p>県立学校財務グループ</p> <p>県立学校施設グループ</p>	<p>公立学校施設整備費等の国庫補助、就園奨励費補助、高等学校等奨学金、県立学校 授業料免除 県立学校運営費予算・決算、県立学校会計事務指導、産振法等国庫補助、県立学校 授業料、県立学校財産管理、用地取得処分、施設台帳整備、工事事務、土地建物賃 貸借契約 県立学校施設整備</p>
<p>福利課</p> <p>福祉グループ</p> <p>年金グループ</p>	<p>職員の福利厚生、県教育委員会職員（事務局・県立学校等）の定期健康診断、労働 安全衛生 教職員の恩給及び退職年金、教職員の退職手当</p>
<p>学校人事課</p> <p>企画グループ</p> <p>義務教育人事グループ</p> <p>県立学校人事グループ</p> <p>免許・電算グループ</p> <p>給与グループ</p>	<p>学校の組織運営に関する調査研究、教職員の勤務実態調査（ゆとり確保のための調 査）、教職員人事評価研修、中核市等への人事権委譲、学校職員に係る特定事項の 企画及び調査研究 教職員人事・服務・採用・定数、職員団体、勤務条件、人事評価、海外日本人学校 への教員派遣、教員の体罰等に関する苦情、小学校少人数学習支援事業（さくらブ ラン）、中学校第一学年生活充実支援事業（わかばプラン） 教職員人事・服務・採用・定数、職員団体、勤務条件、人事評価、教員の体罰等 に関する苦情、県立学校の実習助手（農業助手、工業助手、商業助手）・寄宿舎指導 員・公仕（一般用務、給食業務）の募集、県立学校の非常勤講師・補助教職員など の募集 教職員免許の授与・書換・証明、教員免許取得に関する認定講習、教職員の履歴管 理・証明、給与電算処理システムの管理、人事・給与事務に関するシステム開発 学校職員の給与・旅費・公務災害補償、給与入出力帳票審査、教育委員会職員の所 得税の源泉徴収及び県市町村民税の特別徴収</p>

課名(グループ名)	事務分掌
<p>高校教育課</p> <p>企画グループ</p> <p>指導グループ</p> <p>特別支援教育グループ</p>	<p>高校教育改革推進、中高一貫教育、児童生徒健全育成、訴訟、情報公開、学校評価、特別活動指導、教職員長期社会体験研修、不登校、少年育成センターとの連携、スクールカウンセラーの事務、ボランティア活動、ぐんま中学生・高校生いきいき活動フォーラム、ようこそ先輩</p> <p>教科指導、教育課程、教科書採用、高校入学者選抜、進路指導、情報教育推進、公立高校の開校・閉校・統廃合、学校評議員制度、社会人講師受入、ALT(高校)、REX計画、学校図書館(高校)、高校音楽教室、高校総合文化祭、国内・海外修学旅行、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)、サイエンス・パートナーシップ(SPP)、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール(SELHi)、産業教育審議会、産業教育フェア、農業高校留学生受入事業、ぐんまトライワーク推進事業(高校生長期インターシップ)、いきいき高校生海外派遣、数学コンテスト、国際サマーキャンプ</p> <p>就学指導、教育課程、就学奨励費、盲・聾・養護学校指導、特殊学級指導、特別支援教育サポート事業、養護学校医療的ケア支援、養護学校就業支援、県立盲・聾・養護学校の教育相談</p>
<p>スポーツ健康課</p> <p>学校保健グループ</p> <p>学校体育グループ</p> <p>生涯スポーツグループ</p> <p>競技スポーツグループ</p>	<p>保健教育、保健指導、環境衛生、健康管理、健康診断、歯科衛生、性教育、薬物乱用防止教育、学校保健会、巡回診察、学校給食会、食育推進、関係団体との調整(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)、学校安全、交通安全、学校給食指導、栄養・衛生管理、給食施設整備補助</p> <p>学校体育指導、体力向上対策、学校体育団体育成、小・中・高・特殊学校体育大会の開催、榛名高原学校</p> <p>生涯スポーツ活動の普及・振興、施策の推進、社会体育施設整備、スポーツプログラマー関係、オリエンテーリング、全国スポーツ・レクリエーション祭、総合型地域スポーツクラブ、広域スポーツセンター、県体育指導委員協議会、体力づくり群馬県民会議、県レクリエーション協会、県スポーツ少年団、県有スポーツ施設の整備と管理運営、総合スポーツセンター(ぐんまアリーナ、ぐんま武道館、弓道場、アイスアリーナ)、伊香保リンク、ライフル射撃場、(財)県スポーツ振興事業団の運営</p> <p>競技力向上対策、スポーツ賞顕彰、国民体育大会選手団派遣、県民マラソン、県100Km 駅伝競走大会</p>
<p>教育事務所(共通)</p> <p>学校教育グループ</p>	<p>教職員人事、教育課程、教科指導、生徒指導、進路指導、健康教育</p>

課名(グループ名)	事務分掌
総合教育センター	
総務グループ	連絡調整、庶務、施設の維持管理
研究企画グループ	調査研究、研修の企画・運営、総合的な調整
義務教育研究グループ	義務教育の強化に関する調査研究・研修
高校教育研究グループ	高校教育の強化に関する調査研究・研修
職業情報研究グループ	職業教育・情報教育・教育機器に関する調査研究・研修、教育関係資料の収集、作成、提供及び活用
生徒指導相談グループ	生徒指導及び教育相談の企画・実施、生徒指導及び教育相談に関する調査研究・研修
特別支援研究グループ	子どもの発達相談の企画・実施、特別支援教育に関する調査研究・研修

#### 4 県立学校に係る収支の状況

(1) 平成 18 年度県予算の内訳



平成 18 年度群馬県の一般会計当初予算は約 7,973 億円である。このうち教育費は約 1,783 億円と群馬県歳出全体の 22.4%を占め、最も多額の費目である。

(2) 教育費の推移

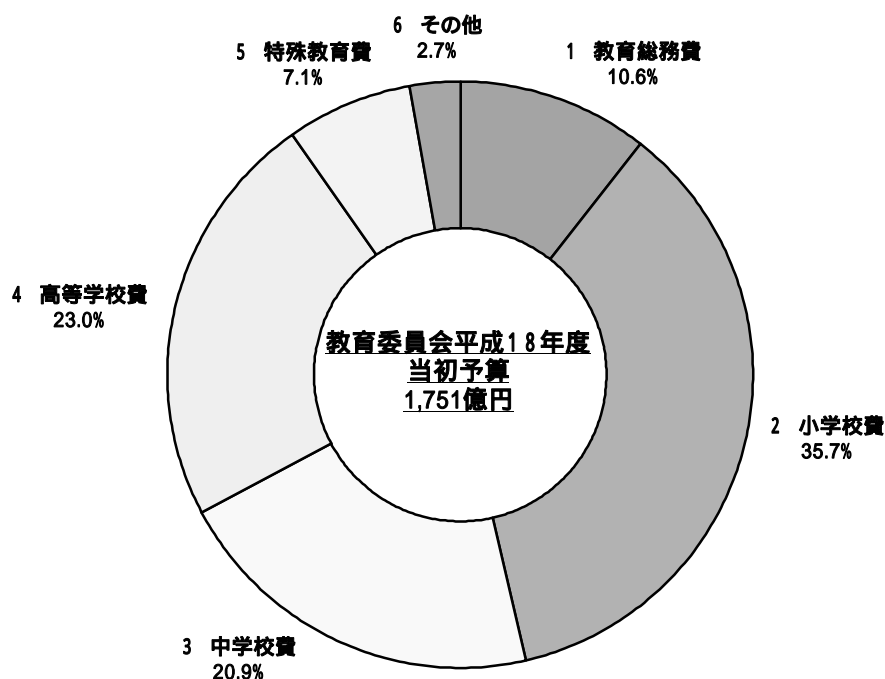
教育費の一般会計当初予算のうち、教育委員会に係るものの5年度間の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
教育総務費	20,374	18,748	18,384	16,465	18,632
小学校費	62,470	63,117	62,126	62,657	62,524
中学校費	38,766	37,727	37,063	36,810	36,551
高等学校費	43,077	44,005	43,213	39,939	40,253
特殊教育費	13,260	13,104	12,544	12,303	12,505
その他	7,029	9,142	7,392	6,013	4,672
合計	184,976	185,843	180,722	174,187	175,137
(うち県立学校)	(56,337)	(57,109)	(55,757)	(52,242)	(52,758)

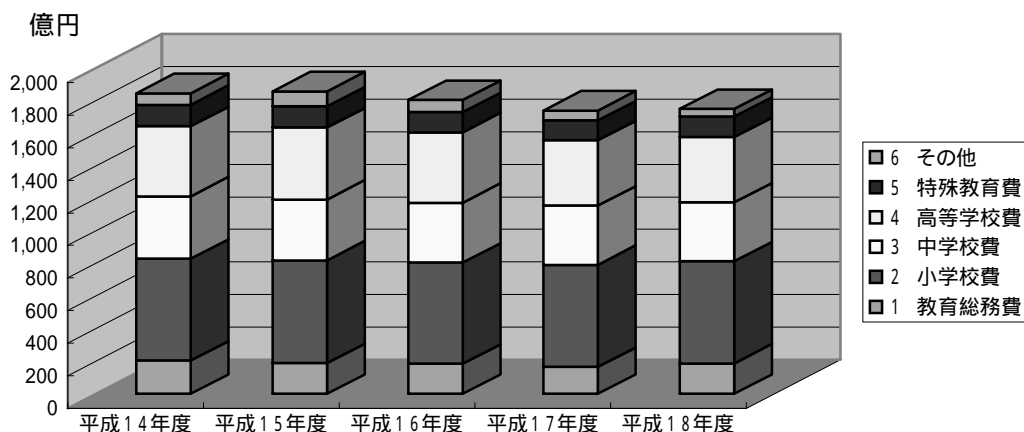
注 県立学校の数値は高等学校費と特殊教育費の合計額である。

**教育委員会平成 18 年度当初予算の内訳**

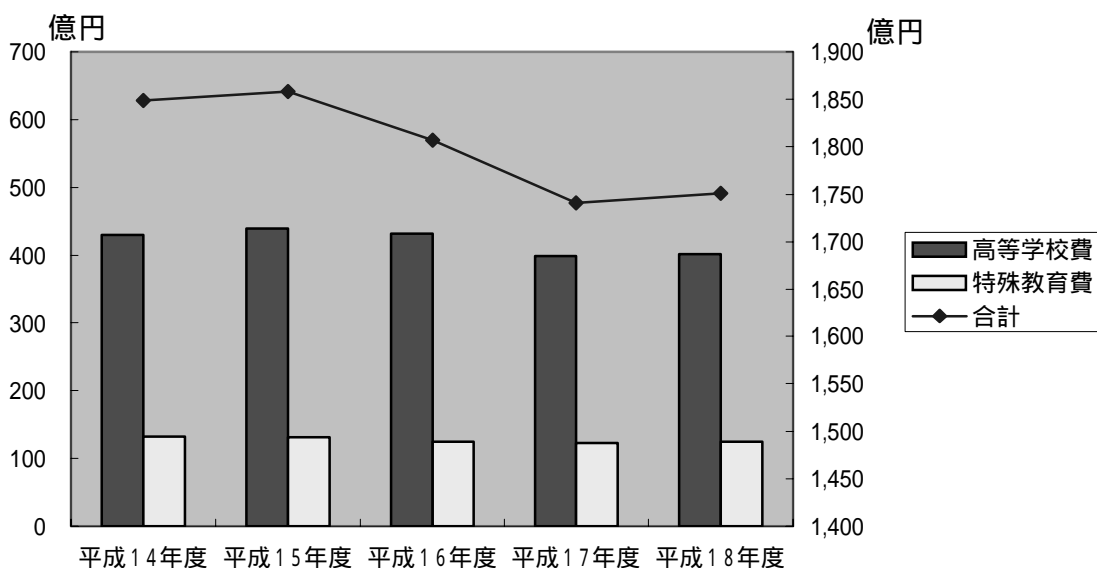


教育委員会の平成 18 年度当初予算のうち、高等学校費は 40,253 百万円 (23.0%)、特殊教育費は 12,505 百万円 (7.1%)、合計は 52,758 百万円 (30.1%) である。

教育委員会当初予算の推移



高等学校費、特殊教育費の推移



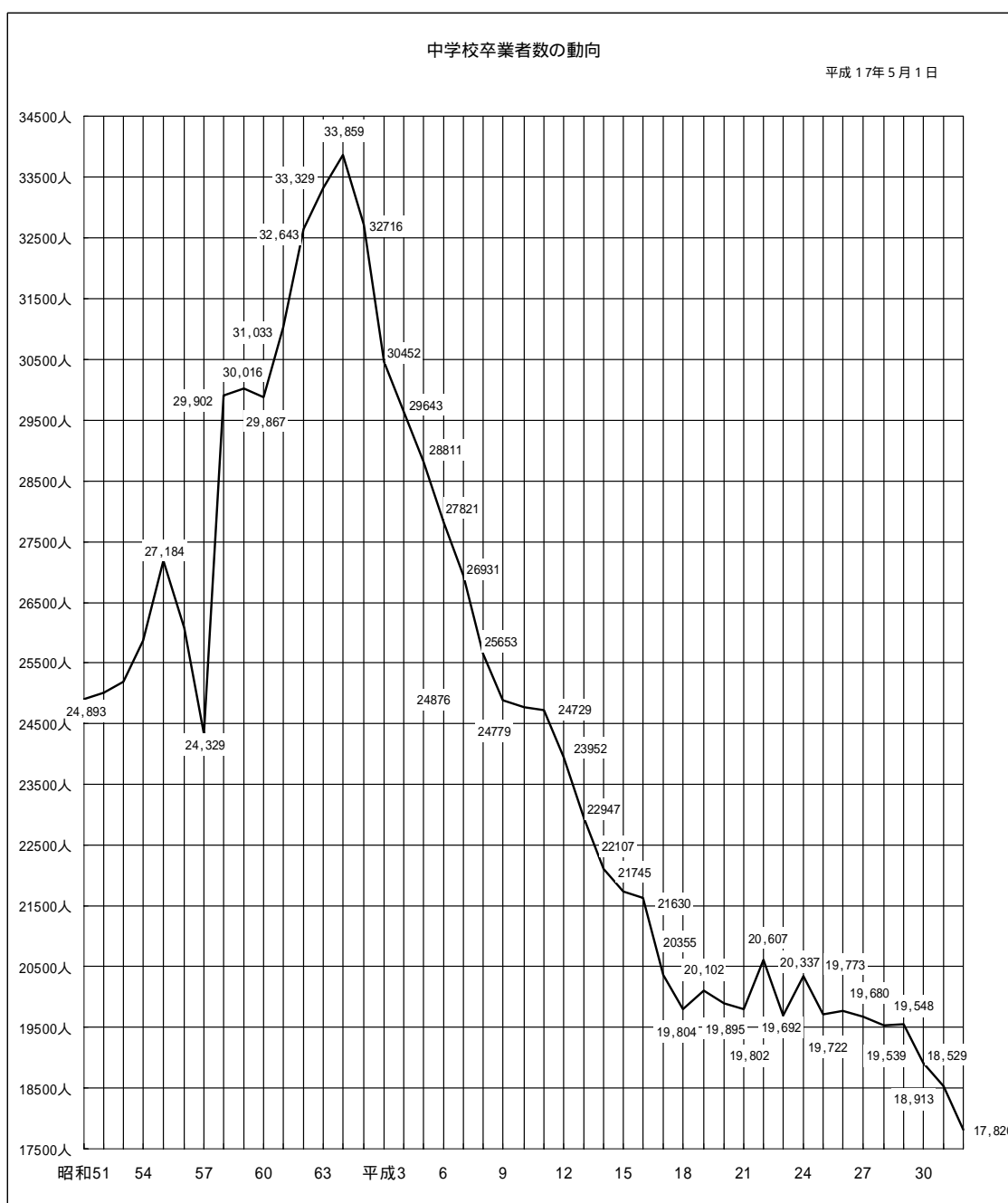
高等学校費は平成18年度40,253百万円であり、平成14年度の43,077百万円と比較して2,824百万円(6.6%)減少している。また、特殊教育費は平成18年度12,505百万円であり、平成14年度の13,260百万円と比較して755百万円(5.7%)減少している。これは、主に生徒数の減少による影響が大きいと思われる。



### 5 群馬県教育委員会における学校教育改革について

群馬県教育委員会では、県立高等学校の改革を、平成7年3月の群馬県後期中等教育審議委員会の報告「新しい時代に対応する本県高等教育の改革について」に基づき、総合学科や単位制高校の設置、新たなニーズに対応した新学科の開設、多様化・個性化に対応した高等学校入学者選抜の改善などに取り組んできた。

下記の表に示されるとおり、中学校卒業生徒数は平成2年3月の約34,000人をピークに、その後減少し続け、平成18年3月には約20,000人にまで減少している。今後も卒業生の減少が見込まれており、平成32年には約18,000人とピーク時のおよそ半分にまで減少することが予想されている。



このように、生徒数の減少は長期的かつ大幅なものであり、1学級の人数の低減や学級数の減少による対応では、各学校の小規模化が進み、学習活動に支障をきたすおそれがあることから、平成12年5月に「群馬県学校教育改革推進計画策定委員会」を発足させて、抜本的な再編整備、通学区域の見直し、男女共学、総合学科・単位制高校の設置・充実、中高一貫教育校の設置などについて審議してきた。

「群馬県学校教育改革推進計画策定委員会」は平成13年9月に「21世紀に求められる群馬の高校教育」として群馬県教育委員会へ最終報告を行い、群馬県教育委員会はこの内容を検討し、平成14年2月に「高校教育改革基本方針」を策定した。「高校教育改革基本方針」は、平成14年度以降の10年間の整備を視野に入れたものであるが、平成18年までの高校教育改革について記述している。

「高校教育改革基本方針」にある、高校の再編整備についての群馬県教育委員会の考えは次のとおりである。

#### (1) 高校の統合

高校の適正規模は1学年当たり4～8学級とし、適正規模の維持が見込まれない学校は、統合を検討する。

適正規模の維持が見込まれる学校であっても、統合することにより活性化が期待される場合には、統合を検討する。

統合の検討にあたっては、特色ある学校づくりの推進状況、生徒の通学状況、生徒の志願状況などを考慮する。

～ の観点から、次のとおり高校の統合を実施する。

- ・ 藤岡高校と藤岡女子高校を統合し、数理科学科を併置する普通科高校を設置する。
- ・ 伊勢崎東高校と境高校を統合し、国際科を併置する普通科高校を設置する。
- ・ 安中高校、安中実業高校、松井田高校を統合し、多様な学習内容の中から学びたいことを選択できる総合学園高校を設置する。

#### (2) 高校の改編

高校の改編にあたっては、当該校の充実はもとより、全県的な視野に立って、学校、学科の適正な配置に留意する。

総合学科高校、単位制高校、フレックススクールについては、生徒のニーズの高まり、通学の利便性などを考慮して設置する。

～ の観点から、次のとおり学校の改編を実施する。

- ・ 前橋東高校を普通科系の総合学科高校に、伊勢崎興陽高校を専門学科系の総合学科高校にそれぞれ改編する。
- ・ 高崎北高校と伊勢崎女子高校を、進路希望などに応じて柔軟な科目選択

ができる単位制高校にそれぞれ改編する。

- ・ 太田西女子高校を、自らの学習スタイルに合わせて学べるフレックススクールに改編する。

### (3) 高校入学者選抜と通学区域の見直し

入学者選抜においては、平成 12 年度より前期選抜と後期選抜を設け受験機会の複数化を図り、多様な選抜尺度を持った制度の導入を図った。今後も、この入試制度の活用・充実を図る

普通科の高校において設けられている通学区域については、中学生のいわゆる「行きたい学校」へ進学するという要望に一層応えていく。

～ の観点などを踏まえ、次のとおりの入学選抜方法と通学区域について実施する。

- ・ 高校の特色をより打ち出すための入学選抜方法として、各学校の特色に応じた学校独自の学力検査による選抜も可能な制度の導入を図る。
- ・ 再編整備を行った普通科高校については、通学区域を全県 1 学区とする。
- ・ 再編整備の進捗状況により、すべての高校においても通学区域を全県 1 学区としていく。

### (4) 高校の男女共学化

学校関係者や地域の理解を得ながら男女共学化を推進する。男女共学化に際しては、統合や改編と関連させるとともに、それぞれの高校の特色化を図る。

の観点などを踏まえて、次のとおり男女共学化を実施する。

- ・ 藤岡高校と藤岡女子高校を統合した高校は男女共学とする。
- ・ 伊勢崎東高校と境高校を統合した高校は男女共学とし、同時に、伊勢崎女子高校は単位制高校に改編するに伴い男女共学とする。
- ・ 太田西女子高校はフレックススクールに改編するに伴い男女共学とする。

### (5) 中高一貫教育の導入

6 年間の計画的・継続的な指導を通して、生徒一人一人の個性・能力の伸長を図る。

生徒の保護者の学校選択の幅を拡大するため「教育制度の複線化」（「6・3・3」制のほかに中高一貫教育による「6・6」制などを導入し、多様な学校制度を選択できるようにすること）を図る。

～ の観点などを踏まえ、次のとおり中高一貫教育を導入する。

- ・ 国際的な視野を持った人材を育成するため、一般の科目を英語で学ぶこ

とも取り入れた特色ある教育課程を実施する県立中等教育学校を中央高校に設置する。

- ・ 中学校と高校が授業や学校行事などで連携する中高一貫教育を万場高校、孺恋高校及び尾瀬高校において実施する。

市町村の中高一貫教育導入を支援する。

「高校教育改革基本方針」に係る再編整備計画の進捗は次のとおりである。

- ・ 平成 15 年度 前橋東高校（総合学科高校）  
高崎北高校（全日制単位制高校）  
万場高校、孺恋高校、尾瀬高校（連携型中高一貫教育校）
- ・ 平成 16 年度 中央高校 中央中等教育学校
- ・ 平成 17 年度 藤岡高校・藤岡女子高校 藤岡中央高校（男女共学）  
伊勢崎東高校・境高校 伊勢崎高校（男女共学）  
伊勢崎興陽高校（総合学科高校）  
伊勢崎女子高校 伊勢崎清明高校（全日制単位制高校、男女共学）  
太田西女子高校 太田ルック高校（3部制定時制、通信制）
- ・ 平成 18 年度 安中高校・安中実業高校 安中総合学園高校




平成 14 年 2 月の「高校教育改革基本方針」策定時では平成 18 年度までについて具体的な計画が策定されていたが、上記のように計画に従って再編整備が進んだことから平成 17 年 3 月に平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間の具体的な計画を策定している。

平成 19 年度以降 3 年間の計画は中期計画と位置づけ、次のような内容となっている（平成 18 年度までのものは前期計画と位置づけている）。

- ・ 平成 19 年度 前橋商業高校・前橋東商業高校 前橋商業高校
- ・ 平成 20 年度 太田東高校（全日制単位制高校）
- ・ 平成 21 年度 沼田高校・沼田女子高校 新高校（男女共学）

平成 18 年度における県立高校の学校規模と再編整備対象校の状況は次のとおりである。

1学年学級数		2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	合計
普通科高校	普通科のみを設置	松井田 榛名原 長野倉 板下仁 玉村		桐生南 桐生西 富岡東	高崎東 川太 渋川女 富岡	前橋南 太田東 太田女 館林	太田	前橋 前橋女 高崎 高崎女	22
	学科・コースを設置				前橋西 桐生女 沼田女 沼田女 西邑	中央 藤岡中 館林女	桐生	伊勢崎	13
	連携型 中高一貫	万場 孺恋 尾瀬							
単位制		大間々				伊勢崎清 高崎北			3
専門学科高校	農業科		藤岡北			勢多農林			2
	工業科		藤岡工業	渋川工業	伊勢崎工業 桐生工業 太田工業		前橋工業 高崎工業		7
	商業科	前橋東商業				伊勢崎商業		前橋商業 高崎商業	4
	複数の学科を 設置			富岡実業 利根実業	館林商工				3
普通科と専門学科を 置く高校		吾妻	中之条 大泉					3	
総合学科			新田暁 伊勢崎興陽	渋川青翠 吉井	前橋東 安中総合			6	
再編中の高校								5	
3学年のみ在籍 (今後閉鎖)	境	太田西女子	藤岡 藤岡女子			伊勢崎東			
2・3年生のみ在籍 (今後閉鎖)		安中 安中実業						2	
1・2年生のみ在籍			前橋清陵		太田フレックス			2	
総合計		11	7	13	15	14	5	7	72

-  …平成14年度～平成18年度の再編整備対象校
-  …平成19年度～平成21年度の再編整備対象校
-  …平成17年度以降3年間「活性化協議会」を設置する高校

「高校教育改革基本方針」では高校の適正規模の目安として1学年あたり4～8学級としているが、平成18年度までの再編後もその規模を満たさない高校が10校ある。このうち1学年2学級と特に小規模となっている6高校（榛名高校、下仁田高校、松井田高校、長野原高校、玉村高校、板倉高校）については、地元で高校存続の希望が強く、基本方針による判断だけでは再編が難しいため、高校と地元自治体からなる「活性化協議会」を平成17年度から3年間設置し、高校の必要性、活性化策を講じることとしている。

また、中期再編整備対象校以外の高校についても、学校の活性化又は教育内容の充実を図る上で速やかに再編整備に着手する必要がある、再編整備に係る所要の調整が図られたときは、再編整備を検討するとしている。

## 6 最近における県立学校をめぐる諸問題について

昨今、全国的にいじめ及び必修科目の未履修問題が取りざたされ、社会的問題になっている。群馬県においてもこれらの問題が発生し、県立学校及び教育委員会が対応している。その主な対応状況は以下のとおりである。

### (1) いじめ問題に対する対応について

昨今、いじめの問題が顕在化し、いじめを理由にした自殺事件が他県で発生している。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならないことであり、憂慮すべきことである。

群馬県は文部科学省の通知を受け、いじめ問題の実態を把握するため県内の公立高校と県立特殊教育諸学校をあわせた 90 校に対していじめの状況について調査を行った。その結果は以下のとおりであった。

#### いじめの発生件数（公立高等学校関係）

区分	年度	発生学校数	割合（％）	発生件数	増減	解消割合（％）
全 国	平成 17	1,223	30.0	2,191	+ 70	94.8
	平成 16	1,115	27.2	2,121	+ 51	95.3
	平成 15	1,094	26.6	2,070		92.3
群 馬 県	平成 17	28	36.4	42	- 18	95.2
	平成 16	27	36.5	60	+ 27	93.3
	平成 15	19	25.7	33		93.9

注 調査においていじめとは、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」としている。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこととしている。

いじめを態様別に見ると、平成 17 年度では全国では「冷やかし・からかい」が最も多く、以下「暴力を振るう」、「言葉での脅かし」の順であるが、本県では「言葉での脅かし」が最も多く「冷やかし・からかい」がほぼ同数、次いで「暴力を振るう」であった。いじめの発生学校数については、増加傾向にあり、いじめがどの学校でも起こりうる可能性を示している。また、いじめの発生件数については、年度ごとに増減はあるものの、いじめが発生した場合、当該校では学校を挙げて解消に向けて対応しており、9 割以上が年度内に解消しており、継続している場合でも引き続き解消に向

けて対応しているとのことである。また、高校生の特徴として携帯電話やインターネットの掲示板やブログへの中傷的な書き込み等のいじめや嫌がらせも発生しており、当該校は警察とも連携し、対応しているところである。

県ではいじめへの対応として以下のような施策や取組を行っている。

学校における「いじめ問題」に迅速・的確に対応するため、群馬県総合教育センター内に「いじめ緊急対策室」を設置し、児童生徒、保護者、教職員からの相談に応じ、相談者の意向に沿った早期解決を目指す取組を行う。いじめがあった場合、必要に応じて、当該校に直接出向き、事実関係を調査し、解決に向けて指導を行い、市町村教育委員会など関係機関との連携を強化し早期解決に努める。

臨床心理士等を県立高校 5 校に配置し、生徒・保護者・教職員のカウンセリングを行う。

県内の 8 地区に学校巡回カウンセラーを 1 名ずつ配置し、担当地区内の高等学校を週に 1 回程度訪問し、専門的立場から指導・助言を教職員、生徒、保護者に行う。平成 17 年度の状況は総相談件数 739 件、総相談回数 1,627 回のうち、いじめに関するものは、12 件、21 回であった。

校長協会と生徒指導委員会（注 1）の連携を深めるため、定期的に会合を持ち、生徒指導上の諸課題について課題解決のための方策等について情報交換を行っている。

上記のほかにも、生徒指導部会（注 2）と教育相談部会（注 3）との連携や生徒指導担当嘱託員の配置等様々な施策が行われ、また教師と生徒の信頼関係の確立や地域社会との連携等の取り組みが行われている。

注1 （群馬県高等学校長協会）生徒指導委員会

県内の高等学校長及び高等部を設置する盲・聾・養護学校長により組織され、生徒指導上の諸課題について協議・情報交換を行う。委員は例年20名前後である。

注2 （群馬県高等学校教育研究会）生徒指導部会

群馬県高等学校長協会生徒指導委員会委員及び県内公立高等学校及び高等部を設置する盲・聾・養護学校の生徒指導担当者により組織される団体。生徒指導上の諸課題について研究調査、情報交換等を行い、県全体の生徒指導の振興、活性化を図ることを目的に活動している。

注3 （群馬県高等学校教育研究会）教育相談部会

教育相談についての知識や技術の普及・向上を目的に設置。高等学校長協会生徒指導委員会委員、各校の教育相談部または係主担当者、学校巡回カウンセラーを会員とする。

(2) 必履修科目の未履修問題に対する対応について

文部科学省の定める高等学校学習指導要領の規定により、すべての生徒に履修させる各科目（以下「必履修科目」という。）を生徒に履修させないなど、学習指導要領に反する事例が判明し、社会的問題となっている。

この問題に関連して、群馬県の必履修科目の取扱いについて、群馬県教育委員会は全県立高等学校 72 校、市立・学校組合立高等学校に対しては、関係教育委員会をとおして文書による調査を行った結果、3 校で不適切な事例が判明した。

その事態を受け、全日制の全県立高等学校 70 校を対象に学校訪問を行い、教育課程の適正な編成及び実施がなされているか、実態把握の調査を行った。調査の方法は、原則として指導主事 2 名 1 組で各学校を訪問し、教育課程表、時間割表等を用いて行い、校長や教頭、教務主任など、また必要に応じて当該科目の担当教諭から状況の説明を受けた。その結果、該当校 3 校以外での未履修はなかった。

なお、不適切と判明した県内の 3 つの高等学校（中央高校、伊勢崎清明高校、沼田高校）については、いずれも県の教育委員会に提出した教育課程表と一部異なる指導を行っていたものである。該当する 3 校の状況は以下のとおりである。

学校名	対 象	内 容
中央高校	平成 18 年度 3 学年 38 名 (3 学年全生徒数 235 名)	3 学年において、教育課程上は、公民の「政治経済」を実施することになっていたが、実際には世界史 B、日本史 B、地理 B を実施。
伊勢崎清明高校	平成 18 年度 3 年次生 198 名 (3 年次全生徒数 233 名)	2 年次において、教育課程上は、情報の「情報 A」を実施することになっていたが、実際には数学、数学 A の演習を実施。
沼田高校	平成 18 年度 3 学年 155 名 (3 学年全生徒数 241 名)	3 学年において、教育課程上は、情報の「情報 A」を実施することになっていたが、実際には文理系では古典、数学、理系では化学、リーディング、数理科学コースでは数学、化学を実施。

そもそも文部科学省の定める学習指導要領は、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものである（高等学校学習指導要領第 1 章総則）。

こうした方針のもとに卒業までに履修させる単位数等が決められている。必履修科目の未履修問題は、学歴社会とそれを反映した受験競争を背景として、教育委員会の権限の県立高等学校への移譲や高等学校の裁量でカリキュラムが設定できるといった環境の中で、



高等学校が生徒に受験競争に負けないようにという思料から発生したものと思われるが、逆に生徒への負担となっている。まず、生徒の進学、就職等に不利益が生じないよう配慮することが重要である。

各高等学校については、学習指導要領に基づき、適正な教育課程の編成、実施、また教育課程の進行管理についても十分留意することが求められる。

県教育委員会については、各高等学校から提出される教育課程の確認及びチェック体制を整備し、必修科目の漏れがないようにする。また、必要に応じて学校訪問を行い教育課程や年間指導計画に基づいた授業の実施状況について確認と指導助言を強化することが求められる。

## 監査の結果及び意見の要約

### (県立学校)

#### (監査の視点) 教職員等の人件費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか

##### 1 出勤簿の記載洩れ、記載誤りについて(意見)

出勤簿の記載について、一部記載洩れ、記載誤りがあった。出勤簿は職員の勤怠管理を行う重要な書類であるため、その記入及び管理を適切に行う必要がある。また、出張申請書はその決裁・承認を確認する書類であるため適切に保管する必要がある。

##### 2 「給与口座振込申込票」の取扱事務について(意見)

「給与口座振込申込票」に関する以下の取扱事務について適切に処理する必要がある。

「給与口座振込申込票」の受理手続 年度末の人事異動に伴う事務処理手続

#### (監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

##### 3 随意契約選択の不適切について(結果)

予定価格が随意契約によることができるとしている場合の限度額を超過していたにもかかわらず、随意契約となっており、また、随意契約を採用した理由も明記されていなかった。

地方自治体が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、安易に随意契約を採用すべきでない。随意契約を採用する場合には、関係法規に従い、適切に執行されたい。

##### 4 予定価格の積算根拠が不明な事例について(結果)

平成16年度の指名競争入札による契約において、予定価格の積算根拠が不明な案件が1件あった。指名競争入札の予定価格の積算根拠は適切に作成、保管し、適正に積算されたことを説明できる状態にしておく必要がある。

##### 5 随意契約の見積業者が長期・固定化していることについて(意見)

指名業者、見積徴取業者の選定に長期・固定化の傾向が見られる。見積合せの業者の拡大や競争入札の可能性の模索など競争原理による経済性の追求を十分に検討されたい。

##### 6 随意契約において見積合せの省略理由が不明確な事例について(意見)

見積合せの省略理由が不明確な事例が見受けられた。

特に一者随意契約は例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、学校経営の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要であることを再確認し、慎重に検討されたい。

7 支出回議書に添付される業者請求書の日付記載洩れについて（意見）

業者からの請求書に請求日付の記載のないものが多数見受けられた。学校側の受付日付印、検査済み印はあるものの、実際の納品日が明確でなく所定の手続き以前の納品であつても検証できない状況にある。

請求書日付の記載を徹底するよう業者を指導する必要がある。

8 くじ引きの経過資料の保存について（意見）

指名競争入札方式において入札価格が同額である場合のくじ引きの方法が経過資料の残らない方法によっている。

阿弥陀くじなど書類として残る方法を採用することとされたい。

9 請書徴取の省略の範囲について（意見）

契約金額が 100 万円未満の契約であるものの、契約の性質や目的を勘案して請書の作成を省略すべきではないと考えられる契約についても省略されている事例があつた。

請書の省略については、契約の性質・目的についてより慎重に判断し、金額基準のみで判定することのないよう留意する必要がある。

10 契約の解除について（意見）

契約の解除に関して書面を交わしていないため、その事実や解除に関する合意内容について客観的に確認できない状況にある。

契約の解除にあたっては、解除後のトラブルを回避するためにも契約解除に関する合意内容を契約先双方で書面を交わしておくことが必要である。

**（監査の視点）教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか**

1.1 備品の現品確認について（結果）

備品の現品確認は、県財務規則第 231 条に規定されており、現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。しかし、定期的な現品確認を実施していない学校や、実施していてもその方法につき改善の必要性が認められる学校があつた。

規定に従い実施すべきである。

1.2 寄附受け入れ手続きの洩れについて（結果）

備品の寄附につき規則に則った受け入れ手続きをしていないものがあつた。

本来、寄附受けしたものは、取得時点において 3 万円以上の価値があるものであれば明らかに寄附受けが必要であり、手続を行い備品台帳に登載すべきである。

### 1 3 薬品等の管理状況について（結果）

毒物・劇物に指定されている薬品を取り扱っていることから、適切な保管管理等に努める必要がある。個々の学校において程度の差はあるものの、薬品の管理が不十分であり、盗難、事故等のリスクに対する備えができていないと判断された学校があった。

薬品の危険性にかんがみ、関係法規に従い適正な保管管理を徹底すべきである。

### 1 4 備品の現品確認の方法及び対象範囲の見直しについて（意見）

財産の管理方法や設置場所等を勘案し、どのように現品確認を実施すれば正確にかつ効率的に行えるか検討したうえで現品確認に関する具体的内容を決めた内部規程を作成することが望まれる。また、「取得価格又は評価額が 3 万円以上のもの」という現行の基準に関して、備品管理の意義・必要性及びその実施に要する労力の比較や現在の物価水準の検討等を行い、適正な備品管理の範囲の見直しを行うことが望まれる。

### 1 5 備品整理票の貼付について（意見）

備品整理票の貼付について以下の改善すべき事項が散見されたので改善されたい。

- (1) 貼付洩れ。
- (2) スポーツ器具、楽器等使用状態が激しく備品整理票が剥がれてしまっているもの。
- (3) 平成 11 年度に電算管理が一新され、それ以前の取得物品について旧備品整理票しか貼付されていないもの。
- (4) 教育用コンピューターについては教室全体で「一式」として計上されているもの。

### 1 6 必要がなくなった物品について（意見）

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

必要がなくなった物品について交換、管理換等適切な処理ができない場合は県財務規則第 231 条により速やかに不用決定をし、その上で廃棄する必要がある。

### 1 7 公有財産台帳の管理について（意見）

施設の現況と諸台帳、図面等との符合の適否についての調査を義務付けることが必要であり、所有している土地・建物・工作物に関するデータは遺漏なく財産台帳に登録されていなければならない。

また、明らかに備品に該当するものが、建物の一部に含まれており、備品購入時の入札及び財産管理を適切な単位で実施するためには、発注時における建物附属設備と備品等についての一定の分類基準を定める必要がある。

1 8 未利用施設の対策について（意見）

現在使われておらず今後も利用見込みのない古い建物・施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に対策を講じる必要がある。

1 9 老朽化した建物について（意見）

老朽化し、補修が必要な建物・施設については早急に対策を講じる必要がある。

2 0 演習林について（意見）

広大な面積の演習林については、学校生徒数の規模に比し、過剰施設であると思われる。また、そのほとんどが使用されずに放置されており、演習林の意義、必要性、適正な維持管理の方法及び維持経費の見積もり等の検討を行い、今後の管理のあり方について早急に検討する必要がある。

2 1 県の機関における機器備品相互利用の推進について（意見）

監査対象校の施設を視察した際、古い機器類が散見されたが、予算不足で更新できないケースが多かった。限られた教育資源を有効に使用するために、県の機関における機器備品の相互利用に取り組むことを検討されたい。

2 2 学校図書館の位置づけ及び図書の取得・維持管理について（意見）

学校図書館の位置づけが各校によって統一されておらず、また、学校図書館における図書の取得・維持管理は県内各校において一様ではなく、統一的な基準が策定されていない。学校の規模や歴史・利用実態・性格を考慮し、これらに対する指針を策定することが望ましい。

**（監査の視点）収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか**

2 3 授業料免除基準の運用について（結果）

家庭貧困の場合の授業料免除の基準の運用について、「群馬県立学校授業料等徴収条例」では資産状況の調査も検討するとされているが、「県立学校生徒の授業料免除取扱要領」では要求されていない。実際の運用面は取扱要領に則って行われているので、条例の趣旨と異なる基準で運用されていることになる。授業料免除の取り扱いについては、条例、取扱要領等の整合性を保つよう検討すべきである。

2 4 生産物の販売に係る収納事務について（結果）

生産物収入については適時に収納決議をすべきである。販売代金はすべて収納されなければならない。なお、野菜の収穫、販売にかかる生産物出納簿を作成することが望まれる。

2 5 授業料の未納状況について（意見）

授業料未納者のうち実質的に不納欠損処理すべきと思われるものがあった。事実関係を調査の上、必要に応じ不納欠損処理を行う必要がある。

2 6 ペット犬の販売について（意見）

応用動物コースでペット犬を販売しているが、その販売高の大半を1社のペット業者に販売しており、他の業者からの見積書等を入手していない。

ペット犬の価格については、1社のペット業者に偏ることなく、他のペット業者からも見積書を入手して価格を設定する必要がある。

2 7 果樹の販売価格について（意見）

果樹の販売価格は毎年同じ価格で販売しているが、市場価格の変動を考慮したうえで決定する必要がある。

2 8 教育実習生の実習謝金について（意見）

教育実習生の実習謝金については、県の収入として処理できるような制度の検討が望まれる。

**（監査の視点）学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収・管理は適切に行われているか**

2 9 学校徴収金に関する規程などの整備について（結果）

学校徴収金の徴収・管理・執行が厳正かつ効率的に行われ、その透明性が確保できるような統一的な事務処理基準を策定し、これに則って事務処理をするべきである。

また、学校徴収金を納付している生徒や保護者に対して学校徴収金の使途や収支の状況などについて透明性を確保し、説明責任を果たすためにも適切な情報開示が行われるようにされたい。

3 0 学校徴収金の管理が適切でない事例について（結果）

学校徴収金の管理が適切でない以下の事例があった。

- (1) 学校で預金通帳及び帳簿、証憑類が保管されていない事例
- (2) 支出の根拠となる証憑類（請求書、領収書など）が適切に保管されていない事例
- (3) バッチ・ステッカー会計において販売金や売上帳の管理が適切でない事例

学校徴収金に係る預金通帳や帳簿、証憑類は、学校徴収金が適切に支出されていることを証明する書類であり、年度末に第三者（管理職等）の監査を受けてから決算報告し、学校が一定期間適切に管理保管すべきである。

### 3 1 学校が負担すべき支出を私費会計で負担していることについて（意見）

表題につき以下の事例があった。

- (1) 学校施設の清掃に係る費用について清掃費として生徒・保護者から徴収している事例
- (2) 進路指導に関する経費やパソコンの購入について私費会計から支出している事例
- (3) 本来学校が負担すべき会費や受講料等がP T A会計から支出されている事例
- (4) 私費会計から学校の事務補助員の給料等を支払っている事例
- (5) 研究助成金がP T Aの特別会計に計上されている事例
- (6) 教員の生徒部活動に伴う旅費について取扱が明確でない事例
- (7) 学校の修繕等に使用されている事例

支出の趣旨、目的や内容を吟味して、本来学校が負担すべきものと私費として生徒・保護者が負担すべきものの区分を明確にする必要がある。

また、これらの費用の負担を生徒・保護者に求めていることについて学校としてその根拠を明確にし、生徒・保護者への説明と理解を得る必要がある。

### 3 2 生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約等がない会計について（意見）

生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約がなく、会計報告・監査も行われていない会計があった。学校徴収金として生徒・保護者から金銭を徴収するにあたり、規程・規約がない状況は早急に改善する必要がある。また、P T A等の団体徴収金に関しても、その資金の徴収・管理の事務委託を受けている以上、会費徴収に関する規程・規約がない状況では受任事務の執行に支障をきたすので、その整備を行うよう関連諸団体に通知する必要がある。会計報告・監査についても同様である。

### 3 3 過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計について（意見）

過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計があった。学校では資金源泉について把握していない。資金の使用権限の所在が明確ではなく、長期間にわたって残高だけが繰り越されている状況は、不適切な使用や不正のリスクを高めることになりかねない。資金の使用目的や徴収の源泉について調査をし、使用権限や管理責任の明確化を図る必要がある。また、会計の適正性及び情報の開示のため、決算報告と監査は行われる必要がある。

### 3 4 他団体からの管理委託金としての見直しが必要な会計について（意見）

百周年事業会計については、実質的に同窓会からの管理委託金の性格を有するが、委託契約もなく管理責任等が曖昧な状態になっている。

同窓会等の諸団体に属するものについて学校が管理を委ねられる場合には、管理を委託された資金として明確に位置づけるとともに、委託契約を締結するなど、学校の管理

責任の範囲を明確にする必要がある。もし当該資金が学校（県）に属するのならば、歳入処理を行うなど適切な処理を行う必要がある。

### 3 5 学校徴収金の徴収金額の妥当性について（意見）

実費支弁的な意味合いを持つ学校徴収金については、余剰が出れば生徒・保護者に返金すべきものであるため、適正な受益者負担を図るため、過剰な残高が残らないような適正額を算出して徴収するように改善されたい。

### 3 6 修学旅行積立金の取扱について（意見）

- (1) 修学旅行積立金の集金につき、小学部の場合は、受領した金銭をそのまま職員室の金庫に保管しているが、受領から支出するまでの間の帳簿等への記帳がなされていない。口座を開設して保管するべきであり、小学部、中学部とも金銭を受領した段階で現金出納帳に記帳する必要がある。また、通帳への入金を即座に行う必要がある。
- (2) 余剰金を返金した場合に、生徒・保護者から領収書を取り付ける必要がある。

### 3 7 校外模試について（意見）

- (1) 教諭に支払われる監督代については、教育委員会からの兼業・兼職許可を得ることを検討する必要がある、徴収金（各学年会計）から監督代の支払いを行っているが、所得税の源泉徴収手続きが必要である。
- (2) 校外模試の余剰金から進路指導主事に総括試験監督費を支払っているが、支払いの根拠について見直されたい。また、講演会等の講師謝金や各種問題集等の購入の適否につき検討されたい。
- (3) 校外模試の支払証憑は現金管理責任者である学年会計担当者が原本を保管する必要がある。

### 3 8 進路指導会計から支出されている補習手当について（意見）

教職員が進路指導会計から支出を受ける補習手当について、教育委員会から兼業・兼業許可を得ることを検討する必要がある。

### 3 9 入学時に係る学校徴収金の範囲について（意見）

入学時に係る費用を生徒・保護者から徴収しているが、この中には体育着や実習着等の費用も含まれ、広範囲にわたっているため徴収側の学校の事務作業が煩雑になっている。

指定物を指定店で生徒が自ら購入すれば足りるものと思われるため、学校徴収金の範囲について見直す必要がある。



#### 4 0 他団体から委任されている事務の不適切について（意見）

県立学校は、PTA等の関連団体から資金の徴収事務や資金の管理事務などを委託されているが、その代行事務の執行において以下の不適切な事例があった。

- (1) 定時制の給食担当職員に、任意団体の「その他特別会計」から謝礼を支給しているにもかかわらず、任意団体として所得税を源泉徴収していない学校があった。
- (2) 生徒部活動での遠征に伴う生徒の旅費について、宿泊費（部活動後援会費）が過大支払いになっている学校があった。
- (3) PTA会計に関する証憑には宛先が学校長宛になっている事例が多く見られた。これらについても適切に行う必要があり、改善されたい。

#### 4 1 私費会計についての監査の必要性について（意見）

公立学校の私費会計については、現在県として有効なチェックは行われていないが、生徒・保護者からの徴収金で賄われていること、取り扱う金額の大きさ及び内部統制組織の脆弱さ等を考慮すると、リスクが高く、今後県として何らかの形でその適正性のチェックを行っていくことが必要と思われる。その必要性や危険負担（県の管理責任）の検討を行い、教育委員会の検査・指導や監査委員監査が実施できるような仕組みの見直しを行う取り組みが求められる。

### **（監査の視点）情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか**

#### 4 2 生徒情報システムの情報セキュリティについて（結果）

標記システムのサーバーへのアクセスにはIDやパスワード等の制限もなく自由にアクセスでき、すべての端末機械には印刷機がセットされており、印刷は自由にできる状態である。これでは生徒の個人情報の保護に関して対応が不十分である。

生徒情報システムには生徒の個人情報が多量に含まれており、サーバーのアクセスにはIDやパスワード等一定の制限をかけるべきである。また、万が一情報の漏洩等が生じた場合に、誰が持ち出したかなどが究明できるようにアクセスログの記録と保管が必要である。

#### 4 3 情報セキュリティに関する規程の内容について（意見）

表題につき、以下の点につき改善の必要性が認められたので、見直しが求められる。

外部メモリとの接続を制限するといった事項が入っていない。

教育予算が厳しいため個人用パソコンの使用を容認しているが、ネット接続基準について不適当なソフトが入っていないかどうかの確認を求める事項が入っていない。学校所有のパソコンに余計なソフトが勝手に入れられていないかといった管理についての事項が入っていない。

送信メールのモニタリングにより不適切なデータ送信が行われていないかを管理するといったメールに関する規制が入っていない。

また、個人の人的セキュリティについては、コンプライアンスや個人的良心、良識等に任されている部分が多いと思われる。組織的な仕組み、システム（チェック、報告等）を工夫する必要があると思われる。

#### 4.4 データ管理方法について（意見）

教員の作成・使用しているデータは、パソコンやサーバーに保管せず、MO等の大容量記憶装置に保管することを推奨しているが、MO等の記憶装置の保管方法についてさらに強化されたい。記憶装置をセキュリティ担当者等の責任者が集中管理すること、記憶媒体の持ち出し状況の管理を徹底するといった施策を検討されたい。

また、データの保管用に使用する記憶装置を限定し、安易に複数の記憶装置にデータが保管されるようなことがないような方策を検討されたい。

ネットワークに接続しているパソコンに個人情報を含んだデータが保管されていないかどうかについては、定期的にセキュリティ担当者によるチェックが行われることが望ましい。

#### 4.5 個人用パソコンの使用に関する管理について（意見）

個人用パソコンの使用について、台数把握等の管理もされていない学校があった。

個人用パソコンの使用を容認する場合、その管理には特段の注意を払う必要がある。台数、所有者名、機種名及び接続ネットワーク名等の記録、管理はもちろんのこと、不適当なソフトの有無、データ持ち出しのリスク等嚴重に対処する必要がある。

### **（監査の視点） その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか、また管理運営は効率的に行われているか**

#### 4.6 行政コスト計算書の活用について（意見）

県の財政は年々厳しさを増している中、行政の一環としての県立学校の運営についても効率的、経済的な運営が求められる。経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発主主義的な考えによる全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書を作成し活用する必要がある。

監査対象学校の行政コスト計算書の試算結果は次のとおりである。

(平成17年度)(単位:千円)

区分	前橋女子	勢多農林	前橋工業	高崎商業	新田暁
人に係るコスト					
教職員人件費	461,788	551,008	887,821	573,507	402,653
臨時嘱託等人件費	11,661	19,758	15,329	14,162	22,366
退職給付費用	44,746	41,832	73,048	56,786	27,345
計	518,197	612,599	976,199	644,456	452,366
物にかかるコスト					
物件費	538	411	1,422	1,311	995
維持管理費	27,020	71,814	51,241	43,789	29,766
減価償却費	44,087	122,627	237,989	56,716	98,262
計	71,646	194,853	290,654	101,816	129,024
その他のコスト					
その他	8	321	107	163	31
計	8	321	107	163	31
行政コスト合計	589,851	807,774	1,266,961	746,437	581,422
(収入項目)					
教育施設使用料	108,699	73,965	89,446	103,069	47,647
生産物売払収入	0	23,730	0	0	0
雑入他	29	591	154	10	0
収入項目合計	108,728	98,287	89,601	103,079	47,647
差引行政コスト	481,123	709,486	1,177,360	643,357	533,774
生徒数(人)	964	694	904	973	499
生徒一人当り行政コスト(円)	499,090	1,022,315	1,302,390	661,210	1,069,689

区分	沼田	利根実業	万場	盲学校	榛名養護
人に係るコスト					
教職員人件費	436,770	494,610	177,622	564,839	929,640
臨時嘱託等人件費	11,205	21,831	10,550	28,904	21,392
退職給付費用	34,234	38,279	9,487	49,416	66,205
計	482,210	554,721	197,660	643,160	1,017,238
物にかかるコスト					
物件費	429	2,251	4,628	361	1,986
維持管理費	25,315	58,160	14,474	42,847	74,170
減価償却費	40,208	127,563	40,248	50,120	34,098
計	65,952	187,974	59,350	93,329	110,255
その他のコスト					
その他	114	260	380	0	122
計	114	260	380	0	122
行政コスト合計	548,277	742,957	257,392	736,489	1,127,616
(収入項目)					
教育施設使用料	77,812	55,437	16,436	0	18
生産物売払収入	0	15,020	0	0	0
雑入他	0	203	542	830	158
収入項目合計	77,812	70,661	16,979	830	176
差引行政コスト	470,465	672,295	240,412	735,659	1,127,439
生徒数(人)	736	516	158	54	147
生徒一人当り行政コスト(円)	639,220	1,302,898	1,521,601	13,623,325	7,669,655

1人当り行政コストを比較すると盲学校と榛名養護が他の県立学校と比較して非常に高い値を示している。これは目の不自由な生徒や知的障害の生徒に対応するため、生徒1人当りに必要とされる教職員数が他の学校と比較して当然多くなることが影響している。

また、両学校については通学が困難な場合があるため寄宿舎を設置し、24時間体制で生徒に対応しているといった特殊要因もある。

次に特殊教育諸学校を除いた1人当り行政コストを比較してみると、生徒1人当り最もコストをかけている学校は万場であり、利根実業と前橋工業が続いている。万場は行政コスト総額では他の県立学校と比較して低コストとなっているが、生徒数が少ないため1人当りに換算すると多額のコストをかけて運営されていることがわかる。

前橋工業と利根実業は工業系の学科を設けている高校であり、実習のために機械等の設備を設置する必要があることや、工業系の学科を教えるための教員を配置する必要があることなどから1人当りにかかる行政コストが高くなる傾向にある。

新田暁は総合学科という位置づけの高校であるが、生徒が多数の科目から選択できることといったメリットがあることと引き換えに、それに対応する教員や施設を配置しなければならないことから、生徒1人当たりの行政コストが比較的高くなることといった傾向がある。

行政コストの構成比と合わせて見ると、物にかかるコストの割合が高い勢多農林（約24%）、前橋工業（約23%）、新田暁（約22%）、利根実業（約25%）、万場（約23%）といった高校は、生徒1人当りの行政コストがそれ以外の高校と比較して高くなる傾向にあり、商業高校は同じ実業系の高校ではあるものの物にかかるコストの割合が普通科の高校と近く、1人当り行政コストも普通科の高校と同様に低い傾向にあることがわかる。

行政コストの構成比率を見ると、各高校により人に係るコストと物にかかるコストの割合が異なることがわかるだけでなく、どの高校であっても人に係るコストの割合が7割以上を占める状況にある。このことから考えても、人件費部分が別途集計される現行の収支では各学校にかかる費用を集計するという観点からは十分ではなく、行政コスト計算書を作成することの有用性は十分にあると考える。

**(教育委員会事務局)**

**管理課**

4 7 回議書に記載すべき事項の記載洩れについて（結果）

回議書に記載しておくべき事項が記載洩れになっている事例が検出された。

関係法規に従って、回議書で起案された事項が適切に承認され、執行されたことを適切に記録すべきである。

4 8 指名競争入札における落札率の高い契約について（意見）

指名競争入札を採用している契約の中に、予定価格と落札価格が近似している案件が散見されており、競争原理が効果的に生かされていないおそれがある。早急に抜本的な入札契約制度の改革に取り組む必要がある。以下はその主な方策である。

(1) 一般競争入札の範囲の拡大

(2) 入札状況の監視について

(3) 指名競争入札の改善策

指名業者数の拡大

指名業者選定方法の公正化（指名業者選定委員会による選定等）

指名業者選定方法、入札手続きの開示、透明性の確保

電子入札、郵便方式による入札の採用

工事内訳書の提出

4 9 教職員公舎について（意見）

教職員住宅はその必要性を見直し、へき地を除き基本的に廃止すべきであると思われる。過去に廃止した教職員住宅の跡地で未利用のものは、早急にその利用の方法を検討し、利用が見込まれないものは早期に売却整理を行う必要がある。

また、群馬県の公舎利用料算定基準による月額使用料は、建設コストも回収できない水準であり、経済的合理性に乏しい状況であるので検討を要すると思われる。

5 0 火災共済付保状況について（意見）

校舎等学校施設の火災保険加入率は 16.6%しかなく、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から、保険料支払いの行政コストとの比較検討を施設ごとに行い、経済合理性のある県有財産の付保管理を行う等の見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。

5 1 高校建設工事における分離・分割発注について（意見）

高校建設工事において、受注機会の確保という政策目的の達成のために分離・分割発注が行われている。一括発注方式に比較してコストが増加するが、今後県として、そのコスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定を検討することが望まれる。

5 2 指名競争入札における複数回の入札による落札について（意見）

指名競争入札において第 1 回目の入札で予定価格を上まわり、複数回の入札で落札した場合の案件について確認したところ、すべての入札案件について、落札に至るまで同じ業者が最低価格を提示していた。

指名競争入札 1 回目で不調の時は、指名業者を入れ替える、または一般競争入札とすることも検討されることが望まれる。

5 3 仮設校舎リース契約における問題について（意見）

仮設校舎リース契約の指名競争入札契約において、改善すべき点が見受けられたので、以下の取り組みが望まれる。

- (1) 指名競争入札における指名業者選定については、リース業者のリース物件供給能力、財務安定性に重点をおいた審査が行われる必要がある。
- (2) 使用開始に先立つ建築完了時に、正式に完成検査の手続きを要するものと定める必要がある。

5 4 県立学校の耐震診断及び補強工事について（意見）

補強工事未実施の 99 棟については、 予算の制限、 高校統合等の今後の改革ビジョンによって今後使用しなくなる可能性のあるもの、 補強工事をしても建築後相当年数を経過しているものについては耐用年数の延長を伴わない、等の理由から、今後すぐに着手できないおそれがある。

実際にそれらの建物を教育に使用しているものについては、県民の安全を第一に考え、早急に工事を完了することが望まれる。

5 5 学校校舎・施設の大規模改修計画について（意見）

学校校舎・施設の大規模改修については計画的に対応すべきであるが、現在、限られた予算の中で耐震補強工事を最優先に実施しており、他は応急的な修繕を実施している状況である。

しかしながら、近い将来において施設・設備への大型投資は避けられないものと思われるので、大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討、調査し、大規模改修計画を策定する必要がある。

## 福利課

### 5 6 恩給等支給誤りについて（結果）

恩給等を支給している 1 名について、軍人の実在職年の計算誤り、戦地外（内国）戦務加算の誤り、講師期間の算入の計算誤り、仮定給料年額の適用号俸誤りにより、支給金額の算定に誤りがあり、959,400 円の支給不足が生じている。

支給金額の誤りについては、早急に是正するとともに、今後恩給等の計算について、関係法規に基づき適切に行われたい。

### 5 7 群馬県教職員互助会の退職給与引当金について（結果）

群馬県教職員互助会の退職給与引当金の計算において、期末要支給額を自己都合による退職支給額で計算するところ、平成 17 年 3 月決算末から勸奨退職による退職支給額に基づき計算をしている。

この計算額は、群馬県教職員互助会に対する補助金交付額算定の基礎になる金額であり、適正な退職給与引当金の計算が行われるよう群馬県教職員互助会を指導されたい。

### 5 8 群馬県教育委員会職員（事務局・県立学校等）の定期健康診断について（意見）

過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託し、競争原理が働いていない状況は経済性の観点から懸念される。随意契約の理由や指名人選定理由についてその内容を検討し、競争原理が働くように改善していく取り組みが求められる。

また、比較検討すべき単価として、最新の医科診療報酬点数及び近隣県の検査機関の単価も参照し、チェックすることが求められる。

### 5 9 退職手当の将来負担額について（意見）

将来において退職手当の大幅な負担の増加が見込まれる（平成 17 年度の実績と比較して、教職員全体で最高 196%（平成 28 年度）、県立学校で最高 160%（平成 32 年度））。

県としても財政状態が厳しい中で、今後の退職手当支給に備えての財源確保等の対策が必要と考える。また、今後は、将来の退職手当負担見込額や県財政への影響を把握した上でその対策を検討していくべきであるとする。

## 学校人事課

### 6 0 人事異動に関する処理について（意見）

県の人事管理の重要資料がいまだに手書きカード（人事記録カード）で手書き管理が行われているという現状は甚だ能率が悪く、改善する必要がある。電算機の環境を考えるとデータ化は早急に取り組むべき課題である。

6 1 教育職と一般行政職の給与水準の比較について（意見）

教育職の給与水準について一般行政職と比較して優遇あるいは格差があるが、その見直しを行う時期に来ているのではないかと思われる。

県の教育職と一般行政職の給料表の格差については、今後、国でその取扱いを決定するので、群馬県としては、その結果を踏まえて適切に対応することが必要である。

6 2 「教職調整額」について（意見）

「教職調整額」は、教員については、その職務と勤務態様の特殊性から時間外勤務手当の支給がなじまないため、労働基準法の割増賃金の規定を適用除外し、正規の勤務時間の内外を問わず、包括的に評価して支給する給料相当の性格を有する給与である。

しかし、勤務の実態如何にかかわらず一律に支給することは業務に積極的にかかわっている教諭とそうでない教諭を同等に扱うことになり、かえって不公平である。

「教職調整額」については、現在、国でその取扱いを検討しており、群馬県としては、国での見直しがなされた場合には、その結果を踏まえて適切に対応することが必要である。

6 3 平成 17 年度までの人事評価の問題点について（意見）

これまでの人事評価については、評価項目が少ない上に、評価が単純である。また勤務評定書では抽象的な表現が含まれているケースが散見される。またこの評価が給与等には反映されず、また評価対象者に開示されていない。

人事評価制度を見直し、評価項目や評価方法等を改善する必要がある。また、人事評価は相対的な側面もあることから、抽象的な表現をしないこと、評価の根拠を明確にすること等検討することが望まれる。

さらに、人事評価の給与等への反映及び評価対象者に対する開示についても取り組みが求められる。また、外部有識者による人事評価システムづくりへの参画についても検討することが望まれる。

6 4 平成 18 年度からの人事評価と優秀教員表彰について（意見）

県教育委員会では毎年優秀教員表彰を行ってきた。これは各学校長の評価を基礎に優秀教員表彰審査会の選考を経て県教育委員会が決めるものである。ところが平成 18 年度より新しい人事評価制度がスタートしており、優秀教員の評価と新しい人事評価とが混在している。

新しい人事評価制度を基礎に客観的に優秀教員の表彰ができるよう改善されるとともに、表彰がマンネリ化しないような配慮が望まれる。



## 高校教育課

### 6 5 高等学校定時制課程修学奨励金の債権調書残高の不一致について（結果）

標記の奨励金の債権調書（管理簿）上の残高と実際残高の間に不一致があった。この誤りは、これまでの記帳方法が、単年度の個別発生・消滅のみの計算に終わり、前期末残高に対する発生・消滅の結果及びあるべき残高との検証手続きが行われていなかったことに起因している。適正な残高の把握を徹底すべきである。

### 6 6 高等学校定時制課程修学奨励金の運用面の見直しについて（意見）

- (1) 奨励金支給対象者の範囲がかなりの高所得者（給与総額で年 4,162,500 円まで）まで及んでいると思われるので、奨励金支給対象者の基準について、修学生の置かれている状況、平均的な給与水準等を考慮した条件・金額等の見直しが必要と思われる。
- (2) 教育委員会が適当と認める保証人 2 人を立てることが義務付けられているが、保証人の保証能力の審査はできていないのが実情である。保証人の所得証明等、保証能力を判断できる資料を提出させるべきと思われる。

### 6 7 高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止について（意見）

高校入試問題の印刷に関しては、従来から情報漏えい防止のため細心の注意を払っているが、情報漏えいの防止文書は、仕様書に 1 文努力義務規定を設けているのみである。

契約時点で、特定書面を交わすことが望ましい。

### 6 8 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について（意見）

平成 17 年度「夢実現・進路プラン 学力向上授業改善事業」及び「ぐんま未来塾演習等業務」については一者随意契約が行われている。見積合せ省略理由は、「契約の相手方が該当するプログラムやツールを要する唯一の業者である」とあるが、唯一であるかどうかについての調査過程が明らかでない。

仕様を公開したうえで、可能な限り、見積合せか入札を実施することが望まれる。

### 6 9 高校改革・改編等の効果の測定、評価について（意見）

高校教育改革については、効率性、経済性の観点はあまり考慮されていないが、教育費国庫負担の減少、地方分権化の進展、厳しい県予算の状況等、限りある教育資源を考慮すれば、行政コストの観点からの検討は重要なことと思われる。例えば、新しいタイプの高校の設置等や、1 学年当りの適正規模を満たさない普通高校についての行政コスト増について検討が必要となると思われる。

改革が生徒のニーズや時代の変化に合致していたのか、また当初の想定したものの乖離状況や諸問題点、さらには改革の実施に伴う行政コストの負担増の評価等、改革による効果を正確に認識し、このような分析・評価を今後の学校に対する指導、予算編成や改革計画にフィードバックし、経済的・効率的な高校教育改革を実施することが望まれる。

## **スポーツ健康課**

### 7 0 群馬県立学校児童生徒健康診断の業務委託について（意見）

現在受診者数、受診率、未受診理由の調査、取りまとめ等については実施していないが、学校保健法に定められた重要な健診であるので、受診状況の内容を把握・分析しておくことが望まれる。

委託状況については、過去 15 年間同一の財団法人 1 社に委託し、競争原理が働いていない状況は経済性の観点から懸念される。上記に掲げた随意契約の理由について内容を検討し、競争原理が働くように改善していく取り組みが求められる。

また、比較検討すべき単価として、最新の医科診療報酬点数及び近隣県の検査機関の単価も参照し、チェックすることが求められる。

### 7 1 群馬県立学校室内空気検査実施委託について（意見）

標記の室内空気検査業務については、過去 3 年間 6 者指名競争入札で契約しているが、予定価格の設定に見直しをすべき点が見受けられた。

平成 17 年度の落札価格は結果として平成 16 年度よりも下落したが、予定価格の設定については前年度契約価格を参考にする等改善の余地があると思われる。

### 7 2 群馬県立学校簡易水道検査実施委託について（意見）

標記の簡易水道検査業務については、一者随意契約で委託しており、「委託金額は決定されている」との理由から、見積書の徴収は省略しているが、原則どおり見積書は徴収する必要がある。

### 7 3 学校給食の外部委託について（意見）

県の職員による給食の調理コストは民間のそれに比し明らかに高額であると思われる。給食業務の効率化を図るために外部への業務委託を検討する必要がある。

・コスト比較	榛名養護学校	（校内調理）	1 食当りの単価	425.47 円
	〃 沼田分校	（外部委託）	1 食当りの単価	217.81 円

## **群馬県総合教育センター**

### 7 4 講師等への謝礼の一者随意契約について（結果）

一者随意契約の見積合せ省略理由の記載がないものがあつた（報償費の講師等への謝礼で、予定価格が 10 万円以上の契約）。

一者随意契約は県財務規則第 190 条第 1 項第 2 号で認められているが、例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、教育センター運営の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要であることを再確認し、適切に対応されたい。

#### 7.5 備品の現品確認について（結果）

備品の現品確認は、県財務規則第 231 条に規定されており、現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

しかし、供用者が実施した現品確認の結果の回収は完全ではなく、不明資産の調査やシールの貼付状況の調査、必要がなくなった物品の状況の調査も行われていない。また、物品管理者への報告も行われていなかった。

したがって、教育センターが実施した手続きは、実在性の確認が網羅的ではなく、必要性に関する手続きが実施されていないこととなる。規定に従い実施すべきである。

#### 7.6 薬品の管理状況について（結果）

薬品の管理状況について

- (1) 日常の管理や現品確認の方法について教育センター内部の規定が作成されていない。
- (2) 現物照合は平成 17 年 3 月以降前任者が行って以来実施した形跡がない。
- (3) 金属製の薬品保管庫が 2 台あるが、1 台は利用されておらずガラス戸棚の保管庫で保管している。
- (4) 取得後相当期間経過した薬品が保管されている。

等の問題があった。薬品の危険性にかんがみ、関係法規に従い適正な保管管理を徹底すべきである。

#### 7.7 教育課題調査研究の成果の普及について（意見）

教育センターは、調査研究内容の焦点化、児童生徒学力向上調査研究、群馬大学との連携による共同研究の 3 項目につき重点的に取り組んでいる。調査研究に関しては、特に教育センター改革の主要テーマであり、平成 18 年度より改革方針に基づき開始されているが、調査研究の成果の普及に関する取り組みは十分ではないと思われる。

その成果を各学校等に広めるように努めることが望まれる。

#### 7.8 研修の充実について（意見）

初任者研修等に関して国庫補助制度が終了し、県単事業になったことから、講座数、研修日数等の減少は避けられないと思われる。研修の重要性を考えたとき、今まで以上に研修目的を明確にし、重点化や効率化に努めなければならない。

夏季休業研修を中心とする長期休業期間に集中している研修については、改善を図り、実施時期、内容等の再検討を行う必要がある。稼働の低い時期（2、3 月）の有効利用のためには現在実施している会議可能なスペースとしての活用方策の拡大も検討されたい。

また、研修の立案・運営に当たっては、県内各大学や研究機関等及び研修機関との連携を図り、各市町村教育委員会との対応も重複や競合を避け、きめ細かに行う必要がある。

7 9 個人別研修評価について（意見）

国が導入を検討している教員免許更新制度も視野に入れ、教職員についてもその専門的能力や教育者としての質の維持、研鑽等は欠かせないものになっているといえる。

教育者としての自己研修、専門的能力の向上が求められている中、個人別研修評価と研修状況の把握及び指導は今後の課題として取り組む必要があり、義務履修単位の設定等についても検討することが望まれる。

8 0 教育研修員育成事業に係る課題について（意見）

教育研修員研修については、将来教員集団をリードしていくことが期待される教員を対象としているが、より一層指導力をつけたい教員を対象とした研修も実施し、指導力の底上げを図る必要がある。

また、指導力向上研修については、学習指導や生徒指導、児童生徒や保護者への対応等に課題を有する教員に対する研修であるが、市町村教育委員会・所属校職員等への研修制度の周知徹底が十分とはいえないと思われる。制度の内容を充実する意味からも市町村教育委員会・所属校職員等への周知徹底を図る必要がある。

8 1 学校教育活動支援事業について（意見）

カリキュラムセンター、子ども教育支援センターともに今後重要性が増すと思われるので業務の効率化が求められる。そのためには窓口業務・資料検索・運用管理等の効率化のための電子化を進めることが必要である。

また、関係機関相互のネットワークづくりをさらに進めて、相談活動の充実と相談関係者の資質及び技能の向上を図ることが求められる。

8 2 備品管理における一式管理について（意見）

個々に利用し、管理すべき備品が備品管理台帳上、一式管理されている。備品管理台帳へは、契約ごとに一式に登録するのではなく、個々の備品の利用目的に沿って登録する必要がある。それにより備品整理票は利用目的に沿った本来の一式の備品に貼付されることになるため、現品確認がしやすくなり、備品の管理は明確になる。

8 3 備品を調達するにあたってリース等の方法の検討について（意見）

コンピューターを調達するにあたって購入契約とリース契約による場合があるが、緊急導入の必要性や経済性等を比較検討する一定の基準を示すことが必要である。

比較項目としては、リース料率、金利の動向、使用中のメンテナンス経費負担の状況及びコンピューター環境への対応の柔軟性等が考えられる。

8 4 宿泊棟施設の利用状況について（意見）

宿泊棟の低い稼働状況の中、今後、宿泊研修のあり方について検討が必要である。その上で宿泊棟を利用するのであれば、雨漏り等の修繕も必要であろうし、ボイラーの入換等も必要である。県民財産を有効に活用することを念頭において宿泊棟の利用を検討されたい。

8 5 重要物品の利用状況について（意見）

教育センターは教職員の研修センターではあるが、その保有している備品は県民財産の一つであり有効利用されるよう努められたい。

重要物品の稼働状況の調査を適宜行い、低稼働のものは他の学校や試験研究機関等での利用も含めて、活用方法を見直すことが望まれる。また、購入にあたっては、その必要性や導入効果等を十分検討する必要がある。

8 6 光熱水費節減について（意見）

光熱水費の節減策として、職員も周知徹底し節電を心がけているが、夜間電力の利用、契約電力を上回ると警報が鳴る電気使用量警報システムの設置等有効な対策を検討されたい。

**(別紙 監査の結果及び意見の件数)**

今回の包括外部監査の結果と意見の件数は、次のとおりである。

区分	結果	意見	合計
<b>(県立学校)</b>			
教職員等の人件費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか	0	2	2
入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか	2	6	8
教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか	3	9	12
収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか	2	4	6
学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収・管理は適切に行われているか	2	11	13
情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか	1	3	4
その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか、また管理運営は効率的に行われているか	0	1	1
<b>(教育委員会事務局)</b>			
管理課	1	8	9
福利課	2	2	4
学校人事課	0	5	5
高校教育課	1	4	5
スポーツ健康課	0	4	4
群馬県総合教育センター	3	10	13
合 計	17	69	86

第 2

県立学校





## 目 次

### 実地監査年月日

実地監査年月日.....	2 - 3
--------------	-------

### 監査結果

#### (教職員等の人件費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか)

(意見)

1 出勤簿の記載洩れ、記載誤りについて .....	2 - 3
2 「給与口座振込申込票」の取扱事務について.....	2 - 4

#### (入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

(監査結果・指摘事項)

3 随意契約選択の不適切について.....	2 - 6
4 予定価格の積算根拠が不明な事例について.....	2 - 7

(意見)

5 随意契約の見積業者が長期・固定化していることについて.....	2 - 8
6 随意契約において見積合せの省略理由が不明確な事例について.....	2 - 9
7 支出回議書に添付される業者請求書の日付記載洩れについて.....	2 - 10
8 くじ引きの経過資料の保存について.....	2 - 10
9 請書徴取の省略の範囲について.....	2 - 10
10 契約の解除について.....	2 - 11

#### (教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか)

(監査結果・指摘事項)

1 1 備品の現品確認について.....	2 - 12
1 2 寄附受け入れ手続きの洩れについて.....	2 - 13
1 3 薬品等の管理状況について.....	2 - 14

(意見)

1 4 備品の現品確認の方法及び対象範囲の見直しについて.....	2 - 18
1 5 備品整理票の貼付について.....	2 - 18
1 6 必要がなくなった物品について.....	2 - 19
1 7 公有財産台帳の管理について.....	2 - 21
1 8 未利用施設の対策について.....	2 - 23
1 9 老朽化した建物について.....	2 - 24
2 0 演習林について.....	2 - 24
2 1 県の機関における機器備品相互利用の推進について.....	2 - 25
2 2 学校図書館の位置づけ及び図書の取得・維持管理について.....	2 - 26

**(収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか)**

(監査結果・指摘事項)

2 3	授業料免除基準の運用について.....	2 - 28
2 4	生産物の販売に係る収納事務について.....	2 - 30
(意見)		
2 5	授業料の未納状況について.....	2 - 31
2 6	ペット犬の販売について.....	2 - 32
2 7	果樹の販売価格について.....	2 - 32
2 8	教育実習生の実習謝金について.....	2 - 33

**(学校徴収金及び団体徴収金(PTA会費等)の金銭の徴収・管理は適切に行われているか)**

(監査結果・指摘事項)

2 9	学校徴収金に関する規程などの整備について.....	2 - 35
3 0	学校徴収金の管理が適切でない事例について.....	2 - 35
(意見)		
3 1	学校が負担すべき支出を私費会計で負担していることについて.....	2 - 37
3 2	生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約等がない会計について	2 - 39
3 3	過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計について...	2 - 40
3 4	他団体からの管理委託金としての見直しが必要な会計について.....	2 - 42
3 5	学校徴収金の徴収金額の妥当性について.....	2 - 42
3 6	修学旅行積立金の取扱について.....	2 - 43
3 7	校外模試について.....	2 - 44
3 8	進路指導会計から支出されている補習手当について.....	2 - 47
3 9	入学時に係る学校徴収金の範囲について.....	2 - 48
4 0	他団体から委任されている事務の不適切について.....	2 - 48
4 1	私費会計についての監査の必要性について.....	2 - 49

**(情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか)**

(監査結果・指摘事項)

4 2	生徒情報システムの情報セキュリティについて.....	2 - 51
(意見)		
4 3	情報セキュリティに関する規程の内容について.....	2 - 52
4 4	データ管理方法について.....	2 - 52
4 5	個人用パソコンの使用に関する管理について.....	2 - 53

**(その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか、また管理運営は効率的に行われているか)**

(意見)

4 6	行政コスト計算書の活用について.....	2 - 54
-----	----------------------	--------

## 実地監査年月日

学校名	実地監査年月日
前橋女子	平成 18 年 7 月 24 日
新田 暁	平成 18 年 7 月 25 日
盲 学 校	平成 18 年 7 月 26 日
沼 田	平成 18 年 7 月 27 日
万 場	平成 18 年 8 月 7 日
前橋工業	平成 18 年 8 月 7 日、 8 日
勢多農林	平成 18 年 8 月 10 日、 11 日
榛名養護	平成 18 年 8 月 11 日
高崎商業	平成 18 年 8 月 21 日、 22 日
利根実業	平成 18 年 8 月 24 日、 25 日

## 監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

### (監査の視点) 教職員等の人件費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか

#### (監査要点)

1. 給料(基本給)、諸手当、共済費負担金の算定や支給手続きは適切に行われているか。
2. 上記の他財務事務の執行が関係法規に従い適切に行われているか。

## 意見

### 1 出勤簿の記載洩れ、記載誤りについて

出勤簿の記載について、一部記載洩れ、記載誤りがあった。

(現状及び問題点)

職員の勤怠管理の取扱については、「群馬県立学校処務規程」(平成 5 年教育委員会訓令乙第 4 号)に規定されている。同規程によれば、「職員は、所定の時刻までに出勤し、直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない」としている。また、「校長は、出勤簿を管理し、常に職員の勤務状況を明らかにしておかなければならない」としている。

上記の規程に基づき出勤状況の手続が適切に行われているか、平成 18 年 3 月の出勤簿及び出張申請書の記入・整備状況を確認したが、以下の記載洩れ等が検出された。

## 県立学校

区分	沼田	利根実業	盲学校
記載洩れ件数	0	0	1
記載誤り件数	2	0	1
出張申請書と不突合件数	0	1	1
出張申請書の未提出件数	0	1	0

### (改善策)

出勤簿は職員の勤怠管理を行う重要な書類であるため、その記入及び管理を適切に行う必要がある。また、出張申請書はその決裁・承認を確認する書類であるため適切に保管する必要がある。

(沼田、利根実業、盲学校)

## 2 「給与口座振込申込票」の取扱事務について

「給与口座振込申込票」に関する取扱事務について適切に処理する必要がある。

### (現状及び問題点)

「労働基準法」(昭和22年法律第49号)第24条は「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」としており、「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」(昭和31年条例第41号)第3条もこれを受けて給与はすべて現金で支払わなければならないこととしている。しかし、同条例第29条は現金支給の方法に代えて、学校職員の申し出により給与を口座振込みの方法により支払うことができるものとしている。これは、給与支払事務の簡素合理化を目的とし、職員の便宜を配慮して行うもので、職員的意思に基づき、職員が指定する本人名義の預金口座に振り込まれること等を要件として定められた制度で、給与の全部又は一部を職員の預金口座に振り込むことにより支払うものである。

この「給与口座振込申込票」の取扱事務について高崎商業において以下の問題点が検出された。

#### (1) 「給与口座振込申込票」の受理手続について

非常勤、事務職員、実習助手等を除く正規教諭55人の「給与口座振込申込票」を閲覧したところ、4枚について所属担当者確認印の押印がなかった。また、4枚のうち3枚については起票年月日の記載もないため作成時期が不明であった。「給与口座振込申込票」は初めて口座振込みを依頼する学校で記載し、その後異動があったときは新任校へ送付される手続となっている。4枚のうち1枚は旧任校での申込が行われており旧任校の所属担当者の確認印洩れである。1枚は所属校名の記載が洩れており、どこの学校に提出されたものか不明である。

(2) 年度末の人事異動に伴う事務処理手続について

年度末の人事異動手続について、1月に教育委員会学校人事課より「年度末人事異動に伴う事務処理について」という事務連絡が通知される。平成18年1月31日付の事務連絡によれば旧任校から新任校へ送付される書類として「人事記録カード」や「昇給に関する資料」、「扶養控除等申告書」等各種手当の申請書、休暇日数の書類の送付等の14項目が列挙されている。その中の1項目に「給与口座振込申込票」が含まれている。同事務連絡では、申込票を単に「新任校へ送付する。」とだけ記載しているが、文面から見て原本を送付すべきものと考えられる。「給与口座振込申込票」の綴りを閲覧したところ、写しの綴じ込んであるものが数件見られた。

(改善策)

給与は給与生活者の基礎をなすものであり、給与振込みの口座に相違等があってはならない。「給与口座振込申込票」の受理手続について適切に処理する必要がある。

所属担当者は「給与口座振込申込票」を受理するにあたって、振込口座の口座番号、金融機関への届け出印の確認、職員番号、給与振込の開始年月日、一部現金か否か等を確認し、「所属担当者確認印」欄に押印するとともに所属担当責任者は手続に遺漏がないか確認した上で承認する必要がある。

また、年度末の人事異動手続については、「人事記録カード」を含む人事履歴や給与に関する書類の送付等手続が多数ある。担当者は、事務連絡に基づいて送付すべき書類をチェックし適切に処理する必要がある。

(高崎商業)

**(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか**

**(監査要点)**

1. 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
2. 契約の締結について契約書が確実に、かつ適時に作成されているか。
3. 業者選定、落札価格の妥当性
4. 上記の他財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか。

**監査結果 指摘事項**

**3 随意契約選択の不適切について**

予定価格が随意契約によることができる場合の限度額を超過していたにもかかわらず、随意契約となっており、また、随意契約を採用した理由も明記されていなかった。

(現状及び問題点)

地方自治法第 234 条第 2 項により随意契約できる場合で、同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する場合については、群馬県財務規則(平成 3 年規則第 18 号。以下「県財務規則」という。)第 188 条でその限度額を以下のように定めている。

- (1) 工事又は製造の請負 250 万円
- (2) 財産の買入れ 160 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

平成 15 年度の新田暁のソフトウェアライセンス契約や、平成 15 年度の前橋工業の電子計算機保守契約は上記(6)の契約に該当するが、予定価格が 100 万円を超えているにもかかわらず随意契約となっており、また、随意契約とされた理由も明記されていなかった。

(改善策)

地方自治体が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、安易に随意契約を採用すべきでない。随意契約を採用する場合には、関係法規に従い、適切に執行されたい。

(前橋工業、新田暁)

#### 4 予定価格の積算根拠が不明な事例について

平成 16 年度の指名競争入札による契約において、予定価格の積算根拠が不明な案件が 1 件あった。

##### (現状及び問題点)

県財務規則第 169 条において、「契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、契約をしようとする事項に関する設計書、仕様書等に基づき、当該契約の目的となる事務、事業、物件又は役務について市場価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、予定価格の積算を行い、適正な予定価格を定めなければならない」と規定している。

指名競争入札の予定価格の積算に関しても県財務規則第 187 条で、上記の第 169 条を準用することとしていることから、適正な予定価格を積算する必要がある。

平成 16 年度に前橋工業で実施された指名競争入札による教育用機器の購入契約のうち、予定価格が設定されているものの、その積算根拠資料が保管されておらず、積算の適正性が不明な案件が 1 件あった(シーケンス実習装置ほか 1 品目：落札率 99.48%)。

##### (改善策)

指名競争入札の予定価格の積算根拠は適切に作成、保管し、適正に積算されたことを説明できる状態にしておく必要がある。

(前橋工業)

## 意見

### 5 随意契約の見積業者が長期・固定化していることについて

指名業者、見積徴取業者の選定に長期・固定化の傾向が見られる。実質的な競争原理の確保・充実を図る必要がある。

#### (現状及び問題点)

学校警備委託契約、暖房用灯油の購入、ソフトウェアライセンス契約、汚水処理施設保守委託契約などに、指名業者等の選定の長期・固定化が見受けられる。

たとえば、学校警備委託契約が3年間、同一業者との1者随意契約となっている事例や、ソフトウェアライセンス契約や汚水処理施設保守委託契約が3者による見積合せが行われているものの、契約先は3年間同じである事例、過去2年間の予定価格と契約価格が同じであり競争原理が働いているとは思えない状況である事例が見受けられた。

このような事例は、競争原理による経済性の追求の観点から望ましい状態ではない。契約金額が一定金額以下であることから随意契約の採用を認められた契約案件であったとしても、経済性の観点は十分に配慮されなければならない。

「財務規則運用通知」(平成12年会第28号)にも安易に随意契約を採用しないこと、と明確に記載されている。

#### (改善策)

学校警備委託やソフトウェアライセンス契約などは、警備設備の設置やソフトウェアの導入を伴う長期的な契約となることが実態であると考えられることから、実態に合わせて設備等の導入とその後の委託業務をあわせた長期契約と考えて競争入札とすることで経済性の追求を検討されたい。

また、それ以外の随意契約についても見積合せの業者の拡大や競争入札の可能性の模索など競争原理による経済性の追求を十分に検討されたい。

(前橋女子、勢多農林、新田暁、沼田、利根実業、万場、盲学校)

#### (参考)財務規則運用通知

##### 規則第188条関係(随意契約によることができる場合の限度額)

5 本条の運用に当たっては契約事務の厳正公平を確保するため、特に次の事項に配慮すること。

(1) 上限額の範囲内においても、安易に随意契約を採用しないこと。



## 6 随意契約において見積合せの省略理由が不明確な事例について

見積合せの省略理由が不明確な事例が見受けられた。

### (現状及び問題点)

随意契約の場合でも、県財務規則により見積合せをすることが求められており、見積合せを省略する場合には、その理由を明示する必要がある。学校警備委託契約で見積合せを省略する事例があったが、その理由が明確でないと思われる。

見積合せの省略理由は、警備用機器設置済なので、現在設置中の機器を撤去し、他社の機器を設置するのは経費がかかりすぎ、現在使用中の機器を使用するのが最も経済的であるため、ということである。しかし、当初契約時に機器設備についての初期コストが明示されていないことから明らかにおり、単年度の委託料のなかに当該コストが配分された価格設定となっていると推察することも可能であり、次年度以降、他の業者の価格が当該業者よりも必ず高額になるということが一概に言えない状況にあると思われる。

### (改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく3者以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当たってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうか配慮されることが望まれる。

特に一者随意契約は例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、学校経営の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要であることを再確認し、慎重に検討されたい。

注 学校警備委託契約については、平成18年度から県立学校では入札等による契約が行われている。

(前橋女子、勢多農林、新田暁、沼田、利根実業、万場、盲学校)

## 7 支出回議書に添付される業者請求書の日付記載洩れについて

業者からの請求書に請求日付の記載のないものが多数見受けられた。学校側の受付日付印、検査済み印はあるものの、実際の納品日が明確でなく所定の手続き以前の納品であっても検証できない状況にある。

(現状及び問題点)

業者からの納品は所定の手続きが完了してはじめて行われなければならない。いつ納品されたかは業者からの請求書日付と学校側の納品検査日付の両方により検証しなければならないが、請求書に日付記載のないものが多数あった。

(改善策)

請求書日付の記載を徹底するよう業者を指導する必要がある。

(勢多農林)

## 8 くじ引きの経過資料の保存について

指名競争入札方式において入札価格が同額である場合のくじ引きの方法が経過資料の残らない方法によっている。

(現状及び問題点)

入札価格が最低で同一価格である場合、「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の9により、くじ引きにより落札者を決定することになるがその場合くじ引きの経過を明らかにするため資料を残しておかなければならない。しかし該当する二つの事例、平成17年度ホイルローダー購入契約、平成17年度飼料購入単価契約のどちらもくじの経過が残らない方法によっている。

(改善策)

阿弥陀くじなど書類として残る方法を採用することとされたい。

(勢多農林)

## 9 請書徴取の省略の範囲について

県財務規則第191条第3項では契約金額が100万円未満の契約では契約担当者の裁量により請書の徴取を省略できるとされている。ただし、それは当該契約の性質又は目的により省略しても支障がないと認める場合に限られている。

契約金額が100万円未満の契約であるものの、契約の性質や目的を勘案して請書の作成を省略すべきではないと考えられる契約についても省略されている事例があった。

(現状及び問題点)

100万円以上の契約で徴取している請書には、納品後1年以内の隠れた瑕疵についての保証条項、納入遅延に対するペナルティ条項などが明記されている。

例えば、納品検査だけでは瑕疵発見が十分とはいえない物品といった専門的な機器類(勢多農林の場合)や、業務の範囲や内容が不明確となりやすい校内清掃契約(高崎商業の場合)などについては100万円未満であったとしても必要条項を付記した請書を徴取することを選択する必要がある。

(改善策)

契約書省略には請書の徴取という歯止めがあるのに対し、請書省略については業者との信頼関係だけが残されることになり、何らかのトラブルが生じたときの責任が不明確となる可能性がある。請書の省略については、契約の性質・目的についてより慎重に判断し、金額基準のみで判定することのないよう留意する必要がある。

(勢多農林、高崎商業)

## 10 契約の解除について

契約の解除に関して書面を交わしていないため、その事実や解除に関する合意内容について客観的に確認できない状況にある。

(現状及び問題点)

榛名養護では、平成17年度の空調設備保守契約及び浄化槽保守契約について平成17年4月1日から平成22年3月31日までの長期契約を締結した。しかし、予算の裏づけがないため平成18年3月31日に当該契約を解除した。その契約の解除にあたって契約先と書面を交わしておらず、解除の事実を客観的に確認できない状況にある。

(改善策)

契約の解除にあたっては、解除後のトラブルを回避するためにも契約解除に関する合意内容を契約先双方で書面を交わしておくことが必要である。

(榛名養護)

**(監査の視点) 教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか**

**(監査要点)**

1. 財産及び備品の取得、管理、移動、処分及び廃棄の妥当性。
2. 財産は有効に活用されているか。遊休施設、不用品、未使用品は適切に管理されているか。また、活用、転用或いは売却が図れているか。不法占拠されているものはないか。
3. 現物の棚卸の実施状況。
4. 財産（リースを含む）の受払残高を示す帳簿は整備されているか。財産の分類が誤っているものはないか。
5. 印紙及び切手等の貯蔵品の管理状況について。
6. （理科）薬品等の管理状況について。
7. 図書館の維持管理は適切になされているか。また、有効に活用されているか。
8. 上記の他財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか。

**監査結果 指摘事項**

**11 備品の現品確認について**

備品の現品確認は、県財務規則第 231 条に規定されており、規定に従い実施すべきである。

（現状及び問題点）

県財務規則第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない。」としている。

同条に規定されている手続は、物品の記録と現物を照合し、確認するという実在性に関する手続と、必要がなくなった物品についての管理換又は不用の決議といった必要性に関する手続の両方を要請している。

このことにつき、以下の事例が検出された。

- (1) 定期的な現品確認を実施していない学校（前橋女子、新田暁）

これらの学校では平成 17 年度には定期的な現品確認が行われていなかった。

- (2) 実施していてもその方法につき改善の必要性が認められる学校（高崎商業、利根実業、万場）

これらの学校では夏休みである 8 月中に現物確認を行っている。実施方法は物品一覧表をプリントアウトし、供用者毎に該当する部分を渡して現物確認を実施する方法である。

しかし、供用者が実施した現品確認の結果の回収は完全ではなく、不明資産の調査や備品整理票の貼付状況の調査、必要がなくなった物品の状況の調査も行われていない。また、物品管理者への報告も行われていなかった。

したがって、これらの学校が実施した手続は、実在性の確認が網羅的ではなく、必要性に関する手続が実施されていないこととなる。

(改善策)

備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

そのため、備品の現品確認を実施するに当たっては、事前にその実施方法、実施時期、実施手続、実施時の物品の取扱い、結果の報告方法等の説明を十分に行い、確認洩れや二重確認等が行われないようにする必要がある。

また、事後的には現品確認を行った結果について、物品管理担当者は不用品、廃棄すべき備品、備品整理票の貼付洩れの状況等を集計し、物品管理責任者に報告する必要がある。物品管理責任者は補足処理の指示を出し、物品管理担当者は補足処理をすることとなる。これらの一連の作業を通じて現品確認の作業が終了することとなる。

(前橋女子、高崎商業、新田暁、利根実業、万場)

## 12 寄附受け入れ手続きの洩れについて

備品の寄附につき規則に則った受け入れ手続きをしていないものがあった。

(現状及び問題点)

備品の寄附による取得に関しては県財務規則第 221 条に定められており、寄附受けしたものであれば、寄附受けの手続が必要である。

このことにつき前橋工業で備品台帳に登載されていない以下の備品が検出された。

場所	品名	備考
音楽室	大太鼓	和太鼓愛好会(現在廃部)が部活動後援等の予算で以前購入したものがそのまま置いてあるもの
音楽室	トロンボーン	甲子園出場時に P T A 等から寄附されたもの
音楽室	ドラムス	ブラスバンド部が部活動後援等の予算で以前購入したものがそのまま置いてあるもの

(改善策)

「物品の分類及び重要物品の指定」(昭和52年5月1日訓令乙第4号)では、備品の分類基準は、形状又は性質を変えずに長期間の使用に耐えるもので、取得価格又は評価額が3万円以上のもの、としている。本来、寄附受けしたものは、取得時点において3万円以上の価値があるものであれば明らかに寄附受けが必要であり、手続を行い備品台帳に登載すべきである。また、寄附受けするにあたって寄附者が明確であれば本来の寄附者からの寄附受けが可能であるが、時間の経過により寄附者が不明確な場合は寄附者の特定といった問題が残るが、いずれにしても備品台帳に未登載の状態は容認できない。

(前橋工業)

### 13 薬品等の管理状況について

毒物・劇物に指定されている薬品を取り扱っていることから、適切な保管管理等に努める必要がある。

(現状及び問題点)

県立高校は、化学の授業及び農業、林業の実習に使用するため、薬事法(昭和35年法律第145号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。)及び農薬取締法(昭和23年法律第82号)により、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

(1) 毒劇法

薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成10年7月30日群馬県保健福祉部長通知)により、群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

内容： 保管場所を敷地境界線から離す。

目の届く所に保管する。

施錠する。

毒劇物管理簿を備え、記録する。

漏えい、流出を防止する。

貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。

移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である県立学校は、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(2) 農薬取締法

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例（平成14年条例第54号）で適正使用と管理を義務付けている。

内容： 農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するよう努める。

使用した農薬について、購入の状況、使用時期、希釈倍率、使用量、使用した農産物等を記録し、三年間その記録を保存するよう努める、他である。

県立高校に保管されている薬品等のすべてについて視察、担当者に質問、書類の閲覧、現物の確認（一部試査による）を行った。その結果、個々の学校において程度の差はあるものの、薬品の管理が不十分であり、盗難、事故等のリスクに対する備えができていないと判断された学校があった。

以下、学校ごとの要点を記載する。

管理項目	新田暁		勢多農林		
	化学準備室	食品化学準備室	化学実験室	園芸実習室	農場管理実習棟
毒劇物該当薬品の有無	有	有	有	無	有
取扱規程の有無	無	無	無	無	無
毒劇物管理簿・一覧表	一覧表有	管理簿有	一覧表有	無	管理簿有
定期的実査の有無	有	有(注1)	有(注2)	有	有
同上、責任者の承認手続	無	無	無	無	無
不必要な薬品はないか	有(注4)	有(注4)	無	有	有
年度末の購入	無	無	無	無	無
施錠管理は適切か または保管環境は適切か	不適切 (注5)	不適切 (注5)	適切	不適切 (注6)	適切
毒劇物の管理は適切か	不適切	適切	適切	不適切	適切

管理項目	利根実業				
	化学準備室	農業実験室	林業実験室	農業実習室	農業管理実習棟
毒劇物該当薬品の有無	有	無	有	有	有
取扱規程の有無	無	無	無	無	無
毒劇物管理簿・一覧表	一覧表有	管理簿有	管理簿有	無	管理簿有
定期的実査の有無	有(注3)	有	有	有	有
同上、責任者の承認手続	無	無	無	無	無
不必要な薬品はないか	有(注4)	無	無	有(注4)	有(注4)

管理項目	利根実業				
	化学準備室	農業実験室	林業実験室	農業実習室	農業管理 実習棟
年度末の購入	無	無	無	無	無
施錠管理は適切か または保管環境は適切 か	不適切 (注5)	適切	適切	不適切 (注7)	不適切 (注8)
毒劇物の管理は適切か	不適切	適切	適切	不適切	不適切

注1 定期的な実査は年1回行っているとのことだが、管理簿等に記載がなく確認できない(新田暁)。

注2 在庫一覧表はパソコンの表計算ソフトで作成されているが、平成13年から現物確認実施者の担当印もなければ承認印もない(勢多農林)。

注3 利根実業化学準備室については定期的な実査は夏休みと冬休みに主なものを確認しているとのことだが、その形跡は見られない。また、サンプルとして毒劇物に相当する塩酸、硫酸、硝酸を現物確認したところ、3点とも数量が不足しており、定期的な実査を行っているとは言い難い(利根実業)。

注4 有効な管理がなされておらず、必要・不必要の区分も行われていない。長期間使用されず、古くて埃をかぶっている薬品も多く見られ、内容も変質している恐れがある。薬品に精通している担当者がいないため、存在する薬品の内容が把握できておらず、授業で使用する可能性も少ないとのことである(利根実業、新田暁)。

注5 収納庫はガラス戸棚で一応鍵がかかっているが、毒劇物に相当する薬品が収納されていた。毒劇物は外から見えない堅牢な保管庫に保存しなければならないので、ガラス戸棚のように外から見える状態は問題である(利根実業、新田暁)。

注6 園芸実習室は鍵が壊れており、施錠できる状況にない。ドアもガラス戸であり、容易に侵入できる状況である(勢多農林)。

注7 農業実習室1階倉庫の一角に農薬の置場があるが、毒劇物に該当する危険薬品があるにもかかわらず、保管庫がないに等しく、一般の農薬等に混在して置かれており、毒劇法上問題である。施錠もあいまいで特に農業実習室自体の老朽化が激しく、施錠管理できるような状態にない(利根実業)。



注8 農業管理実習棟1階機材室の一角のガラス戸棚に保管されている。毒劇物に該当する危険薬品があるにもかかわらず、機材室は1階でガラス窓のため外から見え、しかも保管庫もガラス戸棚のため毒劇物が外から見える状態である。夜間無人になるのに全く無防備である。また、毒劇物が一般の農薬等に混在して置かれている（利根実業）。

（改善策）

薬品の危険性にかんがみ、関係法規に従い適正な保管管理を徹底すべきである。

（勢多農林、新田暁、利根実業）

## 意見

### 14 備品の現品確認の方法及び対象範囲の見直しについて

備品の現品確認について、現物確認の方法に関する内部規程の作成及び対象範囲の見直しを検討することが望まれる。

(現状及び問題点)

備品の現品確認は県財務規則第 231 条により毎年 8 月中に行うこととされているが、教育委員会または各学校においてもその実施方法に関する内部規程は作成されていない。

また、現在の管理対象備品の分類基準は、「物品の分類及び重要物品の指定」(昭和 52 年 5 月 1 日訓令乙第 4 号)で規定されており、「備品の形状または性質を変えずに長期間の使用に耐えるもので、取得価格又は評価額が 3 万円以上のもの」とされているが、この基準によると各学校の備品点数は何千点にもなるため 1 年に 1 度の現品確認に多大の労力を要する。

(改善策)

財産の管理方法や設置場所等を勘案し、どのように現物確認を実施すれば正確にかつ効率的に行えるか検討したうえで現品確認に関する具体的内容を決めた内部規程を作成することが望まれる。

また、「取得価格又は評価額が 3 万円以上のもの」という現行の基準に関して、備品管理の意義・必要性及びその実施に要する労力の比較や現在の物価水準の検討等を行い、適正な備品管理の範囲の見直しを行うことが望まれる。

管理対象物品数が減少すれば、重点的かつより実効性ある管理が可能になると思われるので検討されたい。

(全監査対象校共通)

### 15 備品整理票の貼付について

備品整理票の貼付について改善すべき事項が散見された。

(現状及び問題点)

備品には備品整理票による表示が義務付けられている(県財務規則第 214 条)。

監査対象校では、備品購入時に備品整理票を貼付しており、監査人が試査によって現物確認した折もその状況は概ね良好であったが、一部改善すべき事項も散見された。その主な内容は以下のとおりである。

(1) 貼付洩れ。

(2) スポーツ器具、楽器等使用状態が激しく備品整理票が剥がれてしまっているもの。

- (3) 平成 11 年度に電算管理が一新され、それ以前の取得物品について旧備品整理票しか貼付されていないもの。旧備品整理票には統一化された備品番号等が記載されておらず、備品管理台帳との突合をはじめとする現品の個別管理が不可能である。
- (4) 教育用コンピューターについては教室全体で「一式」として計上されているもの。資産登録単位は個々の構成品目ごとに計上しないと現品照合が不可能である。

(改善策)

- (1) 備品整理票が貼付洩れになっているものについては、毎年 8 月の現品確認時に調査し、貼りなおす必要がある。また剥がれそうな備品整理票については、補修措置等を実施する必要がある。
- (2) 同上。
- (3) 平成 11 年度以前の取得物品に貼付されている旧備品整理票についてもすべて電算管理されている備品管理台帳の備品番号が記載された新備品整理票に張り替える必要がある。
- (4) 教育用コンピューターについての資産登録単位は個々の構成品目ごとに計上した方が管理上の部分訂正や現物確認の際にも有効と思われるので検討されたい。  
(全監査対象校共通)

## 16 必要がなくなった物品について

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中旬に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。このことにつき、監査対象校で検討したところ以下の事例が検出された。

- (1) 使用不能物品を修理せず、また不用決定することもなく倉庫等に保管している事例。  
盲学校では使用不能又は不使用となっている以下のものが保管されていた。

備品番号	備品名称	取得年月日	取得価額	保管場所
H11-55588	点字サイレントプリンター	平成 2 年 3 月 23 日	1,024 千円	職員用 PC 室

備品番号	備品名称	取得年月日	取得価額	保管場所
H11-54889	点字印刷機	昭和 48 年 3 月 31 日	320 千円	倉庫
H11-54888	点字製版機	昭和 48 年 3 月 31 日	480 千円	倉庫

上記機械はいずれも過去において使用していたものであり、現在は使用していないが希少価値もあり資料としての意味も含めて保管している、とのことであった。

また、現在故障中のものがあり、修繕にコストを要するため倉庫で保管しているものもある。

(2) 廃棄予算不足で有姿除却になっている事例。

利根実業では不用決議したものの、廃棄予算不足のため除却できずそのまま保管しているいわゆる「有姿除却」になっているものが多数ある。主な項目は以下のとおりである。

平成 10 年度以前に取得のパソコン (22 台、6,776 千円)

教育委員会管理課の指導により平成 10 年度以前取得の古いパソコンを廃棄したが (スクールアグリーメント契約により使用不可)、この内ほとんどのものは、廃棄予算がないため有姿除却になっている。これは、更新購入の場合除却予算も業者見積もりに含めるため除却できるが、そうでない場合単独予算をとり難いことが一因になっている。

教育用パソコン一式 (環境データ処理システム、22 台、22,433 千円)

教育委員会管理課の方針で、学校全体で教育用パソコンは 3.5 セット分しか認められないことになっており、旧式化した為廃棄したが、廃棄予算が取れないため全部が有姿除却になっている。1 教室全体が廃棄済パソコンで占められている。

鶏舎は赤城農場に移設したので、旧施設 (本校舎内) にある備品を除却した (48 点、10,256 千円)。ただし、廃棄予算が取れないため全部が有姿除却になっている。

(改善策)

必要がなくなった物品について交換、管理換等適切な処理ができない場合は県財務規則第 231 条により速やかに不用決定をし、その上で廃棄する必要がある。

故障中のものについては修理予算を確保すべく努力すべきである。また資料的価値のあるものであれば、管理換等適切な手続きをとり、展示スペースを確保すべく努力されたい。物品の管理を行うにあたって保有目的を明確にし、目的に合った管理が必要である。

廃棄コストがかかるため予算の確保が必要な場合には不用決定をした上で、そのときに限り予算が確保されるまで一時的に倉庫等に保管する。ただし、上記利根実業高校の事例のように、1 教室全体や建物 1 棟すべてが廃棄済備品で占められているような極端なケースでは、早急に処理する必要がある。

(利根実業、盲学校)

## 17 公有財産台帳の管理について

施設の現況と諸台帳、図面等との符合の適否についての調査を義務付けることが必要であり、所有している土地・建物・工作物に関するデータは遺漏なく財産台帳に登録されていなければならない。

また、明らかに備品に該当するものが、建物の一部に含まれており、備品購入時の入札及び財産管理を適切な単位で実施するためには、発注時における建物附属設備と備品等についての一定の分類基準を定める必要がある。

(現状及び問題点)

公有財産台帳の管理については「群馬県公有財産事務取扱規則」(昭和61年規則第9号。以下この項では「規則」という。)第24条に以下のとおり定められている。

### (参考)群馬県公有財産事務取扱規則

**第24条** 分掌者は、その分掌に係る公有財産について次に掲げる事項に留意し、当該公有財産の効率的な利用並びに良好な維持及び保存に努めなければならない。

- 一 使用状況の適否
- 二 維持及び保存の状況の適否
- 三 境界標その他標識の設置の有無及び設定状況の適否
- 四 不法占用等の有無
- 五 現況と諸台帳、図面等との符合の適否
- 六 使用を許可し、または貸し付けた公有財産にあっては、その使用状況及び使用料又は貸付料の納付状況
- 七 その他公有財産の管理上必要と認められる事項

教育委員会管理課の各学校に対する指導内容としては、毎年4月に全学校の事務担当者に対して公立学校施設台帳の作成説明会を、また5月に1週間かけて全学校に対してヒアリングを行っている。これは、文部科学省の公立学校施設の実態調査があるため、その資料作成が主な目的である。

これに対して、監査対象校で以下の事例が検出された。

(1)「規則」第24条第1項第5号の「現況と諸台帳、図面等との符合の適否」について、事務担当者はコンピューター化されている固定資産台帳につき、年1度施設の現況と照合しているとはいえない事例が散見された。

一例を挙げると、前橋工業で平成17年度財産台帳の内容を確認したところ、平成16年度に新規に取得した前橋市石関町の土地の評価額が財産台帳に入力されていないため、評価額がゼロになっていた。データ上評価額が入力されていないと、例えば群馬県の高校の土地を集計した場合に当該土地が合計額に反映されないといった状況が懸念される。

(2) 監査人が試査により現況確認した際、電気設備工事、コンピューター回線工事等の附属設備や本来備品として管理されるべき備品が建物に含まれている事例が散見された。これらは工作物や備品等として区分されず、建物として一括計上されているため個々の内容につき明確な把握ができない状況であった。

具体的には以下の事例があった。

学校名	備品名称	規格等	台数
前橋女子	トレーニング機器	25種類	37台
万場	攪拌機(擂潰機)	ヤナギヤ	1台
〃	大型冷蔵庫	サンヨー	1台
〃	燻煙機		1台
榛名養護	大型冷凍庫	ホシザキ	1台
〃	大型冷蔵庫	ホシザキ	1台
〃	大型冷蔵庫	牛乳用	1台

これらは購入当時備品としての予算がなく、設備として建築価格に含まれていたとのことであるが、各機器は必ずしも建物に固定されているとは限らず、持ち運び可能なもので備品そのものである。

機器を建物に含めたのは、購入時に工業者に建物と一括発注する方が利便性があり、能率的であったからとの理由が考えられる。しかし、これらの機器を販売する業者は県内に相当数あり、別途発注すべきであったと思われ、競争入札の有効性についても疑問が持たれる。また、保守管理や安全性点検といった使用管理の内容から考慮しても、備品として管理すべきと思われる。

(改善策)

施設、設備の現況と諸台帳、図面等の符号の適否についての調査を義務付けることが必要である。また、財産台帳へのデータ入力担当者は、データ入力するとき洩れなく入力し、その承認責任者は、内容が適切に入力されていることを確認の上承認する必要がある。

また、建物についてはその躯体だけではなく、発注時における建物附属設備と備品等についての一定の分類基準を定め、適正な維持管理が行えるように、正確な固定資産台帳の作成を行うことが必要である。特に建物と備品とは資産の種類が異なるので、購入時には個別に適切な単位で予算設定をし、契約する必要がある。

(前橋女子、前橋工業、万場、榛名養護)

## 18 未利用施設の対策について

使用または利用されていない施設については早急にその対策を講じる必要がある。

### (現状及び問題点)

監査対象校の施設を視察した際、以下の使用または利用されていない施設があった。

#### (1) 沼田：水泳プール

昭和 63 年設置の水泳プールは老朽化により 2 年前に浄化槽の循環用パイプが故障したが、故障を修理せず使用しなくなった。使用しなくなった理由は以下の 3 点である。

パイプの修理に要するコストが相当額見込まれるが、全体として修理して使用する投資効果が見込まれない。

水泳が体育の授業に取り入れられなくなったことにより、水泳プールの利用機会が著しく減少した。

水泳部員が少数のため、高校の水泳プールを利用するよりも、他の民間施設を利用したほうが経済的である。水泳部員は平成 17 年度が 5 名、平成 18 年度は 7 名であるが、高校の水泳プールを利用する場合、上水道代、下水道代、塩素等の消毒代、その他の経費で年間 40 万円程度を要する。一方他の民間施設を利用した場合、年間 3 万 5 千円程度の施設利用料で済ませることが出来る。

#### (2) 利根実業：以下の施設

(平成 18 年 3 月 31 日現在、単位：千円)

名称	延べ床面積	取得年月日	取得価額	評価額	備考
農業管理実習室	142.00 m <sup>2</sup>	昭和 42. 3. 31	2,750	2,507	注 1
農業管理実習室	254.00 m <sup>2</sup>	昭和 44. 1. 7	5,809	4,964	注 1
畜産実習室(鶏舎)	192.00 m <sup>2</sup>	昭和 56. 3. 31	15,811	2,750	注 2
畜産実習室(豚舎)	208.00 m <sup>2</sup>	昭和 56. 3. 31	22,133	3,849	注 2
畜産実習室(堆肥舎)	100.00 m <sup>2</sup>	昭和 56. 3. 31	6,604	1,148	注 2
赤城農場宿泊実習棟	68.00 m <sup>2</sup>	昭和 59.12. 7	6,491	1,078	注 3

注1 農業管理実習室...耐用年数を経過している。老朽化により危険であり、また、現在は実習に使用しておらず、今後も利用見込みのないことから解体する必要がある。

注2 畜産実習室...鶏舎、豚舎、堆肥舎が赤城農場へ全面移転したことにより不用施設となった。現在使われておらず、今後も利用見込みのないことから解体する必要がある。

注3 赤城農場宿泊実習棟...10 年以上利用がなく閉鎖状態である。使用できる状態でなく、使用予定もないことから解体する必要がある。

### (改善策)

現在使われておらず今後も利用見込みのない古い建物・施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に対策を講じる必要がある。

(沼田、利根実業)

## 19 老朽化した建物について

老朽化し、補修が必要な建物・施設については早急に対策を講じる必要がある。

(現状及び問題点)

利根実業の施設を視察した際、老朽化が目立ち対策を要すると思われるものがあった。

(平成 18 年 3 月 31 日現在、単位：千円)

名称	延べ床面積	取得年月日	取得価額	評価額	備考
園芸実習室	975.00 m <sup>2</sup>	昭和 58.12.23	64,092	36,185	注 1
果樹園格納庫	31.00 m <sup>2</sup>	昭和 36. 3.31	180	511	注 2
赤城農場乾草収納室	198.00 m <sup>2</sup>	昭和 49. 3.30	5,733	1,933	注 3

注 1 園芸実習室...老朽化により、環境制御全て手動操作で、天窗、側窓、遮光カーテン暖房機も老朽化しているため改修が必要と思われる。

注 2 果樹園格納庫...昭和 36 年に建築した果樹園格納庫は木造で老朽化が激しい。

注 3 赤城農場乾草収納室...昭和 48 年度に建築した乾草収納室は破損が激しいため、外壁、屋根の補修が必要である。

(改善策)

老朽化し、補修が必要な建物・施設については、早急に対策を検討する必要がある。

(利根実業)

## 20 演習林について

広大な面積の演習林については、学校生徒数の規模に比し、過剰施設であると思われる。また、そのほとんどが使用されずに放置されており、今後何らかの対策が必要である。

(現状及び問題点)

演習林の概要については以下のとおりである。

区分	勢多農林	利根実業
面積	799,084 m <sup>2</sup> (約 80 ヘクタール)	460,834 m <sup>2</sup> (約 46 ヘクタール)
利用生徒数	主にグリーンライフ科の 60 名 1 年生・年間 18 日、2 年生・年間 33 日、3 年生・年間 27 日	1 週間当り 2 年生:14 名(火曜日 3.4.5 時限)、3 年生:32 名(月曜日 3.4.5.6 時限)、計 46 名。
利用している部分	演習林の中央広場を利用しているが全体的にはごく限られた部分である。	実習室の周りの林で行っているが、全体的にはほんの一部である。
演習林の手入れ	予算がなく外部委託は行っていない。生徒に実習として下刈り等を行わせているが、授業として行うもので、広大な演習林は整備できない。	同左。 車両で視察した折(全体の 3 分の 2 程度しか入れないが)、ほとんどが荒れ放題になっていた。



区分	勢多農林	利根実業
周辺農家の野生鹿被害の状況	演習林の中に富士見村道が走っており、隣接している農地の耕作者は鹿の被害防止のネットを張り巡らしている。学校に対して費用請求が来ているということはない。	周辺農家は鹿の被害防止のネットを張り巡らしている。その費用は多額で学校に苦情が来ている。学校では演習林に生息している野生鹿の駆除予算がなく、何の対策もできない。
宿泊棟の状況	演習林の一部に宿泊棟が設置されている。過去には宿泊を伴った林業演習が行われ、宿泊棟が利用されていたが、現在は雨漏りがあり、電気も止まっていて宿泊できる状況にない。	該当なし。

上記のような状況であるが、勢多農林 60 名、利根実業 46 名の生徒のために 80 ヘクタール及び 46 ヘクタールという広大な演習林が必要であるかは疑問である。しかも火災保険対象になっていないので火災リスクもある。

(改善策)

演習林の意義、必要性、適正な維持管理の方法及び維持経費の見積もり等の検討を行い、今後の管理のあり方について早急に検討する必要がある。

(勢多農林、利根実業)

## 2.1 県の機関における機器備品相互利用の推進について

限られた教育資源を有効に使用するために、県の機関における機器備品の相互利用に取り組むことを検討されたい。

(現状及び問題点)

監査対象校の施設を視察した際、古い機器類が散見されたが、予算不足で更新できないケースが多かった。近年の厳しい予算状況のため、学校における教育用機器備品の買い替えは困難なものがあり、また、県の定めとして中古品が買えないこともあって、直すか新品を買うしかなく、如何ともしがたい。

また、勢多農林と利根実業では、稼働率の低い農機具や、利用頻度の低い実験機等が散見された。中には高価な農機具や実験機等もあり、限られた教育資源が有効に活用されていないようである。また、県内の実業高校の中には同じような農機具や実験機を保有している学校もあり、さらに県内の群馬県農業技術センターや農林大学校等でも同様の機具を所有しているとのことである。

## 県立学校

そこで、これらを有効活用するために、例えば県の機関でデータベースを構築、情報交換し、類似の機械については譲渡を行い、高価な機械については利用する高校で共同購入し、相互に利用するといったことも考えられる。

### (改善策)

限られた教育資源を有効に活用するために、同じ群馬県の機関内でも相当な量の保有があると思われるので、機器備品の相互利用に取り組むことを検討されたい。一例として、県立 8 試験研究機関で機器類のデータベース化が行われており、共同利用、貸し出し、転売等の取り組みが開始されているので、参考になると思われる。

また、同種の機器備品を利用する学校で共同購入することも有効である。その場合、以下のようなメリット、デメリットが考えられるので、斟酌の上共同利用を検討されたい。

### メリット

- (1) 共同購入することにより、上級機種を購入が可能となる。
- (2) 必要台数の減少により施設設備（保管スペース）の有効活用が図れる。
- (3) メンテナンス料金も必要台数分だけを負担することで足りる。

### デメリット

- (1) 故障した場合の費用負担の問題が生じる。
- (2) 天候による使用の制約等が考えられ、予約制をとるにしても使用が制限される。
- (3) 移動の負担が発生する（生徒の移動含む）。

(全監査対象校共通)

## 2.2 学校図書館の位置づけ及び図書の取得・維持管理について

学校図書館の位置づけが各校によって統一されておらず、また、学校図書館における図書の取得・維持管理は県内各校において一様ではなく、統一的な基準が策定されていない。

### (現状及び問題点)

学校図書館は「学校図書館法」（昭和 28 年法律第 185 号）第 3 条に基づき設置が義務付けられている。ただし、「学校図書館法」はその目的、定義などを定めた総則と国の負担等を定めているに過ぎず、「学校図書館基準」（昭和 34 年文部省制定）で学校図書館の機能、職員や資料構成、設備、運営等について規定している。さらにこれを受けて県はその指針となるべく、学校図書館の基準を設置すべきであると思われるが、現在、具体的・統一的な指針は策定されていない。このため、県内の学校図書館は学校により組織上の位置づけが統一されておらず、校務分掌上、校長直下の図書部であったり、教務部下の図書・視聴覚係であったりする。学校図書館の位置づけは学校の規模や歴史・利用実態・性格によりおのずと変わるものと思うが、何も指針がないのは問題である。

また、学校図書館における蔵書の基準について統一的な指針が設置されていない。単行本は蔵書として取り扱われることに問題ないが、雑誌や文庫本、研究紀要、パンフレット等の取り扱いについて学校や担当者によりまちまちのことである。したがって、学校司書が異動すると蔵書の内容が変わってしまうことが想定される。また、新しく学校司書となった人が実際の業務をするうえで拠り所となるような蔵書の基準に関して指針がないのは問題である。

さらに、図書の維持管理の方法も学校によってまちまちである。従来のカード式で管理している学校があれば、電算化したシステムで管理している学校もある。また、電算化したシステムで管理している一つの学校においても、電算システムへの入力未了のためカードで管理している図書とシステムで管理している図書がある。従来の方法からシステム管理への移行期間は別にしても、システム管理へ本格移行した後はすべてをシステム管理することが望ましい。できることならば、県内の学校図書館システムはすべて同一のものを利用するか、少なくともデータ互換性のあるシステムを利用し、県内の学校相互間で検索できるような体制を構築することが生徒にとってメリットがある。

(改善策)

学校図書館の位置づけについては、いきなり県内を統一するような明確な指針を発出すると混乱が生じることも予想されるので、学校の規模や歴史・利用実態・性格により、ある程度組織が明確化されるような指針を策定することが望ましい。

蔵書の基準に関しては、群馬県高等学校教育研究会図書館部会が研究会を毎年2回開催し研究を行っており、平成元年12月に「群馬県高等学校図書館整理基準」を作成している。これは、学校図書館に従事する司書や係教諭が検討を重ねて作成したもので、各々の学校の運営の基本方針、読書指導のあり方、図書選定の考え方、教科指導の展開への対応の面等に十分配慮して作成している。これらをもとに群馬県としての指針を作成することが得策と考える。

図書の維持管理の方法については、将来的には電算化によるシステムを導入し、県内の学校がオンラインで結ばれ、相互に図書館を同時検索できるシステムが構築できれば理想的であるが、CD又はMO等でデータを蓄積し、検索できる体制を構築することも有効である。その際、互換性のあるシステムを導入する等、システム面を整備することはもちろんであるが、各学校がある程度明確な基準で結ばれることが必要である。そのためにも整理基準となる指針を作成することが不可欠である。

(全監査対象校共通)

**(監査の視点) 収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか**

**(監査要点)**

1. 授業料等の徴収が関係条例、規則等に従って適切になされているか。
2. 授業料等の未納金について、滞納管理が関係規定に従って適正に処理されているか。
3. 不納欠損処理が関係規定に従って適正になされているか。
4. 授業料等の減免処理が関係規定に従って適正になされているか。
5. 生産物売払収入が関係条例、規則に従って適切になされているか。
6. 生産物売払価格が関係条例、規則に従って適切になされているか。
7. その他の収入が適正に処理されているか。
8. その他の収入に関わる支出が適切に処理されているか。
9. 上記の他、財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか。

**監査結果 指摘事項**

**23 授業料免除基準の運用について**

授業料免除の基準につき、その運用面を見直す必要がある。

(現状及び問題点)

県立学校生徒の授業料免除の取扱いについては、「群馬県立学校授業料等徴収条例（昭和23年条例第18号。以下この項において「条例」という。）及び「県立学校生徒の授業料免除取扱要領（平成8年3月制定。以下この項において「取扱要領」という。）」に規定されている。条例第10条によると、授業料免除の条件は以下のとおりである。

非常災害等の事由によって住家を失った者

学力佳良、品行方正、身体強健かつ家庭貧困な者で特に授業料免除の必要あるもの  
前2号に掲げる者以外の者でやむを得ない事情によって授業料の納付が困難と認められるもの

引き続き3月以上の休学又は外国の高等学校への留学を許可された者

このうち、家庭貧困の場合の授業料免除の基準の運用について問題がある。

条例第10条第2号該当者について、条例第12条では「資産並びに家計の状況を調査」とし、所得以外に資産面も検討するとされている。

しかし、取扱要領では「2 免除の基準」で家族数に応じた家族の総所得（見込）金額を調査し判断の基準にしているが、資産の状況調査は要求されていない。実際の運用面は取扱要領に則って行われているので、条例の趣旨と異なる基準で運用されていることになる。

(改善策)

授業料免除の取り扱いについては、条例、取扱要領等の整合性を保つよう検討すべきである。資産状況の調査とは、例えば国民健康保険税の算定基準における「資産割額」(所有固定資産の評価額を基準とする)の例や、取扱要領第3号該当(農業災害による場合)の中で「その他の資産・家計・家族の状況・農業他所得等個々に異なる特殊事情を考慮する。」とあり、これらが参考になると思われる。

(前橋女子、前橋工業、勢多農林、高崎商業、新田暁、沼田、利根実業、万場)

**(参考)群馬県立学校授業料等徴収条例**

**第10条** 県立学校に在学する者で次の各号のいずれかに該当するものについては、審査の上授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 一 非常災害等の事由によって住家を失った者
- 二 学力佳良、品行方正、身体強健かつ家庭貧困な者で特に授業料免除の必要あるもの
- 三 前二号に掲げる者以外の者でやむをえない事情によって授業料の納付が困難と認められるもの
- 四 引き続き3月以上の休学又は外国の高等学校への留学を許可された者

**第12条** 学校長は、前項の願書を受理したときは、第十条第一号該当者については生徒氏名、住所及び父兄との関係事由等、第二号乃至第三号該当者については前各事項の外成績表及び身体検査書を添え資産並びに家計の状況を調査し、免除の可否及び免除期間等詳細意見を副え教育委員会に進達しなければならない。

**県立学校生徒の授業料免除取扱要領**

**2 免除の基準**

(1) 第2号該当 家庭貧困の程度については、保護者が生活保護法の生活扶助を受けている場合や児童扶養手当法の児童扶養手当を全額受給している場合のほか、家族の総所得(見込)額が、次に掲げる額以下の者について審査の上免除する。

家族数	限度額
2人	2,290千円
3人	2,640千円
4人	2,860千円
5人	3,070千円
6人	3,252千円
7人	3,409千円
8人以上	その都度定める

## 2.4 生産物の販売に係る収納事務について

生産物収入については、適時に収納決議をすべきである。

### （現状及び問題点）

勢多農林高校における農業実習の収穫物である生産物の販売の収納事務について以下の問題点があった。

生徒が野菜を実習として販売した場合、生徒は売払担当者に販売代金を渡すが、売払担当者は一時保管し、概ね1ヶ月に一度程度収納決議をしている。また、収納された販売金額の一部をつり銭として残している。

また、野菜の収穫、販売にかかる生産物出納簿は現在つけられていない。

まとめて起票される収納決議書には販売された野菜の種類、販売数量と同量の収穫量が記載されているだけである。この収納決議書に記載されている収穫量、販売量は概算数字とのものであり、細かく収穫量、販売量を記載していない。

### （改善策）

生産物収入については適時に収納決議をすべきである。販売代金はすべて収納されなければならない。なお、野菜の収穫、販売にかかる生産物出納簿を作成することが望まれる。

（勢多農林）

## 意見

### 25 授業料の未納状況について

授業料未納者のうちに実質的に不納欠損処理すべきと思われるものがあった。

(現状及び問題点)

群馬県立高校における授業料滞納による収入未済額は以下のとおりである。

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収入未済額	5,623 千円	5,696 千円	4,156 千円
件数	789 ヶ月	783 ヶ月	557 ヶ月
実人員	112 名	106 名	89 名

注 未納理由...・家庭の経済状況のため

・複雑な家庭環境のため

県教育委員会では授業料未納に伴う督促、出席停止や除籍について「群馬県高等学校授業料等徴収事務取扱要綱」(平成 17 年 4 月 1 日施行。以下この項では「取扱要綱」という。)を制定、統一的な取扱を行っている。

それまで比較的事務担当者個人の努力に負うところが多かった督促等の手続が統一化、厳格化されたことにより、この 3 年間で収入未済額、件数、実人員すべてが減少する、という成果があがっている。

取扱要綱の主な手続の概要は以下のとおりである。

金融機関より口座振替未済者一覧表を入手

納入通知書発送...当日または翌日(納期限:月末)

督促状発送...20 日以内なので月初め(注)

納期限...発効日から 10 日目(注)

累積 2 ヶ月...授業料未納者記録簿、家庭訪問、授業料納入計画書

累積 3 ヶ月...校内委員会(平成 17 年度 5 回開催)、保証人への協力要請開始予告

注 督促については県財務規則第 234 条第 1 項及び第 2 項で定められている。

上記の各手続について監査対象校において試査により確認したところ適正に処理されていたが、高崎商業における未納者のうち 1 名分(平成 16 年 4 月～11 月分・76 千円)については本人・保護者とも所在不明で実質的に不納欠損として処理すべきものと思われる。

(改善策)

上記事実関係を調査の上、必要に応じ不納欠損処理を行う必要がある。

(高崎商業)

**(参考)県財務規則**

**第 234 条(督促)第 1 項** 収入調定者は、法第 231 条の 3 第 1 項又は政令第 171 条の規定による督促をするときは、当該債権に係る納期限又は履行期限後 20 日以内に、関係書類に基づき督促回議書及び督促状を作成し、督促状を債務者に送付しなければならない。

**第 2 項** 法第 231 条の 3 第 1 項又は政令 171 条に規定する期限は、督促状の発行の日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。ただし、特別の事情があるものは、15 日まで延長することができる。

## 26 ペット犬の販売について

勢多農林の応用動物コースでペット犬を販売しているが、その販売高の大半を 1 社のペット業者に販売しており、他の業者からの見積書等を入手していない。

(現状と問題点)

勢多農林の応用動物コースではペット犬(トイプードル、ダックスフント等)を販売している。平成 17 年のペット犬販売高は 2,504 千円で、そのうち 1 社のペット業者に 1,938 千円(全体の 77.4%)販売している。その他の販売は個人であり、実質このペット業者に独占販売している状態である。ペット犬の販売について他の業者からの見積書等を入手していない。

県財務規則第 190 条第 1 項第 1 号では予定価格が 10 万円未満の契約をするときは見積合せを省略できているが、毎年恒常的にペット犬の販売が続くことを考えると、契約事務の厳正公平が阻害されていると思われる。

(改善策)

ペット犬の価格については、1 社のペット業者に偏ることなく、他のペット業者からも見積書を手入して価格を設定する必要がある。

(勢多農林)

## 27 果樹の販売価格について

勢多農林の果樹の販売は梨が主力であるが、毎年同じ価格で販売している。

(現状及び問題点)

勢多農林の果樹の販売は梨が主力であるが、梨の市場価格は毎年変化しているにもかかわらず、毎年 1kg 当たり 350 円で販売している。

(改善策)

果樹の販売価格は市場価格の変動を考慮したうえで決定する必要がある。

(勢多農林)



## 28 教育実習生の実習謝金について

教育実習生の実習謝金については、県の収入として処理できるような制度の検討が望まれる。

（現状及び問題点）

教育実習生の実習謝金については、大学から送付されてきた現金はすべて返却しており、原則として収受しない。ただ、教育実習生の処遇については、県の教職員が指導にあたり、また、事務用品費等の実費もかかっていることから、その見直しが必要と思われる。

（改善策）

教育実習生の実習謝金については、県の収入として処理できるような制度が望まれる。

（全監査対象校共通）

## **(監査の視点) 学校徴収金及び団体徴収金(P T A会費等)の金銭の徴収・管理は適切に行われているか**

### **(監査要点)**

生徒が学校生活を送るにあたり、公費である授業料のほかに、受益者負担の考え方に基づき、生徒もしくは保護者が負担することが適当と考えられる経費や、P T A等の学校関係の諸団体の活動のために徴収している経費がある。前者は学校徴収金と称され、教材費、学年費、旅行積立金や生徒会費といった名称のものである。後者は団体徴収金と称され、主にP T A会費等の名称のものである。これらの費用を総称して私費と称することとする。

私費のうち学校徴収金については、学校で一括購入や支払をすることが生徒・保護者にとって利便性のあるものについて、学校が主体となって実費相当額を徴収し、会計を管理するもので、生徒に必要な教材等を一括して準備するという位置づけとなっている。

また、団体徴収金については、生徒の学校生活を支援するために設置されているP T A等の諸団体を運営するために徴収するものであり、各団体はその設置目的にしたがって必要な資金を徴収し、管理運営されることとなるが、資金の徴収事務や資金の管理事務などを学校に委任しており、学校はその事務を代行している。

学校徴収金や団体徴収金は、上記のように前者が実費支弁の預り金の性格を有するものであり、後者が各団体の責任において徴収使用されるものであることから、公費や歳計外現金といった公金ではないと位置づけられている。

学校徴収金については、これらの費用を負担することや金銭を預けることが、県立学校に対する生徒や保護者からの信頼を基礎としていることから、県立学校としては保護者の負担軽減や金銭に関連した事故防止には十分注意を払う必要がある。また、私費の会計において一部ずさんな会計・経理が行われ刑事事件に発展した事例も発生しており、このような事態が発生した場合、県として公金ではないため管理責任はないと言い切れない状況にあるものと思われる。社会情勢の趨勢を見ても、行政の説明責任や監査に対する要望はより強くなっているといえる。

団体徴収金については、各団体において一定のルールに従って管理運営されているものであり、また県とは別の団体と位置づけられる。しかしながら、資金の徴収事務や資金の管理事務などの委任を受けており、その範囲において県として一定の管理上のリスクがないとは言いきれない。

したがって、学校徴収金に関する県立学校の管理運営状況については、事実上は県の事務執行と見なせると判断し、また団体徴収金についても各団体から委任を受けた業務の範囲内で県としての責任が発生するものと判断し、以下の監査要点から監査を実施した。

- 1．学校徴収金及び団体徴収金(P T A会費等)は徴収の目的に従って金銭の徴収・管理は適切に行われているか。
- 2．上記の他財務事務の執行が関係法規に準じて適切になされているか。

## 監査結果 指摘事項

### 29 学校徴収金に関する規程などの整備について

学校徴収金の徴収・管理・執行が厳正かつ効率的に行われ、その透明性が確保できるような統一的な事務処理基準を策定し、これに則って事務処理をするべきである。

(現状及び問題点)

学校徴収金に関して、徴収方法、会計担当者、会計責任者、会計帳簿の作成方法、会計報告の方法といった事項について明文化された規程がない。結果的にこれらの収支に関する事務は、主に事務長が担当し、教材費等については慣行として担任の教員が実施しており、事務処理の精度の確保や不正の防止は各個人の能力、良心に依存したものとなっている。

そのような状況の中で、ある学校徴収金の会計において、普通預金通帳により収支を管理しているにもかかわらず、過年度の預金通帳が見当たらなくなってしまう事例や、また別の学校徴収金の会計において、支出の根拠となる証憑類(請求書、領収書など)が適切に保管されていない事例などが生じている。

このような事例は学校徴収金に関する事務の担当者の個人の意識や能力に依存していることに起因する事務処理水準のバラつきを示唆するものであり、またそのようなバラつきを抑制する管理・監督業務が適切に行われているとは言いがたい状況を示唆するものである。

(改善策)

学校徴収金が制度として成り立つ基礎は学校に対する生徒や保護者からの信頼にあり、その事務処理や管理・監督を適切に実施する必要がある。

そのためには統一的な事務処理基準の策定を行い、各会計の位置づけを明確化し、ダブルチェック等による正確性の確保等、各会計の事務処理品質の均質化及び事務処理に関する責任の明確化を図る必要がある。

また、学校徴収金を納付している生徒や保護者に対して学校徴収金の使途や収支の状況などについて透明性を確保し、説明責任を果たすためにも適切な情報開示が行われるようにされたい。

(全監査対象校共通)

### 30 学校徴収金の管理が適切でない事例について

学校徴収金の管理が適切でない事例が散見された。

(現状及び問題点)

学校徴収金の管理が適切でない以下の事例があった。

(1) 学校で預金通帳及び帳簿、証憑類が保管されていない事例

## 県立学校

勢多農林の家庭科教材費会計は、担当教諭が管理しているが、後任者に預金通帳及び帳簿、証憑類（領収書及び請求書等）が引き継がれていない。その預金通帳及び帳簿、証憑類が学校で保管されていないとのことであった。

ただし、平成 17 年度末における決算報告の残金は、クラス会計に人数割りで返金され、割り切れない端数については、生徒会会計に繰り入れされている（勢多農林）。

- (2) 支出の根拠となる証憑類（請求書、領収書など）が適切に保管されていない事例  
利根実業では、研修旅行学習資料代及び研修旅行アルバム代等の費用を一括納入金として生徒・保護者から実費相当額を徴収している。担当教諭は、各種支出に関して帳簿を作成しているが、支出に関する証憑類（領収書及び請求書等）を保管していない事例があった（利根実業）。

- (3) バッチ・ステッカー会計において販売金や売上帳の管理が適切でない事例  
高崎商業のバッチ・ステッカー会計は、制服のボタン及び自転車のステッカー等の販売に関する会計であり、これらは利益を付して販売しているが、利益を上げる必要がないのではないかと。  
制服のボタンの販売金額について、これまで毎日売上の都度、代金を売上帳に記帳し、年度末に 1 年分をまとめて預金口座に入金している。しかし、平成 16 年度の売上金 13,640 円については、不明であったが、その後の調査で判明し、預金口座に入金している。  
また、平成 17 年度は販売金の売上帳が途中（平成 17 年 5 月 26 日）までしか記帳されていない（高崎商業）。

上記事例は、いずれも担当教諭が管理しているものであり、必ずしも事務処理に関して十分な知識と経験を有しているわけではないことがその主な原因であると思われる。

### （改善策）

学校徴収金に係る預金通帳や帳簿、証憑類は、学校徴収金が適切に支出されていることを証明する書類であり、年度末に第三者（管理職等）の監査を受けてから決算報告し、学校が一定期間適切に管理保管すべきである。

また、高崎商業のバッチ・ステッカー会計については、利益の付与の可否、売上金記帳及び現金預金管理の徹底等改善する必要がある。

特に、会計事務を担当する教員は、必ずしも事務処理に関して十分な知識と経験を有しているわけではないので、事務処理を担当する教員が適切に処理できるような事務処理基準やマニュアルを整備し、研修等も実施する必要がある。

（勢多農林、高崎商業、利根実業）

## 意見

### 31 学校が負担すべき支出を私費会計で負担していることについて

支出の趣旨、目的や内容を吟味して、本来学校が負担すべきものと私費として生徒・保護者が負担すべきものの区分を明確にする必要がある。

(現状及び問題点)

私費会計には、その趣旨や使用目的、内容について明文化された規程等がないために、本来学校が負担すべきと思われる支出が学校徴収金または団体徴収金として生徒・保護者から徴収され賄われている以下の事例があった。

(1) 学校施設の清掃に係る費用について清掃費として生徒・保護者から徴収している事例

学校における清掃は教育活動の一環と考え、学校徴収金として生徒・保護者の負担としてきたが、学校施設という公共施設の維持管理に係る費用なので公費として学校が負担すべきであるという考え方が一般的であると思われる。

また、清掃費の徴収に関しては明文化された規程がないため、清掃費を生徒保護者の負担とした根拠が不明確であり、清掃費を徴収することに関する生徒・保護者の理解が得られているかについても疑問である(前橋工業)。

(2) 進路指導に関する経費やパソコンの購入について私費会計から支出している事例

- ・ 進路指導部費は、進路に関する資料を提供するために必要な支出を賄う目的で、生徒・保護者から徴収されているが、本来、進路指導は、学校教育の一環として行われるべきであり、公費で賄われるべきものと思われる(前橋工業)。

- ・ P T A 管轄の進路指導会計でパソコンを購入している。このパソコンは高校で進路指導に使用しているとのことであるが、進路指導は高校の業務の一環と考えられるので、やはり公費で賄われるべきものと思われる(前橋女子)。

(3) 本来学校が負担すべき会費や受講料等が P T A 会計から支出されている事例

榛名養護においては、特殊教育研究会知的障害部会会費、全国知的障害養護学校教頭会費、危険物取扱者講習会受講料等が P T A 会計から支出されていたが、これらの支出は学校の運営上不可欠の支出と考えられる。また、実態としても領収書等の宛先が学校長宛となっているものも多く、本来公費負担が適当であると思われる(榛名養護)。

(4) 私費会計から学校の事務補助員の給料等を支払っている事例

学校教育後援会費、P T A 及び学校後援会等の私費会計から学校事務補助員の給料を支払っている学校があったが、その支払方法等について適当とは思われない以下の事例が見られた。

## 県立学校

- ・ 学校教育後援会から事務補助員 1 名の給料を支払っている事例では、この補助員の業務は主に学校の受付、接待及び雑用であることから学校の管理監督下で業務を遂行しているといえる。後援会ではこの補助員から扶養控除の申告書を提出させていない、所轄税務署に源泉徴収義務者の届出もしていないといった状況にある（前橋女子）。
- ・ 学校後援会から事務補助員 1 名の給料を支払っている事例では、雇用契約は学校長が契約者となっており、補助員の業務は主に学校の雑用であり後援会関係の業務に限定されているわけではない。なお、後援会の会則には契約に関して事務委任の規定はない（勢多農林）。
- ・ P T A 会計から事務補助員 1 名の給料を支払っている。契約の当事者は P T A 会長となっているものの、源泉徴収票は雇用者が高校名になっている。主な業務内容は高校の受付や事務、P T A の事務となっている。

平成 17 年度の雇用契約では賞与の支給に関して契約書に記載されていないが、平成 16 年度に引き続いて支給されている。平成 16 年度の契約に賞与の取扱に関する自動延長の規定はない（高崎商業）。

### (5) 研究助成金が P T A の特別会計に計上されている事例

P T A の特別会計に計上されている研究助成金 7 万円は、「目指せスペシャリスト研究開発」に対して拠出されているが、これは学校挙げてのスローガンになっており、その研究助成は学校教育そのものに対するものと思われる。また、宛先も校長となっており本来公費として計上すべきものと思われる（前橋工業）。

### (6) 教員の生徒部活動に伴う旅費について取扱が明確でない事例

高校の生徒部活動での遠征に伴う引率教員の旅費について、その支出が学校の歳出金の場合と私費である部活動振興費の場合があるが、その区分が必ずしも明確でない。これは、学校の予算が厳しく、当初当該旅費を部活動振興費から支出していたが、決算で最終的に学校の旅費予算に余裕ができたことにより部活動振興費から学校の歳出へ振り替えたというものであった。このような処理は、公費と私費の間で旅費負担の調整をしていると考えられるものであり、適切な処理とはいえない（前橋女子）。

### (7) 学校の修繕等に使用されている事例

高崎商業では、学校の予算が年々厳しくなることから一部の会計は学校の修繕等に使用されている。例えば学校内の樹木の剪定では、学校の本会計で支払いきれない分を、教育振興費会計の口座から支払っている他、教室棟屋上の防水工事などにも使用して

いる。これは県の予算削減のため、予算の範囲内では賄いきれないものがあるからとのことである。私費会計を学校の校舎等の修繕に使うのは問題があると思われる（高崎商業）。

これらは学校施設の維持管理にかかる費用や学校の業務の一環として行われる活動のために必要な費用に該当すると考えられるため、本来は学校の負担すべき費用であり、私費として生徒保護者から別途徴収するのではなく、公費で賄われるべきものと思われる。

（改善策）

支出の趣旨、利用目的や内容を吟味して、公費と私費の区分を明確にする必要がある。

また、上記事務補助員については、業務の内容等から実質的に高校の臨時嘱託職員と同様であるので、雇用関係や雇用形態、業務内容を見直し、補助事務員の位置づけを明確化する必要がある。

私費会計の徴収金の趣旨や使用目的、内容については、生徒・保護者の理解が不可欠である。したがって、これらの費用の負担を生徒・保護者に求めていることについて学校としてその根拠を明確にし、生徒・保護者への説明と理解を得る必要がある。

（前橋女子、前橋工業、勢多農林、高崎商業、榛名養護）

### 3.2 生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約等がない会計について

生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約がなく、会計報告・監査も行われていない会計があった。

（現状及び問題点）

以下の会計については生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約がなく、会計報告・監査も行われていなかった。

（1）前橋工業について

部活動後援会費

支給方法については「部活動後援費支給規程」があるが、生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約がない。このような状況からは、「部活動後援会」というものは厳密には存在しておらず、授業料・諸会費の一部として部活動後援会費として徴収する根拠に欠け、仮に「部活動後援会」があるとしても、現在のように、全員から無条件に徴収することには問題があると思われる。

また、会費の名目についても、現状では、全日制では「入会金」がないのに対して定時制では「会費」＋「入会金」という形態をとっている点も疑問である。また、この会計はPTA総会に報告されていない。

生徒会費（定期預金）

この口座は生徒会費（普通預金）の積立口として作成されているもので、会計報告及び監査が行われていない。

(2) 高崎商業について

進路指導費

生徒から進路指導費として月々徴収しているが、生徒からの徴収根拠となる規程・規約がない。

通常生徒からの徴収金のうち、PTA等の総会で決定されるものは、決算書をそれぞれの総会に提出して審議を受けることになっているが、PTA総会における決算書に表示されておらず、会計報告及び監査が行われていない。

定時制生徒会関係

定時制生徒会、定時制特活後援会及び定時制生徒会特会計については、徴収根拠となる規程・規約がない。

(改善策)

学校徴収金として生徒・保護者から金銭を徴収するにあたり、規程・規約がない状況は早急に改善する必要がある。また、PTA等の団体徴収金に関しても、その資金の徴収・管理の事務委託を受けている以上、会費徴収に関する規程・規約がない状況では受任事務の執行に支障をきたすので、その整備を行うよう関連諸団体に通知する必要がある。会計報告・監査についても同様である。

(前橋工業、高崎商業)

### 3.3 過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計について

過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計があった。学校では資金源泉について把握していない。

(現状及び問題点)

以下の会計は、過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計であり、学校ではその資金源泉について把握していない。

(1) 前橋工業について

前橋工業の周年事業準備会計については、部活動後援会費会計の積立口として作成されている。口座開設は平成12年3月27日であるが、当時の手続きは調査できなかった。学校では資金の源泉について把握しておらず、支出は、口座開設以来1度もなされていない。

また、この会計は、会計報告及び監査が行われていない。



多額の金額が、このように用途も明確にされないまま何年も使用することなく繰り越されてきており、しかも会計に関する報告及び監査もされていない状況は早急に改善する必要がある。

(2) 高崎商業について

以下の会計口座については繰越金として過去の余剰金をそのまま引き継いでいるもので、学校では資金の源泉について把握しておらず、現在入金はない。

会計名称	会計 代表者	口座 名義	管理 責任者	用途
部 活 振 興 費	校長	校長	事務長	総体バス、部活整備、修繕
ロ ッ カ ー 積 立	校長	校長	事務長	支出せず(生徒用修繕等)
ガ ラ ス	校長	事務長	事務長	ガラス修理
セ ミ ナ ー ハ ウ ス	校長	事務長	事務長	冷水器修理、ガス給湯器修理等
食 堂	校長	校長	事務長	ガスレンジ修理
バ ス	校長	校長	事務長	支出せず(マイクロバス関係)
90 周 年 記 念 積 立	校長	校長	事務長	支出せず(未定)
災 害 補 償 基 金	校長	校長	事務長	支出せず(未定)
そ の 他 特	校長	校長	事務長	支出せず(未定)
教 育 振 興 費	校長	校長	事務長	学校設備修繕、消耗品等
教 育 助 成 費	校長	校長	事務長	支出せず(設備等)
積 立 金	校長	校長	事務員	パン代
給 食 積 立	校長	校長	事務長	支出せず

これらの口座についてもその徴収根拠がない。

これらの会計は事務長がすべて出納記帳、一括管理しており、支出については学校長の許可を得ているものの残高等については事務長が把握しているだけに過ぎず、会計報告及び監査が行われていない状況は内部統制の観点から改善する必要がある。

(改善策)

資金の使用権限の所在が明確ではなく、長期間にわたって残高だけが繰り越されている状況は、不適切な使用や不正のリスクを高めることになりかねない。また、使用目的が明確ではない資金を徴収することは、公費と私費の区分を不透明なものとし、資金提供者である生徒・保護者等の理解が得られなくなる。さらには、そのような状況に学校の教職員が置かれていることは、過重な責任負担を強いるものであり、見直しが求められる。

資金の使用目的や徴収の源泉について調査をし、その分析に基づき、学校(県)に属するもの、PTA等の諸団体に属するもの、学校徴収金に属するもの等に分類し、誰に使用

権限があり管理責任があるかを明確にする必要があり、それによって固定化されている資金を有効活用することが可能になると思われる。

また、会計の適正性及び情報の開示のため、決算報告と監査は行われる必要がある。

(前橋工業、高崎商業)

### 34 他団体からの管理委託金としての見直しが必要な会計について

百周年事業会計については、実質的に同窓会からの管理委託金の性格を有するが、委託契約もなく管理責任等が曖昧な状態になっている。

(現状及び問題点)

沼田の百周年事業会計は、平成9年度の百周年事業で募金したときの残金である。もともと、同窓会のメンバーが発起人となり「実行委員会」で募金活動を行ったものであり、同窓会の管理下にある状態なので学校側の任意では使用できないとのことである。口座名が校長であるが、これは同窓会長名義にしておくとの相続が発生した場合、課税関係や名義変更問題に影響が出てしまうからではないか、と推測しているとのことである。

実質的に同窓会からの管理委託金の性格を有するが、委託契約もなく管理責任等が曖昧な状態になっている。

(改善策)

同窓会等の諸団体に属するものについて学校が管理を委ねられる場合には、管理を委託された資金として明確に位置づけるとともに、委託契約を締結するなど、学校の管理責任の範囲を明確にする必要がある。

もし当該資金が学校(県)に属するのならば、歳入処理を行うなど適切な処理を行う必要がある。

(沼田)

### 35 学校徴収金の徴収金額の妥当性について

実費弁償的な意味合いを持つ学校徴収金については、余剰が出れば生徒・保護者に返金すべきものであるため、過剰な残高が残らないような適正額を算出して徴収するように改善されたい。

(現状及び問題点)

各学校の学校徴収金は所要経費の実費弁償的な意味合いを持つものであるが、そのうち年間徴収額に比較して多額の期末残高が残っている以下のものが見られた。

(単位：千円)

区分	主な支出項目	期末残高	残高 / 支出
高崎商業			
特活等後援会費	高崎市定時制教育振興会費、 高体連バトミントン強化参加費、 高教研教育相談部会費その他	2,379	7.31
沼田			
教育振興会	生徒会部活動助成費及びスクールカウンセリング経費	5,120	2.55
進路指導費	図書代、補習手当その他	2,061	1.42
特徴金	日本スポーツ振興センター掛け金、高体連加盟金、総合学習用書籍その他	1,087	0.52
盲学校			
教材費	コピー代等事務消耗品代	192	1.86

これらは各年度に発生する支出であり、繰り越して支出に備えるべきものではない。各会計とも年間支出に対して多額の期末残高が残っており、このまま放置すると残高が増加し続けることにもなりかねない。それは負担した生徒・保護者と便益を受ける生徒が異なるという状況になり、実費弁償的な意味合いを持つ学校徴収金の趣旨から見て改善する必要がある。

(改善策)

所要経費の実費弁償的な意味合いを持つ会計については、実費相当額を生徒・保護者から徴収し、余剰が出れば生徒・保護者に返金すべきものである。適正な受益者負担を図るため過剰な残高が残らないように収入及び支出の内容を見直す必要がある。

(高崎商業、沼田、盲学校)

### 3.6 修学旅行積立金の取扱について

修学旅行積立金の集金、記帳及び返金時の取扱につき改善すべき点が見られた。

(現状及び問題点)

榛名養護の修学旅行積立金の取扱いに関し以下の改善すべき点が見られた。

- (1) 修学旅行積立金の集金は教員が生徒から集金し、小学部の場合は、受領した金銭をそのまま職員室の金庫に保管しているが、受領から支出するまでの間の帳簿等への記帳がなされていない。中学部の場合は、職員室の金庫ではなく、受領から約1週間後に通帳に入金される。

- (2) 余剰金が発生して現金返金した場合に、生徒・保護者から領収書を取り付けていない。

(改善策)

- (1) 小学部も口座を開設して保管するべきであり、小学部、中学部とも金銭を受領した段階で現金出納帳に記帳する必要がある。また、通帳への入金を即座に行う必要がある。

- (2) 余剰金の返金が口座振込みでない場合は、領収書を取り付ける必要がある。

(様名養護)

### 37 校外模試について

校外模試について改善すべき点があった。

(現状及び問題点)

校外模試についてはP T A・学校・業者が関わって実施するもので、沼田が平成17年度中に実施した校外模試の回数は28回で、生徒から徴収した金額は16,526千円である。この校外模試に関し以下の問題点が検出された。

- (1) 教諭に支払われる監督代について

校外模試の実施の際に教諭が試験監督を行うが、その業務の対価として教諭に監督代が支払われている。支払い単価は以下のとおりである。

区分	日数	金額
監督代	0.5日	4,000円
	1.0日	9,000円
	1.5日	13,000円
	2.0日	18,000円
取りまとめ代	A社、B社	2,000円
	C社、D社	5,000円

支払い方法については、業者から各教諭に直接支払われるものと進路指導主事を取りまとめして支払うものがある。

平成17年度3年生の監督代として支払われたものは、が758千円、が175千円、合計933千円であった(支払対象者13名)。

これに関し、以下の問題点がある。

兼業・兼職許可について

校外模試はP T A・学校・業者が関わって実施されており、単純に兼業と見なすことのできない側面を持っているが、教職員が報酬を受ける場合、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条及び群馬県立学校処務規程(平成5年教育委員会訓令乙第4

号)第 33 条によって営利企業の事業若しくは事務の従事について教育委員会の兼業・兼職許可を得る必要があるものと思われる。

監督代の源泉徴収手続き洩れについて

監督代の支払いが業者から行われるものについては業者が源泉徴収手続きを行っているとのことだが、学年模試担当者が取りまとめして支払うものについては源泉徴収せず、そのまま支払っているが、源泉徴収手続きが必要である。

(2) 校外模試の余剰金の処理について

各回の模試については学年会計担当者から模試の担当である進路指導主事に現金を渡し、進路指導主事が業者への振込み、欠席者への返金等のとりまとめを行い、会計報告を学年会計担当者に行う。

残高(平成 17 年度 358 千円)については進路指導主事から学年会計担当者に返金されず、進路指導主事の判断で使われる。その内訳は総括試験監督費(155 千円)、進路講演会等の講師謝礼(120 千円)及び書籍等購入代(83 千円)である。

これに関し、以下の問題点がある。

総括試験監督費について

総括試験監督費は、進路指導主事に支払われており、「段ボール搬入、当日の勤務、後片付け等の業務に対する対価」と記載されており、1 日当たり 5,000 円支給しているが、その金額に関する基準や契約がない。また、源泉徴収手続きが必要なことは上記監督代の場合と同様である。

講演会等の講師謝礼について

講演会等の講師謝礼は校外模試の業者からの派遣講師に対する謝礼である。そのような謝礼を生徒から集めた校外模試の代金の残金で支払っているが、むしろ学校の進路指導費として予算化すべきものと思われる。

各種問題集等の購入について

上記と同様、校外模試の代金を各種問題集等の購入に充てることは適当ではないと思われる。

校外模試の集金残高を使い切って残高がゼロというのは作為的であるといわざるを得ない。また、事務長に確認したところ上記取扱については承知していなかった。私費会計とは言いながら、内部統制の範囲外にあり問題であると思われる。

(3) 校外模試の支払証憑の保管について

進路指導主事が保管管理し、コピーを学年担当教諭に提出するが、会計の管理者は学年担当教諭なのだから原本はそこで保管する必要がある。

(改善策)

(1) 教諭に支払われる監督代について

教育委員会から兼職・兼業許可を得ることを検討する必要がある。

一括徴収金(各学年会計)から監督代の支払いを行っているが、所得税の源泉徴収手続きが必要である。

(2) 校外模試の余剰金につき進路指導主事に総括試験監督費の名目で支払い、残高をちょうどゼロにしているが、支払いの根拠について見直されたい。また、講演会等の講師謝金や各種問題集等の購入の適否につき検討されたい。

(3) 校外模試の支払証憑は現金管理責任者である学年会計担当者が原本を保管する必要がある。

(沼田)

**(参考)**

**地方公務員法**

**第 38 条(営利企業等の従事制限)**

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

**教育公務員特例法**

**第 17 条(兼職及び他の事業等の従事)**

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。)の教育委員会。第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項において同じ。)において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、地方公務員法第 38 条第 2 項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

**群馬県立学校処務規程**

**第 33 条(営利企業等の従事)**

職員は、地方公務員法第 38 条の規定により、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営

み、又は報酬を得て他の事業若しくは事務に従事しようとするときは、兼業許可申請書（別記様式第 18 号）又は兼職許可申請書（別記様式第 19 号）により、校長を経由してあらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

2 教育公務員は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 17 条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするときは、前項の規定による兼業許可申請書又は兼職許可申請書により、校長を経由してあらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

3 校長は、職員から前 2 項の規定による申請があったときは、その職員が当該事業に従事することによって事務の遂行に支障がないかどうかを判断し、意見を添えて教育長に提出しなければならない。

### 38 進路指導会計から支出されている補習手当について

進路指導会計から支出されている補習手当につき教育委員会から兼職・兼業許可を得ることを検討する必要がある。

（現状及び問題点）

沼田において、補習授業については「学校週 5 日制に伴う補習授業の拡充について（要望）」（平成 14 年 3 月 26 日）として教育振興会長及び P T A 会長連名で学校長宛に要望書が提出され、補習授業を行ってきたが、その際時間外出勤する教諭に進路指導費会計から補習手当が支給されている。その概要は以下のとおりである。

- ・ 計算基準...1 分当たり 30 円（1 時間当たり 1,800 円）。
- ・ 支給対象...授業開始前（朝）及び放課後の勤務時間外の補習（休日等については「県立学校教員職員勤務条件」の変更で勤務の振替で対応できるようになった為廃止）
- ・ 源泉徴収...P T A 会長名で源泉徴収し（乙欄該当）、所轄税務署に納税している。
- ・ 平成 17 年度支出額...前期 220 千円、後期 211 千円。
- ・ 従前、補習手当では補習を受ける生徒から直接徴収し、「進路資料費会計」として整理していたが、休日等について勤務の振替により対応できるようになったため当該会計を廃止し、「進路指導費会計」より支出するように変更した。

この内容に関して、教職員が進路指導会計から補習手当を受けているので、教育委員会から兼職・兼業許可を得る必要があるのではないと思われる。

（改善策）

教職員が報酬を受ける場合、地方公務員法第 38 条、教育公務員特例法第 17 条及び群馬県立学校処務規程第 33 条によって補習授業の従事について教育委員会の兼業・兼職許可を得ることを検討する必要がある。

（沼田）

### 39 入学時に係る学校徴収金の範囲について

入学時に係る費用を生徒・保護者から徴収しているが、この中には体育着や実習着等の費用も含まれ、広範囲にわたっているため徴収側の学校の事務作業が煩雑になっている。

(現状及び問題点)

現在入学時に生徒から体育着や実習着、学習ノート等の費用も徴収している。徴収範囲が広範囲にわたり、また中途退学者が出た場合には、既に各学科に配分した金額等も計算して退学者の保護者に返還するため、非常に煩雑な事務処理をすることになる。

(改善策)

体育着や作業着、学習ノート等の一般の店で扱うことのできるものについては、指定物を指定店で生徒が自ら購入すれば足りるものと思われるため、学校徴収金の範囲について見直す必要がある。

(勢多農林)

### 40 他団体から委任されている事務の不適切について

県立学校は、PTA等の関連団体から資金の徴収事務や資金の管理事務などを委託されているが、その代行事務の執行において不適切な事例があった。

(現状及び問題点)

他団体から事務を委託されているなかで以下の不適切な事例があった。

#### (1) 定時制の給食担当職員に対する賞与所得税の源泉徴収手続きについて

高崎商業では、定時制の給食担当職員を雇用しているが、任意団体の「その他特別会計」から謝礼として5万円支給しているにもかかわらず、任意団体として所得税を源泉徴収していなかった(高崎商業)。

#### (2) 部活動後援会費の過大支払いについて

高崎商業の生徒部活動での遠征に伴う生徒の旅費について、宿泊費が13,440円過大支払いになっている(高崎商業)。

#### (3) PTAにおける支払証憑(領収書、請求書等)の宛先について

PTA会計に関する証憑を調査したところ、宛先が学校長宛になっている事例が多く見られた。学校の収支と私費会計であるPTA会計との混同を惹起しかねない(前橋工業)。



(改善策)

P T A等の関連団体から委任されている資金の徴収事務や資金の管理事務などについても適切に行う必要があり、改善されたい。

(前橋工業、高崎商業)

#### 41 私費会計についての監査の必要性について

私費会計について、今後県として何らかの形でその適正性のチェックを行っていくことを検討されたい。

(現状及び問題点)

公立学校の私費会計については、現在県として有効なチェックは行われていない。学校徴収金は、公金ではなく(生徒からの預り金)、歳計外現金の要件も満たしていない。また、P T Aや後援会の経理は、財政的援助(物的・人的なものは対象外)をしていない限り法的に監査する直接の根拠がない。したがって、教育委員会による検査・指導や監査委員監査は行われず、行われるにしても法的に関係するごく一部の事務のみが監査対象とされてきた。

しかし、私費会計においてずさんな会計が行われ、刑事事件に発展した事例もあり、生徒・保護者から、公金(授業料)と同様に直接県として徴収し、あらかじめ個別の同意を得ることなく学校会計職員が業務として行っている以上、県として公金でないため管理責任はないと言い切れない状況にあると思われる。

(改善策)

生徒・保護者からの徴収金で賄われていること、取り扱う金額の大きさ及び内部統制組織の脆弱さ等を考慮すると、リスクが高く、今後県として何らかの形でその適正性のチェックを行っていくことが必要と思われる。その必要性や危険負担(県の管理責任)の検討を行い、教育委員会の検査・指導や監査委員監査が実施できるような仕組みの見直しを行う取り組みが求められる。

(全監査対象校共通)

## **(監査の視点) 情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか**

### **(監査要点)**

1. 情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか。
2. 個人情報の取扱は関係法規に従って適切に処理されているか。

## **情報機器の利用状況と、それに伴う情報セキュリティの状況**

### **1 情報機器の利用状況**

群馬県立学校（高等学校、特殊教育諸学校等）においては、校内ネットワークと称するネットワークシステムを構築している。校内ネットワークは学校内に整備された通信回線、通信回線の中継装置、通信制御装置及び関連機器を利用して構築されている。当該ネットワークは群馬県総合教育センターのシステム（ぐんまスクールネット）を経由してインターネットに接続している。

校内ネットワークは教員系ネットワークと生徒系ネットワークで構成され、各ネットワークは管理用サーバーにより管理される。

端末としてパソコンを使用しているが、各教員が業務に使用する台数は確保されている学校と不足している学校がある。したがって、教員個人のパソコンをネットワークに接続して使用することもある。

### **2 個人情報に関する取り組み**

各学校には、大量な生徒の個人情報があり、その情報漏洩のリスクもまた多大である。現に近年、学校における個人情報漏洩事件が数多く報道され、深刻な社会問題になっているといえよう。

群馬県では個人情報保護に関して、「群馬県個人情報保護条例」（平成 12 年条例第 85 号）及び「群馬県個人情報保護条例施行規則」（平成 12 年規則第 140 号）を制定し、個人情報の適正な取扱いの確保に向けて取り組んでいる。

### **3 情報セキュリティの状況**

上記条例を受けて、群馬県では「情報通信技術の利用における安全性及び信頼性の確保に関する基本要綱」（群馬県情報セキュリティポリシー）を策定し、運用している。この基本要綱に基づき、教育委員会では「情報セキュリティ実施手順」の雛形を作成、各学校にその導入を指導している。各学校ではこれを導入、制度化し適用している。

「情報セキュリティ実施手順」では、セキュリティ確保の考え方として、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティについてそれぞれ規定を設けている。物理的セキュリティとしては、主にサーバーの管理方法や端末の利用制限に関して規定している。人的セキュリティとしては、教職員の遵守すべき事項を設け、その中でファイルに対するパスワード管理、個人所有の端末接続の禁止といった事項を規定している。

また、技術的セキュリティとしては、校内ネットワークをぐんまスクールネットのみに接続し、それ以外の方法で外部ネットワークに接続することを禁止することや、システムの管理者やネットワーク利用者におけるログイン管理方法等について規定している。このほかに、コンピュータウイルス対策や、リスク管理、情報セキュリティへの脅威が生じた場合の対応について規定が設けられている。

**(参考)群馬県個人情報保護条例**

**第1条(目的)**この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護及び県民に信頼される公正で民主的な県政の推進を目的とする。

**監査結果 指摘事項**

**42 生徒情報システムの情報セキュリティについて**

標記システムの情報セキュリティに関して対応が不十分である。

(現状及び問題点)

新田暁では平成7年の総合学科導入にあわせて「生徒情報システム」を導入している。このシステムは、総合学科制度により授業の時間割や、授業を受ける生徒数等が多様化したことを受けて、生徒の個人情報(選択科目、出欠席、成績その他一切の情報)を一元的に管理するためのシステムであるが、以下の点で情報セキュリティ対応が不十分である。

システムのサーバーはO A室にあり、学校で管理している。端末機は校内9箇所に設置されており、サーバーへのアクセスにはIDやパスワード等の制限もなく自由にアクセスできる。内容のコピーはできないが、すべての端末機械には印刷機がセットされており、印刷は自由にできる状態である。これでは生徒の個人情報の保護に関して何のプロテクトもないに等しいと言わざるを得ない。

また、情報システムへのアクセスログが取られていないため、誰が、いつ、どのような情報にアクセスしたか遡及できない状況にある。

(改善策)

生徒情報システムには生徒の個人情報が多量に含まれており、サーバーのアクセスにはIDやパスワード等一定の制限をかけるべきである。

また、万が一情報の漏洩等が生じた場合に、誰が持ち出したかなどが究明できるようにアクセスログを取れるようにし、ログ情報を適切に保管することが必要である。

(新田暁)

## 意見

### 43 情報セキュリティに関する規程の内容について

情報セキュリティに関する規程の内容につき、一部見直しが求められる。

(現状及び問題点)

「情報セキュリティ実施手順」は教育委員会がその原案を作り、各学校において制定しているが、その内容を閲覧したところ、以下の点につき改善の必要性が認められた。

外部メモリ（フロッピーやUSBメモリなど）との接続を制限するといった事項が入っていない。

教育予算が厳しいため個人用パソコンの使用を容認しているが、ネット接続基準について不適当なソフト（例えばウィニーなど）が入っていないかどうかの確認を求める事項が入っていない。

学校所有のパソコンに余計なソフトが勝手に入れられていないかといった管理についての事項が入っていない。

送信メールのモニタリングにより不適切なデータ送信が行われていないかを管理するといったメールに関する規制が入っていない。

(改善策)

上記項目につき見直しが求められる。

また、個人の人的セキュリティについては必ずしも完璧ではない。コンプライアンスや個人的良心、良識等に任されている部分が多いと思われる。組織的な仕組み、システム（チェック、報告等）を工夫する必要があると思われる。

データの流出を防止する観点から、個人情報を取り扱う教職員からコンプライアンスに関する「宣誓書」を入手するのも効果があると思われる。

(全監査対象校共通)

### 44 データ管理方法について

教員の作成・使用しているデータは、パソコンやサーバーに保管せず、MO等の大容量記憶装置に保管することを推奨しているが、MO等の記憶装置の保管方法についてさらに強化されたい。

(現状及び問題点)

教員の取り扱うデータには生徒の個人情報を含んだものがあるため、管理方法としてMO等の大容量記憶装置にデータを保存して、ネットワークに接続しているパソコン等に保存しないように推奨している。これにより、ネットワークを通じてのデータ流出や、パソコンの盗難等によるデータ流出のリスクが軽減されることになる。

しかしながら、個人情報の取扱いに関しては、セキュリティの充分性に疑問がある。

(改善策)

データを保管した記憶装置は教員各自が保管せず、セキュリティ担当者等の責任者による集中管理に変更することにより、保管状況の向上を図るとともに、記憶媒体の持ち出し状況の管理を徹底するといった施策等を検討されたい。

また、USBメモリーなどの高速なデータ複写が可能な記憶装置が、容易に購入可能であることから、データの保管用に使用する記憶装置を限定し、安易に複数の記憶装置にデータが保管されるようなことがないような方策を検討されたい。

ネットワークに接続しているパソコンに個人情報を含んだデータが保管されていないかどうかについては、定期的にセキュリティ担当者によるチェックが行われることが望ましい。

(全監査対象校共通)

#### 4.5 個人用パソコンの使用に関する管理について

個人用パソコンの使用について、台数把握等の管理もされていない学校があった。

(現状及び問題点)

本来業務に使用するパソコンは、パソコンを取り扱う教職員1人につき1台整備することが望ましいが、予算が厳しいため必要台数を確保できず、個人用パソコンの使用を容認している学校が、個人用パソコンを校内ネットワークに接続して使用している場合がある。

多くの場合、その台数、所有者名、機種名及び接続ネットワーク名等記録し管理しているが、管理していない学校があった。

(改善策)

個人用パソコンの使用を容認する場合、その管理には特段の注意を払う必要がある。台数、所有者名、機種名及び接続ネットワーク名等の記録、管理はもちろんのこと、不適当なソフトの有無、データ持ち出しのリスク等厳重に対処する必要がある。

(利根実業)

**(監査の視点) その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか、また管理運営は効率的に行われているか**

**(監査要点)**

1. 旅費に係る財務事務について、予算執行や支払事務が適切に行われているか。
2. 需用費他に係る財務事務について、予算執行や支払事務が適切に行われているか。
3. 上記の他その他支出に関する財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか。
4. 管理運営は効率的に行われているか。
5. 行政コストの把握と分析を行い、生徒1人あたりのコストの妥当性を検討する。

**意見**

**46 行政コスト計算書の活用について**

県の財政は年々厳しさを増している中、行政の一環としての県立学校の運営についても効率的、経済的な運営が求められる。経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義的な考えによる全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書を作成し活用する必要がある。

(現状及び問題点)

県立学校の運営の経済性の評価尺度としては「費用対効果のバランスが取れているか」が重要である。この費用対効果の考え方における費用の概念は、発生主義的な発想による全コストで計算されるべきであるが、県財務会計システムによって集計された支出額を用いることは適切であるかどうかについて以下の考察を行った。

県は、地方自治法に基づき執行された支出金額を、コンピューターを利用した「財務会計システム」によって集計しており、県立学校も県の一機関としてこのシステムによって支出の集計を行っている。

このシステムの目的は、主として予算の正確な執行管理であり、設定された予算額に対して実際支出が超過しないように、また、予算の未執行額があった場合にそれを正確に把握することにある。

現行のシステムで把握される支出額は、費用対効果分析の「費用」の概念として、次の問題点がある。

(1) 収入、支出は現金主義によって集計されること

地方自治体に適用されている現在の会計方式は、地方自治法により現金主義によって行われている。現金主義とは収入・支出をもって歳入・歳出の認識基準とする方式であり、地方自治体の財務会計は歳入と歳出に関する収支均衡をその主な目的としていることがその原因である。

これに対して県立学校のコストには、必ずしも現金支出を伴わないものがある。

たとえば、設備、備品等の取得の場合、現行の支出額の集計では、支出年度にその全額が集計されるが、取得した年度に全額を費用負担させることは費用対効果の分析の観点から見ていかにも不合理であり、分析がまったく意味をなさないものになってしまう。それらの資産の使用による便益はその資産の使用できる期間にわたって発現するものであることから、コストの計算は、その資産の使用期間でとらえるべきである。したがって、投資的経費については支出時ではなく耐用年数にわたってコストを認識するいわゆる「減価償却費」の計算を行うことが適当である。

また、職員の退職金については、現実の歳出は職員が退職したときに行われるが、退職金を支給する原因は職員の在職期間にあるため、たとえ退職金の支出がなくても在職期間にわたって退職給付費用としてコスト認識していく計算を行うことが適当である。

(2) 給与手当等の人件費が県立学校の支出として認識されていないこと

県立学校に勤務している教職員の給与手当等の人件費は、教育委員会本体の支出として処理されている。しかしながら、学校に勤務している教職員のもたらす便益は各学校で発現するものであることから、教職員に係るコストについては各学校において発生しているにとらえることが適当である。

このような考えに基づき計算される行政コストは、現行の財務会計により計算される収支よりも各県立学校で発生しているコストをよりの確に表現しうるものであると考える。

(改善策)

県立学校の運営の効率性の尺度としての費用対効果の分析には、発生主義的な手法で集計された行政コスト計算書を作成し、活用する必要がある。

近年、国や地方公共団体において発生主義に基づく企業会計の考え方を取り入れた行政コスト計算書の作成が行われている。群馬県でも、県全体の行政コスト計算書が作成されており一般に公開されているが、機関別、部署別のもものは作成されていない。

各県立学校において行政コストを把握し開示することは、教職員に対しては発生しているコストに対する意識を高め、県民や県議会に対しては県立学校の運営にどの程度のコストが発生しているかについての理解が深まるため、費用対効果の分析に有益な情報提供となりうる。

(全監査対象校共通)

なお、今回監査対象とした県立学校の行政コスト計算書を平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間について試算した。

## 県立学校

具体的には、現金主義により集計された各県立学校の財務数値を発生主義的なものに修正するものであるが、その目的は、各県立学校にどれだけのコストがかかっているかを示すことによってコスト意識を実感すること及び県民に対する説明責任を果たすこと、さらには今後の学校運営の手がかりになることを願ったからである。

なお、行政コストは、施設の規模、施設の新旧、教職員の人数等の諸条件によって変動するものであり、単純に行政コストの多寡のみによって効率性や経済性を論じられるものではなく、その学校から提供される教育サービスや学校に対する地域社会からの期待、公益的観点からの学校の必要性等総合的に勘案して費用対効果を判断すべきものとする。



前橋女子

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	465,349	465,560	461,788
臨時嘱託等人件費	13,863	15,943	11,661
退職給付費用	45,219	42,205	44,746
計	524,432	523,709	518,197
物にかかるコスト			
物件費	522	553	538
維持管理費	24,375	24,436	27,020
減価償却費	44,087	44,087	44,087
計	68,985	69,077	71,646
その他のコスト			
支払利息	0	0	0
その他	8	0	8
計	8	0	8
行政コスト合計	593,426	592,787	589,851
(収入項目)			
教育施設使用料	106,234	107,040	108,699
生産物売払収入	0	0	0
雑入他	25	26	29
収入項目合計	106,260	107,066	108,728
差引行政コスト	487,166	485,721	481,123
生徒数(人)	961	963	964
生徒一人当り行政コスト(円)	506,937	504,384	499,090

勢多農林

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	539,596	524,535	551,008
臨時嘱託等人件費	18,763	22,066	19,758
退職給付費用	34,138	34,169	41,832
計	592,499	580,772	612,599
物にかかるコスト			
物件費	567	442	411
維持管理費	71,647	68,576	71,814
減価償却費	122,627	122,627	122,627
計	194,842	191,646	194,853
その他のコスト			
その他	321	359	321
計	321	359	321
行政コスト合計	787,663	772,777	807,774
(収入項目)			
教育施設使用料	73,142	75,103	73,965
生産物売払収入	26,140	24,054	23,730
雑入他	335	466	591
収入項目合計	99,618	99,624	98,287
差引行政コスト	688,044	673,153	709,486
生徒数(人)	671	684	694
生徒一人当り行政コスト(円)	1,025,401	984,143	1,022,315

**前橋工業**

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	872,771	885,169	887,821
臨時嘱託等人件費	17,244	18,225	15,329
退職給付費用	63,244	74,112	73,048
計	953,260	977,507	976,199
物にかかるコスト			
物件費	552	396	1,422
維持管理費	50,345	144,840	51,241
減価償却費	0	237,989	237,989
計	50,897	383,226	290,654
その他のコスト			
支払利息	0	0	0
その他	145	145	107
計	145	145	107
行政コスト合計	1,004,303	1,360,880	1,266,961
(収入項目)			
教育施設使用料	87,786	88,042	89,446
生産物売払収入	0	0	0
雑入他	0	336	154
収入項目合計	87,786	88,379	89,601
差引行政コスト	916,516	1,272,501	1,177,360
生徒数(人)	882	883	904
生徒一人当り行政コスト(円)	1,039,134	1,441,111	1,302,390

平成 16 年度から新校舎へ移転しているため、平成 15 年度については固定資産が平成 16 年度以降と異なるため、減価償却費の計算を行っていない。

**高崎商業**

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	552,546	571,356	573,507
臨時嘱託等人件費	23,872	17,318	14,162
退職給付費用	42,458	40,273	56,786
計	618,877	628,948	644,456
物にかかるコスト			
物件費	1,138	1,362	1,311
維持管理費	41,741	41,043	43,789
減価償却費	56,716	56,716	56,716
計	99,595	99,122	101,816
その他のコスト			
支払利息	0	0	0
その他	163	163	163
計	163	163	163
行政コスト合計	718,636	728,235	746,437
(収入項目)			
教育施設使用料	103,189	103,717	103,069
生産物売払収入	0	0	0
雑入他	25	24	10
収入項目合計	103,214	103,742	103,079
差引行政コスト	615,422	624,492	643,357
生徒数(人)	979	986	973
生徒一人当り行政コスト(円)	628,624	633,359	661,210

新田 曉

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	425,332	412,070	402,653
臨時嘱託等人件費	13,378	21,124	22,366
退職給付費用	27,453	31,329	27,345
計	466,164	464,525	452,366
物にかかるコスト			
物件費	990	990	995
維持管理費	23,353	25,036	29,766
減価償却費	98,262	98,262	98,262
計	122,606	124,289	129,024
その他のコスト			
その他	69	40	31
計	69	40	31
行政コスト合計	588,840	588,855	581,422
(収入項目)			
教育施設使用料	55,611	53,919	47,647
生産物売払収入	0	0	0
雑入他	276	21	0
収入項目合計	55,887	53,940	47,647
差引行政コスト	532,952	534,914	533,774
生徒数(人)	550	547	499
生徒一人当り行政コスト(円)	969,005	977,906	1,069,689

沼 田

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	447,540	434,928	436,770
臨時嘱託等人件費	20,769	15,887	11,205
退職給付費用	46,319	38,541	34,234
計	514,629	489,356	482,210
物にかかるコスト			
物件費	396	429	429
維持管理費	26,578	27,738	25,315
減価償却費	40,208	40,208	40,208
計	67,183	68,376	65,952
その他のコスト			
その他	114	126	114
計	114	126	114
行政コスト合計	581,926	557,859	548,277
(収入項目)			
教育施設使用料	79,411	80,154	77,812
生産物売払収入	0	0	0
雑入他	19	195	0
収入項目合計	79,430	80,350	77,812
差引行政コスト	502,495	477,509	470,465
生徒数(人)	778	763	736
生徒一人当り行政コスト(円)	645,881	625,832	639,220

**利根実業**

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	502,993	511,718	494,610
臨時嘱託等人件費	23,470	20,651	21,831
退職給付費用	33,594	38,891	38,279
計	560,058	571,261	554,721
物にかかるコスト			
物件費	1,735	2,121	2,251
維持管理費	51,730	57,072	58,160
減価償却費	127,563	127,563	127,563
計	181,029	186,757	187,974
その他のコスト			
その他	269	210	260
計	269	210	260
行政コスト合計	741,356	758,228	742,957
(収入項目)			
教育施設使用料	60,007	58,114	55,437
生産物売払収入	13,045	16,791	15,020
雑入他	33	108	203
収入項目合計	73,086	75,014	70,661
差引行政コスト	668,270	683,214	672,295
生徒数(人)	568	555	516
生徒一人当り行政コスト(円)	1,176,532	1,231,016	1,302,898

**万 場**

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	173,874	174,625	177,622
臨時嘱託等人件費	16,635	12,940	10,550
退職給付費用	9,378	13,101	9,487
計	199,888	200,667	197,660
物にかかるコスト			
物件費	728	1,626	4,628
維持管理費	15,976	16,029	14,474
減価償却費	40,248	40,248	40,248
計	56,953	57,904	59,350
その他のコスト			
その他	380	371	380
計	380	371	380
行政コスト合計	257,222	258,943	257,392
(収入項目)			
教育施設使用料	17,022	15,288	16,436
生産物売払収入	0	0	0
雑入他	553	503	542
収入項目合計	17,575	15,791	16,979
差引行政コスト	239,646	243,151	240,412
生徒数(人)	162	148	158
生徒一人当り行政コスト(円)	1,479,299	1,642,917	1,521,601

**盲学校**

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	565,784	548,147	564,839
臨時嘱託等人件費	28,293	28,354	28,904
退職給付費用	67,037	45,984	49,416
計	661,115	622,486	643,160
物にかかるコスト			
物件費	414	545	361
維持管理費	38,183	39,856	42,847
減価償却費	50,120	50,120	50,120
計	88,718	90,522	93,329
その他のコスト			
その他	8	8	0
計	8	8	0
行政コスト合計	749,842	713,018	736,489
(収入項目)			
教育施設使用料	0	0	0
生産物売払収入	0	0	0
雑入他	421	332	830
収入項目合計	421	332	830
差引行政コスト	749,421	712,685	735,659
生徒数(人)	45	45	54
生徒一人当り行政コスト(円)	16,653,804	15,837,463	13,623,325

**聴覚養護**

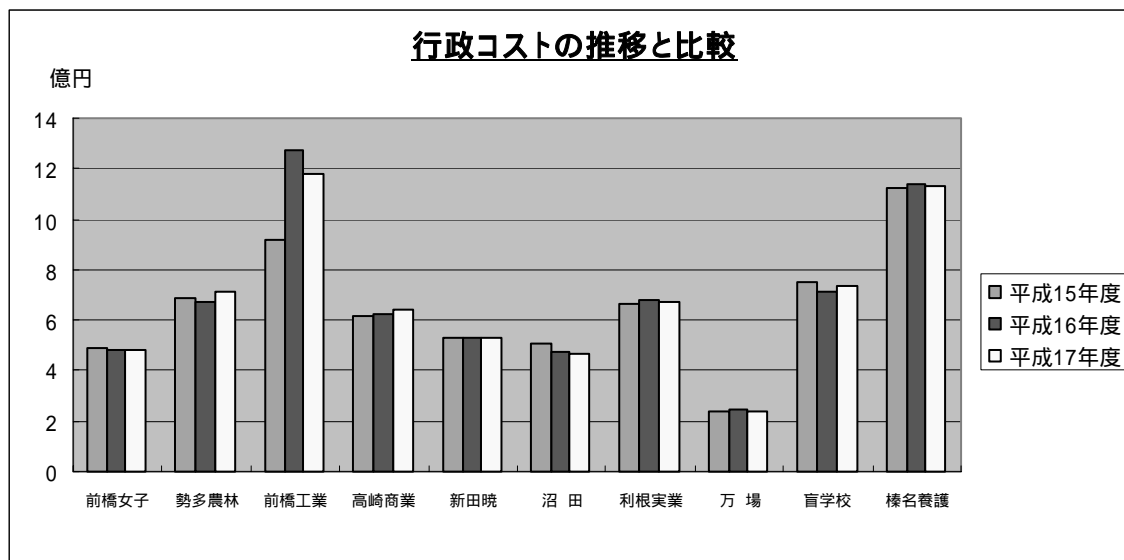
(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	884,411	921,505	929,640
臨時嘱託等人件費	28,789	29,647	21,392
退職給付費用	88,003	75,121	66,205
計	1,001,204	1,026,275	1,017,238
物にかかるコスト			
物件費	2,306	2,174	1,986
維持管理費	84,161	77,319	74,170
減価償却費	34,098	34,098	34,098
計	120,566	113,592	110,255
その他のコスト			
その他	122	151	122
計	122	151	122
行政コスト合計	1,121,893	1,140,019	1,127,616
(収入項目)			
教育施設使用料	18	18	18
生産物売払収入	0	0	0
雑入他	143	128	158
収入項目合計	161	146	176
差引行政コスト	1,121,732	1,139,872	1,127,439
生徒数(人)	169	144	147
生徒一人当り行政コスト(円)	6,637,470	7,915,783	7,669,655

## 県立学校

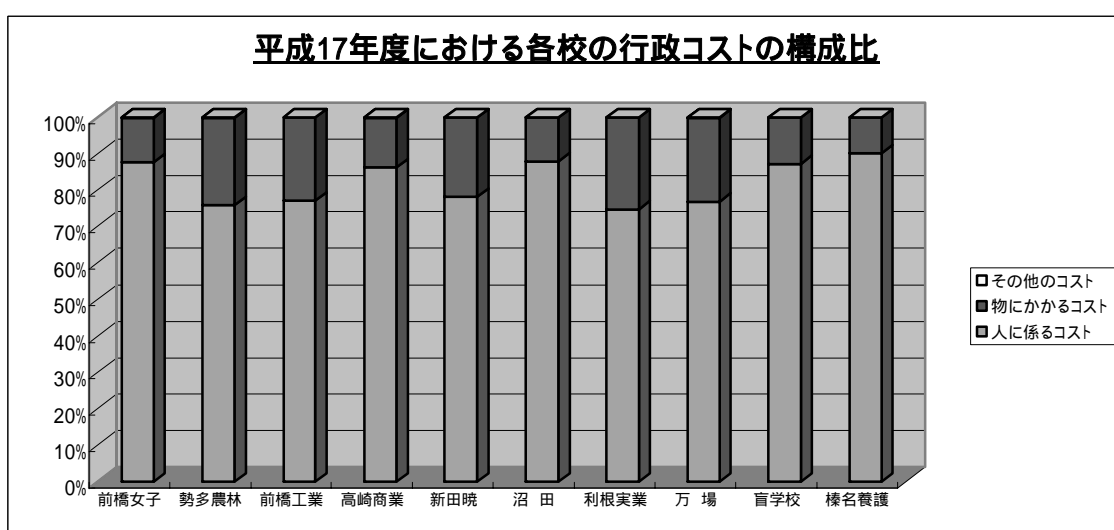
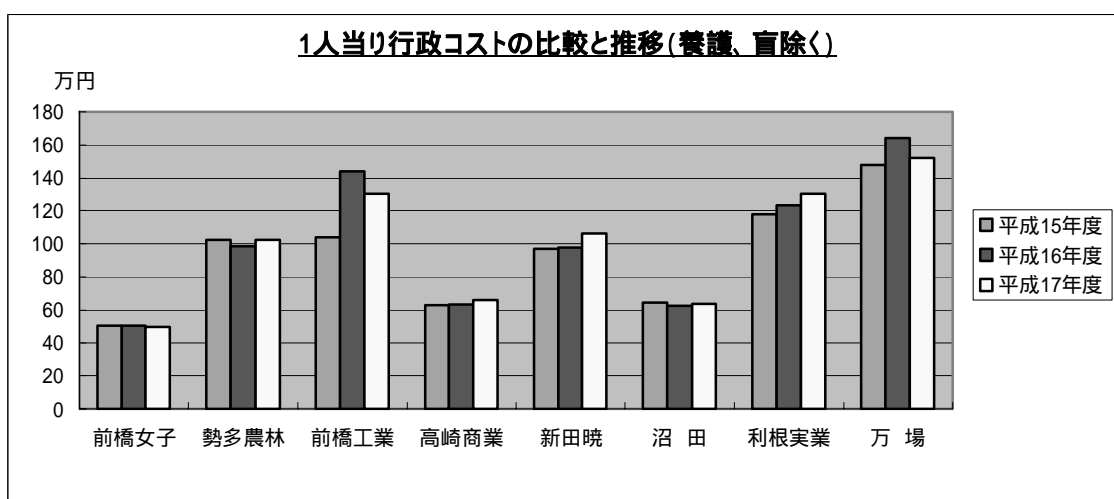
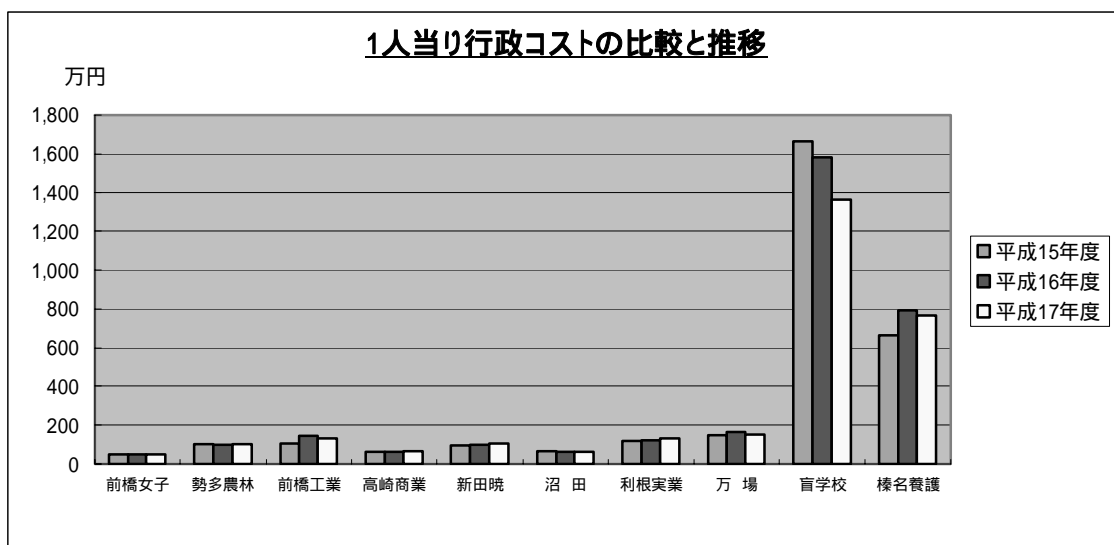
今回の監査対象とした県立学校について作成した行政コスト計算書を用いて、簡単な分析を試みてみた。

各学校の過去 3 年間の行政コストの発生状況の推移を比較すると以下のような状況にある。



これを見ると、前橋工業、盲学校及び榛名養護にかかっている行政コストは、他の県立高校と比較して高く、万場は比較的低い行政コストで運営されていることがわかる。なお、前橋工業については平成 15 年度について校舎移転という特殊要因があったことから減価償却費の計算を行わなかったことにより他の年度と比較して行政コストが低く計算されている。現状の前橋工業の行政コストは平成 16 年度以降のものとして見ていただきたい。

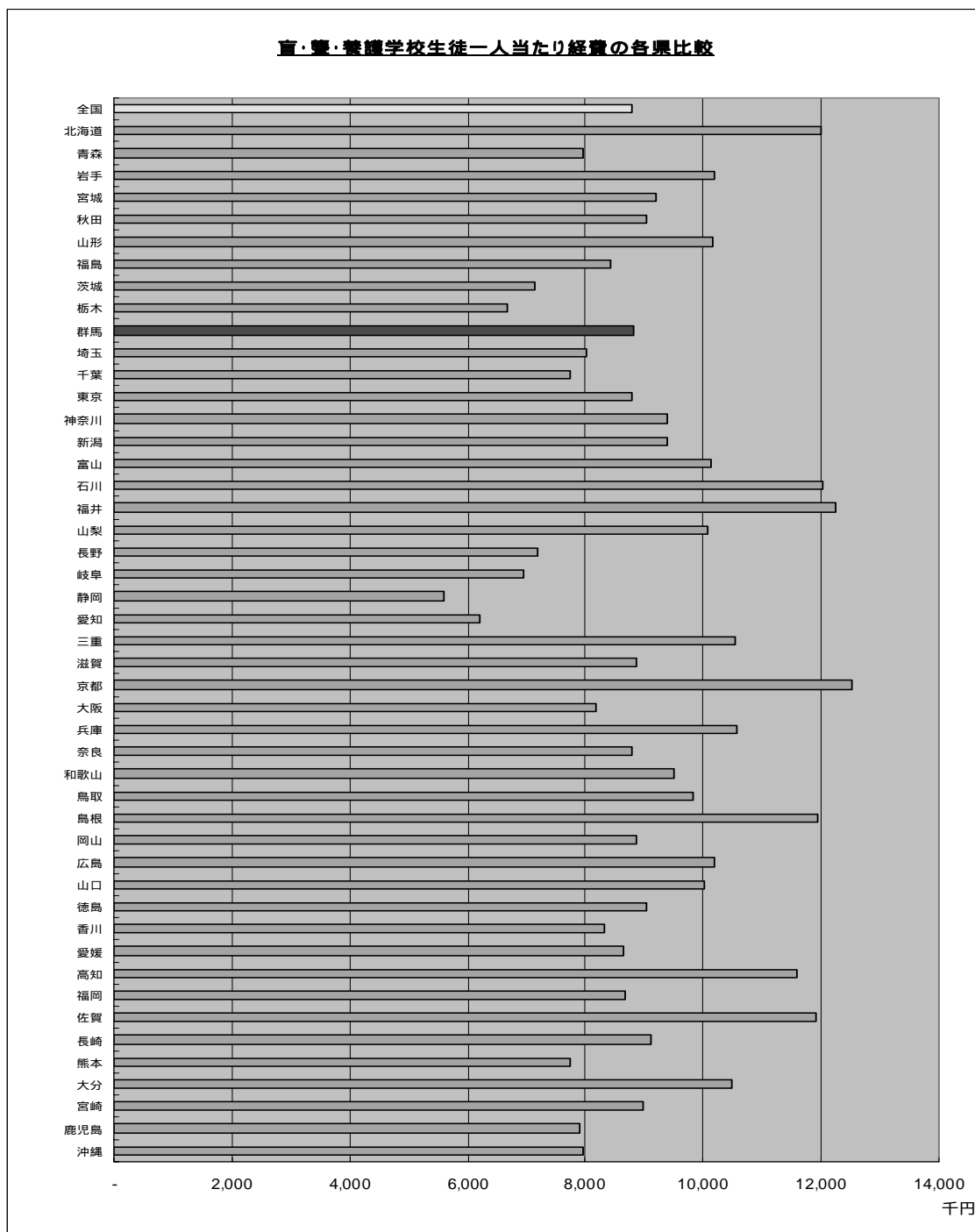
行政コストの高低は、それぞれの学校の特徴や生徒規模などが当然に影響することから、次に生徒 1 人当たり行政コスト、行政コストの構成（人に係るコスト、物にかかるコスト、その他のコスト）を比較してみる。



## 県立学校

1人当たり行政コストを比較すると盲学校と榛名養護が他の県立学校と比較して非常に高い値を示している。これは目の不自由な生徒や知的障害の生徒に対応するため、生徒1人当りに必要とされる教職員数が他の学校と比較して当然多くなることが影響している。

また、両学校については通学が困難な場合があるため寄宿舎を設置し、24時間体制で生徒に対応しているといった特殊要因もある。他の都道府県におけるこのような特殊教育諸学校と比較した場合、以下のような状況にある。





『盲・聾・養護学校生徒 1 人当たり経費の各県比較』のグラフは、文部科学省の平成 17 年度地方教育費調査(平成 16 会計年度)- 中間報告 - のデータを基に作成したものである。ここでいうところの経費には、教職員給与等の人件費と消耗品費、修繕費、旅費、光熱水費等のいわゆる経費項目が含まれたものであり、行政コストとは異なる概念であるが、同じ基準で他の県の状況と比較したデータとしては参考になると思われる。このグラフを見る限り、群馬県の特教育諸学校にかかっている生徒一人当たりのコストは他県の数値や全国平均と比較して特に多額となっているわけではないようである。

なお、盲学校の 1 人当たり行政コストが平成 16 年度と平成 17 年度の間で 200 万円程度低下している原因は生徒数が増加したことが主な原因である。

次に特殊教育諸学校を除いた 1 人当たり行政コストを比較してみると、生徒 1 人当たり最もコストをかけている学校は万場であり、利根実業と前橋工業が続いている。万場は行政コスト総額では他の県立学校と比較して低コストとなっているが、生徒数が少ないため 1 人当たり換算すると多額のコストをかけて運営されていることがわかる。

前橋工業と利根実業は工業系の学科を設けている高校であり、実習のために機械等の設備を設置する必要があることや、工業系の学科を教えるための教員を配置する必要があることなどから 1 人当たりにかかる行政コストが高くなる傾向にある。

新田暁は総合学科という位置づけの高校であるが、生徒が多数の科目から選択できるといったメリットがあることと引き換えに、それに対応する教員や施設を配置しなければならないことから、生徒 1 人当たりの行政コストが比較的高くなるといった傾向がある。

行政コストの構成比と合わせて見ると、物にかかるコストの割合が高い勢多農林(約 24%)、前橋工業(約 23%)、新田暁(約 22%)、利根実業(約 25%)、万場(約 23%)といった高校は、生徒 1 人当たりの行政コストがそれ以外の高校と比較して高くなる傾向にあり、商業高校は同じ実業系の高校ではあるものの物にかかるコストの割合が普通科の高校と近く、1 人当たり行政コストも普通科の高校と同様に低い傾向にあることがわかる。

行政コストの構成比率を見ると、各高校により人に係るコストと物にかかるコストの割合が異なることがわかるだけでなく、どの高校であっても人に係るコストの割合が 7 割以上を占める状況にある。このことから考えても、人件費部分が別途集計される現行の収支では各学校にかかる費用を集計するという観点からは十分ではなく、行政コスト計算書を作成することの有用性は十分にあると考える。

また、県立高校のコストに占める人件費の割合が高いということは、教職員のレベルの高低が生徒に対する教育サービスの程度を左右するとも考えられる。群馬県では、学校の教職員の研修のために総合教育センター(以下、教育センターという。)を設置している。教職員の研修のためにどの程度のコストがかかっているか分析するために、教育センターの行政コスト計算書を試算した結果は次のとおりである。

教育センター

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(行政コスト)			
人に係るコスト			
教職員人件費	294,549	313,843	299,179
臨時嘱託等人件費	41,593	40,784	34,651
退職給付費用	55,770	59,185	47,790
計	391,912	413,813	381,621
物にかかるコスト			
物件費	12,326	5,713	4,160
維持管理費	201,701	183,255	175,267
減価償却費	274,802	274,802	274,802
計	488,831	463,771	454,230
その他のコスト			
支払利息	0	0	0
その他	51	51	64
計	51	51	64
行政コスト合計	880,794	877,636	835,916
(収入項目)			
教育施設使用料	416	398	379
生産物売払収入	0	0	0
雑入他	229	563	416
収入項目合計	645	962	796
差引行政コスト	880,149	876,674	835,120
教職員数(人)	22,275	22,100	22,150
教職員一人当り行政コスト(円)	39,513	39,669	37,703

過去3年間とも行政コストとして年間8億円以上かかっていることがわかる。厳しい財政状況に対応するため主に維持管理に係る支出を抑えることで行政コストの削減が図られている。

県立高校の行政コストと比較して特徴的な点として、物にかかるコストの割合が平成15年度で約55%、平成16年度で約52%、平成17年度で約54%と高いことがある。これは、様々な研修に対応するための施設や宿泊施設を有していることに起因するものと思われる。

また、教職員1人当りの行政コストは4万円弱となっている。この金額の高低は、研修の成果が教育サービスの向上にどの程度反映しているかによるため一概には言えないが、よりよい研修が今後とも実施されることを期待する。なお、教育センターで発生するコストは最終的には各学校の教職員に帰属する、学校にとっての間接的なコストでもあるため参考までに平成17年度における監査対象校に帰属する金額を試算すると次のとおりである。

学校名	教職員数(人)	研修コスト(千円)
前橋女子	62	2,337
勢多農林	122	4,599
前橋工業	79	2,978
高崎商業	78	2,940
新田暁	61	2,299
沼田	71	2,676
利根実業	61	2,299
万場	33	1,244
盲学校	139	5,240
榛名養護	84	3,167

## 第 3

### 教育委員会事務局



## 目 次

---

### 実地監査年月日

実地監査年月日.....	3 - 3
--------------	-------

### 監査結果

#### (管理課)

(監査結果・指摘事項)

4 7 回議書に記載すべき事項の記載洩れについて.....	3 - 3
(意見)	
4 8 指名競争入札における落札率の高い契約について.....	3 - 5
4 9 教職員公舎について.....	3 - 8
5 0 火災共済付保状況について.....	3 - 12
5 1 高校建設工事における分離・分割発注について.....	3 - 14
5 2 指名競争入札における複数回の入札による落札について.....	3 - 15
5 3 仮設校舎リース契約における問題について.....	3 - 16
5 4 県立学校の耐震診断及び補強工事について.....	3 - 16
5 5 学校校舎・施設の大規模改修計画について.....	3 - 18

#### (福利課)

(監査結果・指摘事項)

5 6 恩給等支給誤りについて.....	3 - 19
5 7 群馬県教職員互助会の退職給与引当金について.....	3 - 20
(意見)	
5 8 群馬県教育委員会職員(事務局・県立学校等)の定期健康診断について	3 - 21
5 9 退職手当の将来負担額について.....	3 - 24

#### (学校人事課)

(意見)

6 0 人事異動に関する処理について.....	3 - 26
6 1 教育職と一般行政職の給与水準の比較について.....	3 - 28
6 2 「教職調整額」について.....	3 - 31
6 3 平成 17 年度までの人事評価の問題点について.....	3 - 31
6 4 平成 18 年度からの人事評価と優秀教員表彰について.....	3 - 32

**(高校教育課)**

(監査結果・指摘事項)

6 5	高等学校定時制課程修学奨励金の債権調書残高の不一致について.....	3 - 33
	(意見)	
6 6	高等学校定時制課程修学奨励金の運用面の見直しについて.....	3 - 34
6 7	高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止について.....	3 - 34
6 8	随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について.....	3 - 35
6 9	高校改革・改編等の効果の測定、評価について.....	3 - 35

**(スポーツ健康課)**

(意見)

7 0	群馬県立学校児童生徒健康診断の業務委託について.....	3 - 37
7 1	群馬県立学校室内空気検査実施委託について.....	3 - 40
7 2	群馬県立学校簡易水道検査実施委託について.....	3 - 41
7 3	学校給食の外部委託について.....	3 - 42

**(群馬県総合教育センター)**

(教育センターの概要について) 3 - 45

(監査結果・指摘事項)

7 4	講師等への謝礼の一事随意契約について.....	3 - 48
7 5	備品の現品確認について.....	3 - 49
7 6	薬品の管理状況について.....	3 - 50

(意見)

7 7	教育課題調査研究の成果の普及について.....	3 - 51
7 8	研修の充実について.....	3 - 52
7 9	個人別研修評価について.....	3 - 53
8 0	教育研修員育成事業に係る課題について.....	3 - 54
8 1	学校教育活動支援事業について.....	3 - 56
8 2	備品管理における一式管理について.....	3 - 58
8 3	備品を調達するにあたってリース等の方法の検討について.....	3 - 59
8 4	宿泊棟施設の利用状況について.....	3 - 59
8 5	重要物品の利用状況について.....	3 - 60
8 6	光熱水費節減について.....	3 - 61

**実地監査年月日**

【予備調査】平成 18 年 6 月 23 日、 8 月 4 日、 8 月 29 日

【本監査】

課名	実地監査年月日
管 理 課	平成 18 年 9 月 4 日、 6 日、 7 日
福 利 課	平成 18 年 9 月 4 日、 6 日、 7 日
ス ポ ー ツ 健 康 課	平成 18 年 9 月 6 日
高 校 教 育 課	平成 18 年 9 月 11 日、 12 日
総 合 教 育 セ ン タ ー	平成 18 年 9 月 12 日、 15 日
学 校 人 事 課	平成 18 年 9 月 14 日

**監査結果**

監査を実施した範囲内において、全体としてはほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

**管理課**

管理課の所管業務は、以下のとおりである。

- (1) 市町村立学校（小学校 340 校・中学校 174 校・定時制高校 1 校・養護学校 6 校）及び県立学校（高校 71 校・中等教育学校 1 校・特殊学校 12 校）の教職員に係る給与費、旅費の予算編成、執行及び決算
- (2) 県立学校の運営に要する経費の予算編成、執行及び決算
- (3) 産業教育振興法等に基づく施設設備整備事業
- (4) 市町村立学校施設に係る指導・助言及び国庫補助金等の事務
- (5) 県立学校用地の取得・処分及び教育財産の管理
- (6) 県立学校の校舎等施設整備

**（監査の視点）管理課の業務は適切に行われているか****監査結果 指摘事項****47 回議書に記載すべき事項の記載洩れについて**

回議書に記載しておくべき事項が記載洩れになっている事例が検出されたので、適切に記載するように十分に注意すべきである。

（現状及び問題点）

回議書の作成に当たっては、「群馬県教育委員会公印規程（昭和44年8月1日教育委員会訓令甲第2号）及び「群馬県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和61年3月31日教育委員会訓令乙第2号）」に次のように定められている。

- ・ 公印取扱主任は、公印の使用を適当と認めたときは、当該回議書等に公印使用済みの旨を表示しなければならない。
- ・ 回議又は合議を経た決裁済みの起案文書（以下「決裁文書」という。）は、主務課室・所の文書主任が、決裁日を当該決裁文書の所定欄に記入するものとする。
- ・ 主務者は、施行文書を発送したときは、当該決裁文書の所定欄に発送の年月日を記入しなければならない。

補助金交付申請書や寄付受納書には群馬県知事や教育委員長の印が押印されるが、これらの書類を提出するにあたって作成された回議書の公印押印欄に押印年月日が記載されていない事例や、決裁年月日、施行年月日が記載されていない事例があった。

（改善策）

「群馬県教育委員会公印規程」及び「群馬県教育委員会事務局等文書管理規程」に従って、回議書で起案された事項が適切に承認され、執行されたことを適切に記録すべきである。



## 意見

### 48 指名競争入札における落札率の高い契約について

指名競争入札を採用している契約の中に、予定価格と落札価格が近似している案件が散見されており、競争原理が効果的に生かされていないおそれがある。早急に抜本的な入札契約制度の改革に取り組む必要がある。

(現状及び問題点)

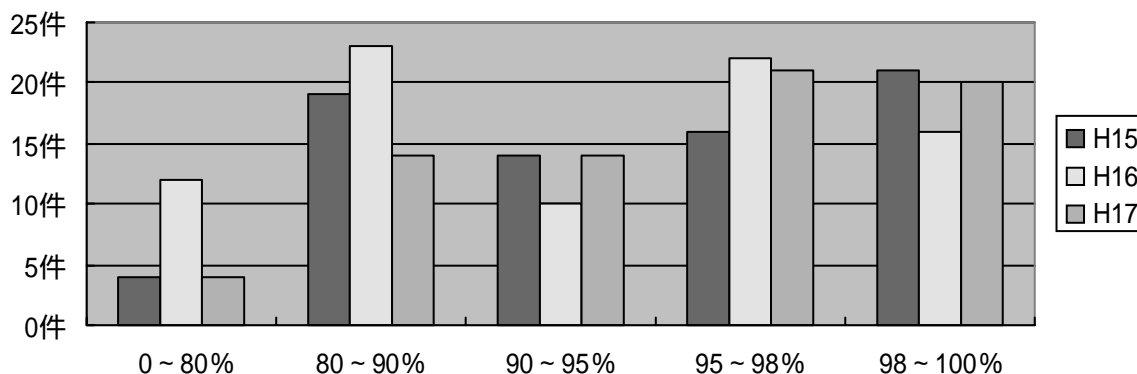
過去3年度の指名競争入札における落札率の状況は以下のとおりである。

なお、落札率は落札金額を予定価格で割ったものである。

(1) 教育委員会管理課県立学校施設グループ

(単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
80%未満	4	12	4	20
80%以上90%未満	19	23	14	56
90%以上95%未満	14	10	14	38
95%以上98%未満	16	22	21	59
98%以上100%未満	21	16	20	57
100%	0	0	0	0
合計	74	83	73	230
平均落札率	92.2%	89.6%	92.8%	91.5%



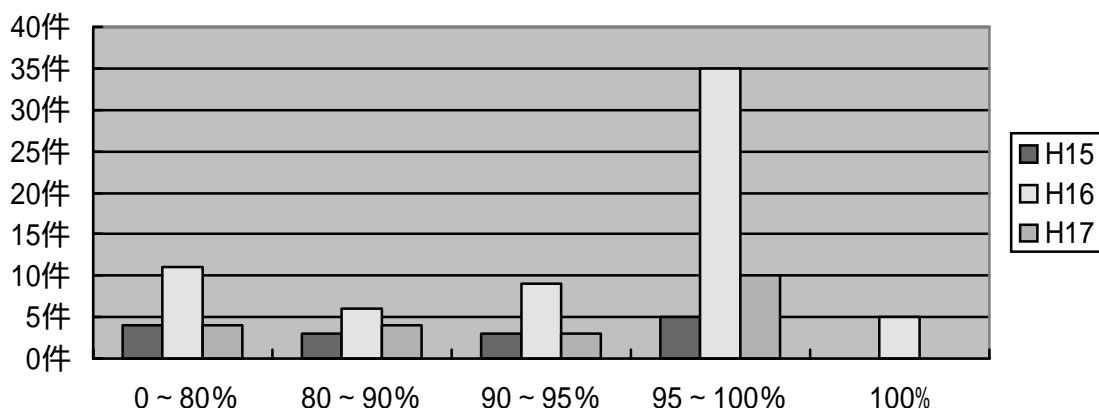
注 対象契約は予定価格が3百万円以上の委託及び施設整備関係の契約である。詳細は「第4 資料編」4 - 24 頁参照。

過去3年度の契約数の合計は230件であり、このうち95%以上98%未満の落札率が59件、98%以上100%未満の落札率が57件である。95%以上で見ると116件と過半数を占めており、高い落札率である。また、平成17年度は41件が95%以上であり、56%を占めている。

(2) 監査対象県立学校

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	4	11	4	19
80%以上 90%未満	3	6	4	13
90%以上 95%未満	3	9	3	15
95%以上 100%未満	5	35	10	50
100%	0	5	0	5
合計	15	66	21	102
平均落札率	86.1%	91.4%	89.7%	90.2%



注 今回の包括外部監査で監査対象校とした 10 校の委託及び施設整備関係の契約である。詳細は「第 4 資料編」4 - 21 頁参照。

過去 3 年度の契約数の合計は 102 件であり、このうち 95%以上 100%未満の落札率が 50 件、100%の落札率が 5 件である。95%以上で見ると 55 件と 54%を占めており、高い落札率である。また、平成 16 年度は 40 件が 95%以上であり、61%を占めている。

落札率が著しく高い契約については、入札による競争の利益が確保されているか疑問視されるところである。

落札率の水準の異常性だけで入札手続きの適切性を判断できるものではないが、結果的に落札率が異常と思われる水準となったということは、談合等の可能性の警鐘とも考えられる。

特に、昨今、全国的にも指名競争入札における官製談合の摘発が続いているところであり、平成 18 年 11 月には入札契約に関して群馬県内の市職員が逮捕されるという事件も発生している。その中で、上記のような高落札率の契約が過半数を占めるという状態では、公正性や経済性が損なわれる可能性があり、早急に改善する必要がある。

(改善策)

入札契約制度の透明性、公正性や経済性の確保に向けて早急に抜本的な入札契約制度の改革に取り組む必要がある。以下はその主な方策である。

(1) 一般競争入札の実施

過去 3 年間に、原則である一般競争入札が一度も行われず、例外的方法である指名競争入札や随意契約の方法による契約のみを行っていることは、地方公共団体が行う契約に要請される公正性や経済性が損なわれる可能性がある。そこで原則に立ち返り一般競争入札の方法による契約の範囲を拡大することが必要である(注)。

(2) 入札状況の監視について

落札率の状況については常にモニタリングし、異常な落札率となった契約については、事後的にその原因を調査し、その後の入札手続きに反映させていく方法を検討されたい。

なお、群馬県では、入札制度全体を監視する趣旨で、民間有識者 5 名の委員からなる「群馬県公共工事入札監視委員会」を設置しているが、入札状況のモニタリング、監視についても今後何らかの組織的対応を行うことが望まれる。

(3) 指名競争入札の改善策

以下の点につき検討されたい。

指名業者数の拡大

指名業者数が多ければ談合が行われにくくなり、競争性が確保されると思われる。

指名業者選定方法の公正化

指名業者選定委員会による選定等、選定に関する恣意性を排除することが重要である。

指名業者選定方法、入札手続きの開示、透明性の確保

入札に関する諸手続きを開示することにより、監視機能の強化につながり、談合等の不法行為の排除が期待できる。

電子入札、郵便方式による入札の採用

入札者全員が一堂に会することを避けることができ、談合防止につながると思われる。

工事内訳書の提出

工事内訳書を提出させることにより、談合防止効果があると思われる。

注 平成 18 年度における入札契約制度の取り組みについて(平成 18 年 11 月 30 日発表)

群馬県では、昨今、他県において官製談合の摘発が続いており、県民の入札制度に対する信頼が損なわれるおそれがあることから、平成 19 年度入札契約制度の改正を待たずに、入札契約制度のより一層の

透明性、競争性の確保及び指名競争入札の恣意性の排除に向けて、以下のとおり前倒しして取り組むこととした。

1. 方針

- (1) 平成 19 年度の改訂方針案を踏まえた上で、前倒し可能なものは実施する。
- (2) 新方式の試行要領等を早急に取りまとめ、試行的に実施する。
- (3) 平成 18 年度中の実施結果を検証し、結果を平成 19 年度改訂方針に反映させるものとする。

2. 具体的な方策

(1) 条件付き一般競争入札の試行的拡大

現在の実施要領において 3 億円以上の工事は原則実施、3 億円未満の工事についても契約担当者が適当と判断した場合は実施可能であることから、次のとおり運用を 12 月 1 日より実施する。

- ・ 設計金額が 1 億円以上の本課執行工事は条件付き一般競争入札により実施する。
- ・ 設計金額が 5 千万円以上 1 億円未満の県民局執行工事は、可能な限り条件付一般競争入札により実施する。

(2) 事後審査方式、郵便方式の試行

- ・ 新方式の試行要領を定め、発注時期、工期等の条件により、事後審査方式、郵便方式による実施が望ましい工事について、年度内数件の試行を予定。

(3) 工事希望型競争入札の試行

現行の要領を見直し試行要領を定め、設計金額が 5 千万円未満の地域機関等執行工事において、年度内数件の試行を予定。

## 49 教職員公舎について

教職員住宅はその必要性を見直し、へき地を除き基本的に廃止すべきであると思われる。過去に廃止した教職員住宅の跡地で未利用のものは、早急にその利用の方法を検討し、利用が見込まれないものは早期に売却整理を行う必要がある。

(現状及び問題点)

(1) 教職員公舎に係る関連法規

職員公舎は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 42 条(厚生制度)に基づき、教職員の福利厚生を目的として設置されている。また、その管理規定としては、群馬県教職員公舎管理規程(昭和 43 年教育委員会訓令乙第 5 号)、公舎利用料算定基準(昭和 40 年管財課制定、平成 16 年最終改訂)等が定められている。

(2) 教職員公舎数の推移

教職員公舎数の推移は以下のとおりである。

平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
24	21	21	21	21

平成 15 年度に 3 棟廃止されたのみで増減がない。

## (3) 教職員公舎の設置及び入居状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

学校名	敷地面積 (㎡)	敷地 区分	建築 年月	棟 数	戸数		入 居	入居率 (%)	備考
					世帯用	単身用			
1 中央	390	県有	昭 44.2	3	3		2	66.6	注 1
2 桐 女	252	県有	昭 40.10	1	1		1	100.0	注 1、2
3 太 田	325	県有	昭 47. 6	1	1		0	0.0	注 1、2
4 沼 女	274	県有	昭 48. 3	2	2		0	0.0	注 1
	165	県有	昭 51. 3	1	1		0	0.0	注 1
5 万 場	231	県有	平 3. 3	1		4	2	50.0	
	348	県有	平 7.12	1		4	4	100.0	
6 長野原	290	県有	昭 47. 3	1	1		0	0.0	注 2
	790	借地	平 2. 2	2		8	8	100.0	
7 孀 恋	174	県有	昭 43. 4	1	2		0	0.0	
	1,805	県有	昭 44. 3	1		5	0	0.0	
	652	県有	平 6. 3	1	2	8	10	100.0	
8 尾 瀬	1,200	借地	昭 59.10	2	2		0	0.0	
			平 8.11	1		15	8	53.3	
9 館商工	264	県有	昭 62. 2	1		4	3	75.0	注 1
10 大 泉	363	県有	平 5. 3	1		2	2	100.0	注 1
合 計				21	15	50	40	61.5	

注 1 市街地である。

2 旧校長公舎を現在は教職員宿舎として使用しているもの。3 軒とも 1 戸建てで現在 1 軒入居しているが 2 軒は入居なし。なお、校長公舎については廃止されている。

教職員公舎については、全部で 10 校に 16 箇所ある。入居率は世帯用 33.3%、単身用 70%、平均で 61.5% である。

内訳はへき地が 4 校、市街地が 6 校である。へき地については民間賃貸住宅の確保の困難性や交通事情からも必要なものと思われるが、市街地の 6 校については、近年における住宅事情の整備、交通手段の利便性等を考慮するとその必要性には疑問が持たれる。特に、旧校長公舎であった 3 軒については 1 戸建てで敷地面積も 252 ㎡から 325 ㎡と住宅地としては大規模なものであり、老朽化のため 2 軒は利用がない。また、利用されていないものはこれを含めて 7 箇所あるがいずれも建築が昭和 43 年 4 月～昭和 59 年 10 年と建築経年が長いものである。

県の担当者によれば、教職員公舎に関してはその必要性を見直し、過去整理を行ってきて相当数は廃止されたが、入居しているものについては退去するまで待つので時間がかかるとのことである。

(4) 教職員公舎跡地の利用状況

平成 18 年 9 月 11 日現在

学校名	跡地になった時期	土地面積 (㎡)	取得価額 (千円)	利用状況
1 富岡	平 8. 8	238.59	3,578	職員駐車場(マイクロバス2台・乗用車3台)
2 伊勢崎清明	平 2.10	263.73	40	利用無し
3 伊勢崎工業	平 12.12	238.71	55	売却予定(平成18年度中)
4 伊勢崎女子	平 12.10	232.04	68	利用無し(道が狭い)
5 渋川女子	平 6. 3	400.54	225	利用無し(道が狭い)
6 前橋工業	平 11. 3	278.24	1,200	利用無し
7 榛名	平 13. 1	307.73	1,064	利用無し(道が狭い)
8 吾妻	平 15. 8	608.33	17,521	売却予定(平成18年度中)
9 万場	平 13.12	316.00	1,437	利用無し
10 勢多農林	平 15.11	328.52	156	利用無し
11 長野原	平 15. 3	499.00	13,068	利用無し(道が狭い)
12 万場	平 15. 3	298.14	1,759	利用無し(道が狭い)
13 長野原	平 15. 3	344.00	8,875	利用無し(道が狭い)
14 富岡東	平 13.11	459.00	533	職員駐車場(乗用車15台)
15 板倉	平 13.11	249.26	2,677	売却予定(平成18年度中)
16 長野原	平 15. 3	507.21	1,331	利用無し(道が狭い)
合計		5,569.04	53,587	

上表は廃止後の教職員公舎跡地の利用状況を調査したもので、教育委員会管理課の資料により、作成してある。内容を見ると、職員駐車場として利用されているものの以外は「道が狭い」等の理由により県有財産として遊休状態になっている。

(5) 使用料の状況

月額使用料は、「公舎利用料算定基準」により計算されるが、その算定方法は基本単価(1㎡月額206円)×補正面積で計算される。補正は以下の区分による。

- ・ 公用部分の承認補正...副知事以下4段階に区分し減額率が定められている。
- ・ 建築経年による補正...建築経年により4段階に分け定められている。
- ・ 特殊勤務に従事する職員については、20%補正減とする。
- ・ 付属建物(物置)面積については、60%補正減とする。

・90 m<sup>2</sup>を超えるときは、超過面積の50%を補正限とする。

公舎入居者一人当りの平均使用料は、世帯用で11,542円、単身用で7,929円である。その計算内容については監査対象校として往査した万場高校で検証した結果正確に計算されていた。

また、その金額が妥当であるかの検証として、以下、建物の減価償却費相当額との比較を行った。万場高校の場合で試算した。

#### 万場高校の減価償却費試算

(単位：円)

棟別	延べ床面積	建築年月	取得価額	耐用年数	減価償却費月額	戸数	1戸当り
1	134.68 m <sup>2</sup>	平 3. 3	23,061,700	22年	78,619	4	19,654
2	142.00 m <sup>2</sup>	平 7.12	30,376,000	22年	103,544	4	25,886
合計	276.68 m <sup>2</sup>		53,437,700		182,163	8	22,770

注 1 資料は固定資産台帳による。

2 減価償却費については定額法によって計算した。取得価額から残存価額10%を控除した金額を耐用年数で除して算出してある。耐用年数については木造、住宅用として「地方公営企業法施行規則」(昭和27年総理府令第73号)別表第2号を参考にした。

月額使用料と減価償却費の比較は以下のとおりである。

(単位：円)

棟別	月額使用料(A)	減価償却費(B)	差額	割合(A/B)
1	5,540	19,654	14,114	28.18%
2	5,720	25,886	20,166	22.09%

この他光熱水費、修繕費、火災共済金等の諸費用がかかっており、月額使用料は建設コストも回収できない水準であり、行政コストに比し相当下回っていることになる。これは、使用料について福利厚生観点から考慮しているためであると思われる。

注 民間の貸家を利用した場合、教職員には「住居手当」が支給されるが、その基礎控除額は12,000円であり、差額の内12,000円までは支出されることになる。

#### (改善策)

(1) 教職員住宅は、近年における住宅事情の整備、交通手段の利便性等を考慮するとへき地を除き、必要性が希薄になっており、廃止すべきであると思われる。特に利用されていない老朽化しているものは早急に廃止し、現在入居中のものも入居者が退去した後、今後の必要性を考慮して廃止の検討を行う必要がある。

- (2) 過去に廃止した教職員公舎の跡地で未利用のものは、早急にその利用の方法を検討し、利用が見込まれないものは早期に売却整理を行う必要がある。財政的にも厳しい状況下、貴重な教育資源が活用されず放置されている状況は望ましいものではない。
- (3) 教職員公舎の使用料が福利厚生的な意味から行政コストよりも低額に設定されていることについて、近年公務員と民間の待遇比較が取りざたされる中、批判的な意見もあり、また、国においても人件費抑制が政策目標として掲げられている状況である。
- その中で、群馬県の公舎利用料算定基準による月額使用料は、建設コストも回収できない水準であり、経済的合理性に乏しい状況であるので検討を要すると思われる。

## 50 火災共済付保状況について

校舎等学校施設の火災保険加入率は 16.6%しかなく、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(現状及び問題点)

県は地方自治法第 263 条の 2 及び「群馬県公有財産事務取扱規則」(昭和 61 年規則第 9 号。以下この項では「規則」という。)により、その建物を相互救済事業(火災共済事業：財団法人都道府県会館災害共済部)に付保している。また、校舎、職員住宅については社団法人全国公営住宅火災共済機構が運営する火災共済事業へ委託している。その範囲については、次によっている。

- (1) 規則第 50 条第 1 項各号のいずれかに該当し、理事(教育長)が相互救済事業に委託する必要を認めるもの。
- 一 木造の建物
  - 二 文化財その他の重要又は高価であると認められる物権を保管する建物
  - 三 火災の発生率が高いと認められる建物
  - 四 前三号に掲げるもののほか、相互救済事業に委託することが必要と認められる公有財産
- (2) 平成 18 年度予算の検討における相互救済事業への加入方針...「平成 18 年度相互救済事業(一般会計分)への加入方針について」(平成 17 年 10 月 28 日総務局管財課長通知)による

過去の罹災状況の考察

年度	罹災件数	罹災率
平成 14 年度	3	0.002%
平成 15 年度	3	0.002%
平成 16 年度	8	0.006%



各年度ともに、極めて低い罹災率であり、罹災内容も夏季の落雷による被害が過半数を占めている。したがって、木造物件や火気を使用する物件のみを加入対象としても支障がないと考える。

## 平成 18 年度相互救済事業（一般会計分）への加入方針

委託先	加入上限	継続・新規加入物件の精査
(財)都道府 県会館	各局ごとの平成 17 年度共済分担 金×75%	原則、継続・新規加入物件を合わせ、加入上限内で対応 加入上限を超える場合には、超過する分担金相当額を原 課にて予算措置
(社)全国公 営住宅火災 共済機構	各局ごとの平成 17 年度共済分担 金×100%	原則、継続・新規加入物件を合わせ、加入上限内で対応 加入上限を超える場合には、超過する分担金相当額を原 課にて予算措置

## 加入条件の精査の例

- 罹災した後、再建築する予定のない物件
- 火気を使用することのない物件
- 耐火構造の物件
- 老朽化した物件

## (3) 教育委員会管理課所管建物の火災保険加入状況（床面積）

区分	建物延べ面積(m <sup>2</sup> )	保険加入延べ面積(m <sup>2</sup> )	加入率
校舎等学校施設	989,519	164,327	16.6%
職員住宅等	3,012	2,816	93.5%
合計	992,531	167,143	16.8%

前記加入方針にあるとおり、過去の県全体の罹災状況は極めて低い罹災率で推移している。限られた予算を有効に活用するために、火災保険は非耐火構造物や高価なものを保管する物件等選択的に加入している。

校舎等学校施設の火災保険加入率が 16.6%にとどまっている理由としては、行政コスト削減が考えられるが、リスク管理の観点から、高額な県有財産について付保されていない状況は、見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

## (改善策)

過去の県全体の罹災状況は極めて低い罹災率で推移しているといっても、火災等の発生するリスクはないわけではなく、保険料支払いの行政コストとの比較検討を施設ごとに行い、経済合理性のある県有財産の付保管理を行うことが望まれる。

## 5.1 高校建設工事における分離・分割発注について

高校建設工事において、受注機会の確保という政策目的の達成のために分離・分割発注が行われている。一括発注方式に比較してコストが増加するが、今後県として、そのコスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定を検討することが望まれる。

### (現状及び問題点)

高校建設工事に関して「中小企業者に対する発注拡大の方針」(平成18年群馬県理事通知産第551-1号)を受けて、分離・分割発注が行われている。発注に当たっては、公共事業の効率の執行を通じたコスト縮減を図る必要があるが、この点から、疑問なしとはいえないケースが見られた。一例として藤岡中央高校のケースを以下に記載する。

#### 藤岡中央高校建設工事

##### (1) グラウンド整備工事

同校には、400mトラック(フィールド内サッカー・ラグビー場)、硬式野球場及びソフトボール場が整備されているが、については、センターラインを挟んで2つの工区に、については外野と内野と2つの工区に分割発注されている。

##### (2) 校舎等新築工事

建築基準法上同一棟とされるが、構造計算上別棟とされる5階建て部分(945,000千円)と3階建て部分(154,350千円)を別の工区として契約している。なお、給排水・衛生設備工事については両工区対応部分とも一括発注である。

##### (3) 防球ネット工事

硬式野球場とサッカー場ほかで分割発注している。応札業者は両方とも同一である。

##### (4) 重複落札防止規程

指名通知書上以下のような記載があることが多い。

「分割発注に関する特則 有

本工事を落札した者は、その者が構成員となっている県立藤岡中央高等学校建設に係る共同企業体に対する他の工区の工事については、入札指名がなかったものとする。」(第一体育館棟機械設備工事)

これらについては、一括発注の場合とのコスト面での比較が行われていない。

### (改善策)

群馬県内の産業振興、中小企業者に対する発注拡大の必要性は理解できるが、一括発注方式を採用した場合とのコスト比較は、一方の公共事業の効率の執行を通じたコスト縮減を図る観点からみて不可欠ではなかったかと考える。

また、今後県として、そのコスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定を検討することが望まれる。

## 5.2 指名競争入札における複数回の入札による落札について

指名競争入札において第 1 回目の入札で予定価格を上まわり、複数回の入札で落札した場合の案件について確認したところ、すべての入札案件について、落札に至るまで同じ業者が最低価格を提示していた。

### (現状及び問題点)

入札により契約先を選定する場合にはその契約金額を決定する基準として、契約担当者は予定価格を設定し、不当な価格での入札を防止している。指名競争入札においても同様である。予定価格は支出の原因となる契約にあっては契約しうる最高の限度額を意味する。第 1 回目の入札で各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、地方公共団体の長は、再度の入札をすることができる（地方自治法施行令 167 条の 13、準用地方自治法施行令第 167 条の 8 第 3 項）。つまり予定価格を上まわる場合には、予定価格を下まわるまで 2 回、3 回と入札が繰り返される。

前橋工業高校移転工事と藤岡中央高校新設工事における指名競争入札について入札が複数回実施された契約（前者 12 件、後者 7 件）に関して状況を確認したところ、すべての案件において、第 1 回目に最低価格を提示した業者が落札に至るまでの 2 回目、3 回目の入札において最低価格を提示していた。例えば前橋工業高校の移転事業に伴うセミナーハウス棟建築工事については予定価格 399 百万円に対して 3 回の入札が行われたが、385 百万円で A 社が落札するまで 3 回ともすべて A 社が最低価格を提示していた。同じく前橋工業高校の移転事業に伴う体育館棟機械設備工事については予定価格 64 百万円に対して 2 回の入札が行われたが、64 百万円で B 社が落札するまで 2 回ともすべて B 社が最低価格を提示していた。

1 回で落札できず、複数回入札が行われること自体は予定価格が公開されていない以上起こりえる事象であるが、複数回実施される入札において、落札に至るまですべての案件で、すべて同じ業者が最低価格を提示するということは不自然であり、入札による競争の利益が確保されているか疑問視されるところである。

### (改善策)

指名競争入札 1 回目で不調の時は、指名業者を入れ替える、または一般競争入札とすることも検討されることが望まれる。

注 平成 18 年度から入札回数を原則 1 回として入札を実施している。

### 5.3 仮設校舎リース契約における問題について

仮設校舎リース契約について改善すべき点が見受けられた。

(現状及び問題点)

(1) 指名競争入札における指名業者選定方法について

藤岡中央高校仮設校舎リース契約について、指名業者が工事請負資格者名簿の建築ランキングから選定されている。すなわち、工事契約の観点から審査が行われているが、建築契約の場合とリース契約の場合の契約リスクが異なることから、リスクに応じた審査を実施する必要がある。

(2) 完成検査の時期について

仮設校舎のリースは建築・使用・解体の三要素により構成されるため、使用開始に先立つ建築完了のタイミングでまず完成検査を明示的に行う必要があると考える。

しかしながら、リース契約の検査はリース料の支払いの直前に実施され、検査調書が残されているが、すでに使用開始されている状況での検査となっている。リース契約とはいえ、仮設校舎の建築を伴うため、その建築完了時にまず完成検査を実施するのが妥当と考えられる。現状では手続き上は必要とされないため、実質的には検査実施と同様の状況が確保されているが、検査調書としては残されていない。

(改善策)

(1) 指名競争入札における指名業者選定については、リース業者のリース物件供給能力、財務安定性に重点をおいた審査が行われる必要がある。「物件等購入契約資格者名簿」が参考になると思われる。

(2) 使用開始に先立つ建築完了時に、正式に完成検査の手続きを要するものと定める必要がある。

### 5.4 県立学校の耐震診断及び補強工事について

補強工事未実施の99棟については今後すぐに着手できないおそれがある。実際にそれらの建物を教育に使用しているものについては、早急に工事を完了することが望まれる。

(現状及び問題点)

県立学校の耐震診断及び補強工事については、平成7年の阪神大震災をきっかけとして建築基準法改正前の昭和56年以前の建物(対象建物非木造、200㎡以上又は2階建て以上)482棟について耐震診断及び補強工事を行った。耐震診断は平成8年から平成11年の4年間で全て完了した。補強工事は平成9年から開始され、平成15年の11棟をピークとして現在進行中である。その状況は以下のとおりである。

(1) 県立学校施設の状況（非木造・200㎡以上又は2階建て以上）（平成18年5月1日現在）

建設年度	棟数	面積	面積比
全建物（下記の合計）	832	896	
昭和46年以前の建物	169	258	28.8%
昭和47年以降56年までの建物	313	323	36.0%
昭和57年以降の建物	350	315	35.2%

棟 千㎡

(2) 県立学校施設の耐震性（非木造・200㎡以上又は2階建て以上）（平成18年5月1日現在）

建築年度	診断の有無	判定結果	耐震性不足のうち改修の有無	合計
昭和57年度以降 350 (42.1%)				耐震性あり + +
昭和56年以前 482 57.9%	耐震診断済 (平成8年度~平成11年度で完了) 482 100%	耐震性あり 312 64.7%	改修済 71 41.8%	733 88.1%
		耐震性不足 170 35.3%	改修中又は未改修 99 58.2%	99 11.9%
合計	832	482	170	832

区分	総数	耐震性あり	耐震化率
高校	725	626	86.3%
特殊	107	107	100.0%
合計	832	733	88.1%

- 補強工事未実施の99棟については以下の理由によりすぐに着手できないものである。
  - 予算の制限
  - 高校統合等の今後の改革ビジョンによって今後使用しなくなるものについては、無駄になるおそれがあるので、実施を見合わせている。
  - 補強工事をしてでも建築後相当年数を経過しているものについては耐用年数が延びるものでもない
- 全国都道府県との比較
  - 耐震診断の実施率は100%であり1位。
  - 補強工事の完了による「耐震化率」は88.1%であり、全国でも4位に相当する。

(改善策)

阪神大震災後いち早く耐震診断及び補強工事に取り組んだ結果耐震化率は全国でも4位と、評価されるべき実績であると思われる。しかし、補強工事未実施の99棟については上記諸事情から今後すぐに着手できないおそれがある。実際にそれらの建物を教育に使用しているものについては、県民の安全を第一に考え、早急に工事を完了することが望まれる。

## 5.5 学校校舎・施設の大規模改修計画について

大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討、調査し、大規模改修計画を策定する必要がある。

(現状及び問題点)

学校校舎・施設の大規模改修については計画的に対応すべきであるが、現在、限られた予算の中で耐震補強工事を最優先に実施しており、他は応急的な修繕を実施している状況である。

高校改革の状況を見ながら改築等の方針を策定しているが、個別事情はあるものの具体的な計画を作っても予算上の制限から実行性が伴わないことから、現状では大規模改修計画は策定されていない。近い将来において施設・設備への大型投資は避けられないものと思われるが、改修の必要見込額の算定も行われていない。

(改善策)

大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討、調査し、大規模改修計画を策定する必要がある。

## 福利課

福利課の所管業務は、以下のとおりである。

- (1) 教職員の福利厚生に関すること。
- (2) 事務局等職員及び県立学校職員の健康管理に関すること。
- (3) 学校職員の退職手当に関すること。
- (4) 学校職員の恩給及び退職年金に関すること。
- (5) 公立学校共済組合に関すること。
- (6) 群馬県教職員互助会に関すること。

### (監査の視点) 福利課の業務は適切に行われているか

#### 監査結果 指摘事項

##### 56 恩給等支給誤りについて

恩給等の支給金額の算定に誤りがあった。関係法規に基づき適切に支給しなければならない。

(現状及び問題点)

平成 17 年度に恩給、扶助料及び遺族年金(以下「恩給等」という。)が支給されている県立学校退職者 134 人の内、任意抽出した 5 人について恩給等の支給金額算定の合規性について検証した。

その結果、恩給等を支給している 1 名について、

- 軍人の実在職年の計算誤り
- 戦地外(内国)戦務加算の誤り
- 講師期間の算入の計算誤り
- 仮定給料年額の適用号俸誤り

により、支給金額の算定に誤りがあった。

この結果、平成 9 年 10 月分から、平成 18 年 3 月分までの期間に支給した恩給等について 959,400 円の支給不足が生じている。

(改善策)

支給金額の誤りについては、早急に是正するとともに、今後恩給等の計算について、関係法規に基づき適切に行われたい。

## 57 群馬県教職員互助会の退職給与引当金について

群馬県教職員互助会の退職給与引当金の計算において、期末要支給額を自己都合による退職支給額で計算するところ、勧奨退職による退職支給額に基づき計算している。

この計算額は、群馬県教職員互助会に対する補助金交付額算定の基礎になる金額であり、適正な退職給与引当金の計算が行われるよう群馬県教職員互助会を指導されたい。

### (現状及び問題点)

群馬県教職員互助会の運営は、福利課の所管業務であることから、互助会への補助金支出は関係法規に従って適切になされているか、互助会への補助金の額が関係法規に従って適切に計算されているか、互助会の組織が関係法規に従って運営されているか及び互助会の経理が関係法規に従って適切になされているかについて監査を行った。

その結果、退職給与引当金の計算において改善すべき誤りが検出された。

群馬県教職員互助会では毎年決算において退職給与引当金を計上している。各年度末の退職給与引当金計上額は以下の通りである。

平成 16 年 3 月決算末 49,847 千円

平成 17 年 3 月決算末 50,791 千円

平成 18 年 3 月決算末 57,987 千円

平成 16 年 3 月決算末までは、退職給与引当金について、期末要支給額を自己都合による退職支給額で計算していたが、平成 17 年 3 月決算末から、期末要支給額を勧奨退職による退職支給額に基づき計算している。

### (改善策)

勧奨退職はあくまでも過渡的措置であるはずであり、恒久的なものではない。よってこれを基に退職給与引当金を計算することは誤りであり、決算においては自己都合による期末要支給額により、退職給与引当金を計上すべきである。群馬県教職員互助会を改善指導されたい。



## 意見

## 58 群馬県教育委員会職員(事務局・県立学校等)の定期健康診断について

標記の定期健康診断業務については、随意契約で過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託しているが、競争原理が働いていないと思われるので契約方法の見直しをすることが望まれる。

## (現状及び問題点)

この健診は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条、学校保健法(昭和 33 年法律第 56 号)第 8 条及び群馬県教育委員会事務局等職員の安全及び健康管理に関する規程第 33 条に基づき実施するものであり、職員の健康管理及び健康保持増進を図ることを目的として、すべての職員について毎年 1 度行うことが定められている。その実施状況は以下のとおりである。

## ・ 随意契約の理由

健康診断については、業務目的が競争入札に適さないため、また特定の技術を必要とするため。また、従来から実施している健診機関で実施することにより、統一したデータ管理ができる。

## ・ 指名人選定理由

学校保健法施行規則第 9 条により、職員の定期健康診断の実施時期は 6 月 30 日までとあり、指名健診機関は、ほぼ全日程を期間内に実施することができる。

県内各地に指定する健診会場にきめ細かく巡回できるとともに全検査項目を同時に実施することが可能で、受診者が受けやすい受診体制を提供できる。

公益法人の健診機関として 15 年の委託実績があり、県内の全所属への器材配布と個人結果及びカルテ貼付用データの作成等、円滑な健診実施及び迅速な事後処理が可能である。

全受診者のデータを教育委員会独自の健康指導支援システムに合わせた形式のフロッピーディスクにより提出することができ、それを基により効果的な保健指導が可能となる。

## ・ 過去 3 年度間の契約価格の推移

(単位:円)

検査項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
既往歴、身長体重、血圧測定、視力検査	1,400	1,400	1,400
尿検査	250	220	200
胸部 X 線間接撮影	545	475	440
胸部 X 線直接撮影 1 枚	1,690	1,470	1,360
胸部 X 線直接撮影 2 枚	2,680	2,330	2,150
喀痰検査	2,050	1,780	1,640

検査項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
聴力検査	400	350	320
貧血検査	300	260	240
肝機能検査	990	860	790
血中脂質検査	990	860	790
心電図	1,470	1,280	1,180
眼底検査	1,000	870	800
血糖（随時血糖）	370	320	300
血糖（HbA1c）	720	630	580
クレアチニン	250	220	200
尿酸	250	220	200
VDT健診	1,600	1,390	1,390
胃がん検診	3,920	3,410	3,410
大腸がん検診	1,690	1,500	1,500
肺がん検診（喀痰細胞診）	2,350	2,060	2,060
肝炎ウイルス検診（C・B型）	1,980	1,730	1,730
財団法人への支払金額合計（税込）	41,817 千円	37,260 千円	38,210 千円

予定単価と契約単価は同一である。予定価格は、前年度契約実績額、価格交渉後の本年度参考見積価格を基に積算している。

過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託している状況は、競争原理が働いていないのではないかとと思われる。以下、随意契約の理由等考察した。

・ 随意契約の理由

健康診断については、業務目的が競争入札に適さないためとあるが、同様な業務を行う者があるとなれば競争入札は可能であり、この場合の業務目的による制限は当たらないと思われる。また、特定の技術を必要とするためとあるが、健診機関は群馬県内だけでも相当数あり、特定の技術を有する者が他にないとはいえない。また、従来から実施している健診機関で実施することにより、統一したデータ管理ができるがあるが、これも工夫すれば克服できるものであると思われる。ただし、昨年度の結果が今年度の結果とともに表示されるといったメリットもある。

・ 指名人選定理由

健診の実施時期は 6 月 30 日までであるが、それは契約の時期を年度当初にするという問題であって、当該財団法人以外でも対応できるか検討を要する。

県内各地に指定する健診会場にきめ細かく巡回できるとともに全検査項目を同時に実施することが可能な業者は他にもあると思われる。

公益法人の健診機関として 15 年の委託実績があり、県内の全所属への器材配布と個人結果及びカルテ貼付用データの作成等、円滑な健診実施及び迅速な事後処理が可能である、とあるがこれも他の業者ではできないということはないと思われる。

全受診者のデータを教育委員会独自の健康指導支援システムに合わせた形式のフロッピーディスクにより提出することができ、それを基により効果的な保健指導が可能となる、とあるが、受注機会均等の立場に立ち、進んで管理データの種類や内容を提供することにより他の機関でも統一した、効果的な管理は実施可能であると思われる。

また、予定単価の積算時の比較検討すべき単価として、医科診療報酬点数及び近隣県の検査機関の単価が考えられるが、県は最新のデータを持っておらず、何年か前のものしか保存されていないかった。

(改善策)

委託状況について、過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託し、競争原理が働いていない状況は経済性の観点から懸念される。上記に掲げた随意契約の理由や指名人選定理由について内容を検討し、競争原理が働くように改善していく取り組みが求められる。

また、比較検討すべき単価として、最新の医科診療報酬点数及び近隣県の検査機関の単価も参照し、チェックすることが求められる。

(参考)

**労働安全衛生法第 66 条(健康診断)**

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

**学校保健法第 8 条(職員の健康診断)**

学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

**学校保健法施行規則第 9 条(時期)**

法第八条第一項の健康診断の時期については、第三条の規定を準用する。

**学校保健法施行規則第 3 条(時期)**

法第六条第一項の健康診断は毎学年、六月三十日までにを行うものとする。

## 5.9 退職手当の将来負担額について

将来における多額の退職手当の発生は確実に見込まれるものであり、県として財源確保等の対策が必要と思われる。

(現状及び問題点)

平成 18 年度以降将来にわたる教職員退職者の退職手当の将来負担見込額（定年退職、勸奨退職、普通退職）について、福利課で試算したところ以下のとおりとなった。

年数	年度区分	教職員全体		県立学校		備考
		金額	平 17 年度比	金額	平 17 年度比	
		億円		億円		
0	平成 17 年度実績	101	100%	35	100%	
1	平成 18 年度見込	106	105%	40	114%	当初予算額
2	平成 19 年度見込	113	112%	44	126%	団塊の世代 の定年退職
3	平成 20 年度見込	117	116%	44	126%	
4	平成 21 年度見込	130	129%	39	111%	
5	平成 22 年度見込	130	129%	40	114%	
6	平成 23 年度見込	133	132%	40	114%	
7	平成 24 年度見込	146	145%	37	106%	
8	平成 25 年度見込	161	159%	41	117%	教職員数の ピーク時、義務 教育校を 含めた定年 に達する者 の数が 500 を 超える時期
9	平成 26 年度見込	172	170%	46	131%	
10	平成 27 年度見込	182	180%	48	137%	
11	平成 28 年度見込	198	196%	46	131%	
12	平成 29 年度見込	194	192%	40	114%	
13	平成 30 年度見込	175	173%	43	123%	
14	平成 31 年度見込	172	171%	44	126%	
15	平成 32 年度見込	187	185%	56	160%	
16	平成 33 年度見込	172	170%	50	143%	
17	平成 34 年度見込	182	180%	54	154%	
18	平成 35 年度見込	167	165%	52	149%	
19	平成 36 年度見込	170	169%	50	143%	
20	平成 37 年度見込	159	157%	44	126%	
21	平成 38 年度見込	143	141%	36	103%	
22	平成 39 年度見込	154	152%	38	109%	
23	平成 40 年度見込	146	144%	38	109%	
24	平成 41 年度見込	118	117%	32	91%	

年 数	年度区分	教職員全体		県立学校		備考
		金額	平 17 年度比	金額	平 17 年度比	
25	平成 42 年度見込	110	109%	32	91%	
26	平成 43 年度見込	115	114%	42	120%	

平成 17 年度の実績と比較して、教職員全体で最高 196%（平成 28 年度）、県立学校で最高 160%（平成 32 年度）と、大幅な負担の増加が見込まれている。

注 教職員退職手当の概要については「第 4 資料編」4 - 19 頁参照。

（改善策）

将来における退職手当の発生は確実に見込まれるものであり、県としても財政状態が厳しい中で、今後の退職手当支給に備えての財源確保等の対策が必要と考える。また、今後は、将来の退職手当負担見込額や県財政への影響を把握した上でその対策を検討していくべきであるとする。

## 学校人事課

学校人事課の所管業務は、以下のとおりである。

- (1) 市町村立学校及び県立学校教職員の採用・人事・定数・服務・勤務時間その他の勤務条件及び表彰等
- (2) 教職員免許状の授与
- (3) 教職員人事に係る審査請求及び行政訴訟対策
- (4) 教職員の給与に関する制度管理及び事務指導
- (5) 教職員の公務災害補償認定請求等に関する事務
- (6) 教育委員会事務局、市町村立学校、県立学校教職員の給与計算事務の集中処理、電算化の推進

### (監査の視点) 学校人事課の業務は適切に行われているか

## 意見

### 60 人事異動に関する処理について

個人別履歴データは現在手書き管理しているので甚だ能率が悪く、早急に電算化をする必要がある。

(現状及び問題点)

学校人事課の主要業務の一つに、県立学校等教職員、市町村立学校県費負担教職員の毎年度の人事異動がある。県立学校の教職員の人事異動については「平成 17 年度末県立学校教職員人事要綱」(平成 17 年 10 月群馬県教育委員会制定。以下「人事要綱」という。)の中の「県立学校教職員人事取扱要領」で以下の項目について規定されている。

#### 3 配置換について

##### (1) 基本原則

- ア 同一校勤続 3 年未満の者は、原則として配置換を避ける。
- イ 同一校勤続 5 年以上の者は、全員配置換の対象とする。  
特に、現任校に新規採用された者は、原則として 8 年までに配置換を行う。
- ウ 同一校永年勤続者の配置換を促進する  
(ア)現任校に 10 年以上勤続する者は、強力に配置換を行う  
(イ)さらに、15 年以上勤続する者については、早期にその解消をはかる。
- エ 生徒急減に伴う定員調整及び学科転換等に伴う異動については、これを優先する。

##### (2) 留意事項

- ア 各学校における年齢構成の均衡化及び教科別職員構成の適正化を図る。
- イ 全県的な立場に立って広域にわたる人事交流を促進する。

- ウ 普通教科担当職員については、職業科設置校、へき地相当校及び特殊教育諸学校等の勤務を原則として一度は経験する。
- エ 職業科担当教員及び普通教科のうち一部の特殊な教科の担当教員については、年齢等に応じて、一定期間勤務した後は、現任校への再配置換も配慮することを前提に配置換をする。
- オ 県市間の人事交流に努める。
- カ へき地相当校については、「へき地相当校派遣人事要領」に基づき、全県的な立場から広く人材を求め、派遣人事を促進する。
- キ 教員人事希望表明制度による配置換については、「県立学校教員人事希望表明制度実施要領」に基づき、学校運営に必要な人材を配置し、特色ある学校づくりを推進する。
- ク 学校運営及び本人の諸事情を考慮する。

上記項目を考慮し、校長と学校人事課で面談・ヒアリングし、学校の状況を考えながら人事異動案を作成する。

人事異動の業務に必要なデータ管理は、県立学校人事グループが独自に開発したデータベース及び管理システムで行っており、個人別履歴データ（人事記録カード）は、参照する程度の利用状況であるとのことである。

人事記録カード（手処理）は、学校人事課、各教育事務所、県立学校、市町村教育委員会、市町村立学校においてそれぞれ管理している。当該カードは学校別の引き出しに分類整理され、人事異動のたびに手書きで追加記入し、学校を入れ替える。

この件に関する業務処理量等は概ね以下のとおりである。

処理内容	人事異動、各種発令、昇給、条例改正、異動届処理等	年間 42,650 件
処理対象	県立高校等教職員	4,600 名
	市町村立小中学校等県費負担職員	11,600 名
		計 16,200 名

#### （改善策）

県の人事管理の重要資料がいまだに手書きカードで行われているという現状は改善する必要があり、電算機の環境を考えるとデータ化は早急に取り組むべき課題である。

注 学校人事課では、平成 19 年度までの計画で「群馬県教育委員会人事管理システム開発」事業を予算化しており、人事記録のデータ化に取り組んでいる。概要は以下のとおりである。

人事記録処理事務を電子データ化し、人事異動データ、給与システム等と連携、また、県庁ネットワーク及び給与データ処理システムで構築した市町村立学校とのネットワークを活用し、一連の処理の大幅な効率化を図る。

導入効果

人事異動、各種発令データ、給与データとの連携により新採履歴、一部の異動事項処理を除き手処理による作業は必要なくなる。

サーバによる一元管理により各所属でそれぞれ履歴管理を行う必要がなくなる。

履歴管理を電子データ化することで、多様な人事資料、統計資料等が作成可能となる。

学校人事課、教育事務所、県立学校全体として 632 人日/年、3 名相当の節減効果が見込まれる。

### 61 教育職と一般行政職の給与水準の比較について

教育職の給与水準について一般行政職と比較して優遇あるいは格差があるが、その見直しを行う時期に来ているのではないかと思われる。

(現状及び問題点)

県職員の平均給料月額等は群馬県報で公表されている。主なものは以下のとおりである。

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (各年度4月1日現在)

区分	一般行政職	公安職	小・中学校教育職	高等学校教育職
平成 17 年度群馬県				
平均給料月額	362,402 円	359,294 円	400,762 円	407,088 円
平均給与月額	428,044 円	472,178 円	442,833 円	458,818 円
平均年齢	42.11 歳	41.1 歳	43.0 歳	42.11 歳
平成 17 年度都道府県平均				
平均給料月額	359,070 円	357,546 円	397,698 円	406,191 円
平均給与月額	442,267 円	510,430 円	459,807 円	474,296 円
平均年齢	43.0 歳	41.3 歳	43.5 歳	43.7 歳
平成 18 年度群馬県				
平均給料月額	363,177 円	355,098 円	402,303 円	407,400 円
平均給与月額	427,752 円	464,059 円	445,339 円	460,204 円
平均年齢	43.4 歳	40.11 歳	43.6 歳	43.3 歳

注 1 平均給料月額とは職種ごとの職員の基本給であり本表では給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 平均給与月額は、平均給料月額及び職員手当(ただし、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く)の合計額であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされている。



## (2) 職員の初任給の状況 (各年度4月1日現在)(単位:円)

区 分		平成 17 年度		平成 18 年度	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一 般 行 政 職	大学卒	170,700	184,400	175,300	188,300
	高校卒	138,800	148,500	141,700	152,500
公 安 職	大学卒	195,600	210,300	200,400	215,000
	高校卒	163,300	177,400	168,200	183,100
小・中学校教育職	大学卒	191,100	205,000	195,600	210,000
	短大卒	168,700	187,700	170,400	188,800
高等学校教育職	大学卒	191,100	205,000	195,600	210,000
	短大卒	168,700	187,700	170,400	188,800

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(各年度4月1日現在)(単位:円)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
平成 17 年度				
一 般 行 政 職	大学卒	286,452	342,188	390,604
	高校卒	228,881	287,186	328,768
公 安 職	大学卒	313,571	369,885	411,668
	高校卒	260,975	321,678	363,568
小・中学校教育職	大学卒	315,470	367,761	396,646
	短大卒	273,450	338,233	383,647
高等学校教育職	大学卒	313,695	368,755	401,373
	短大卒	256,333	319,800	369,900
平成 18 年度				
一 般 行 政 職	大学卒	286,606	334,583	388,623
	高校卒	229,225	285,995	321,650
公 安 職	大学卒	297,675	367,485	411,216
	高校卒	261,439	314,506	376,545
小・中学校教育職	大学卒	310,680	366,142	395,561
	短大卒	283,350	338,783	372,496
高等学校教育職	大学卒	306,457	368,552	400,600
	短大卒	272,500	295,500	342,700

群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和31年条例第41号。以下「給与条例」という。)によって一般行政職、公安職、小・中学校教育職及び高等学校教育職につき給料

水準が異なっている。このうち高等学校教育職については、公安職、小・中学校教育職とともに一般行政職よりも高額な給与水準の設定になっている。これは「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(昭和 49 年法律第 2 号。以下「人確法」という。)が制定され、同法第 3 条では「義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。」と規定しており、各都道府県の人事委員会がこの法律を考慮して、教育職員の給料表を勧告しており、任命権者は、当該勧告に基づいて、条例で教育職員の給料表を定めているためである。

ところが、人確法が制定された当時と現在とでは社会的背景が異なり、また、昨今、国の財政再建が緊急の課題として取り上げられ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)が制定され、地方公務員の給与制度の見直しが求められるようになった。この中で上記「人確法」の廃止を含めた見直しを行う、としている。

注 群馬県公立学校職員の給与の概要については「第 4 資料編」4 - 12 頁参照。

(改善策)

県の教育職と一般行政職の給料表の格差については、今後、国でその取扱いを決定するので、群馬県としては、その結果を踏まえて適切に対応することが必要である。

(参考)

**簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律**

**(地方公務員の給与制度の見直し)**

**第 56 条** 地方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置、人事委員会の機能の強化その他の措置を講じ、民間給与の水準を的確に反映されるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとする。

3 政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずるものとする。

## 6.2 「教職調整額」について

「教職調整額」についてはその存在を含めて見直し検討が必要であるとする。

(現状及び問題点)

「教職調整額」は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)第3条の規定を受けて、給与条例第1条、群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条に基づき支給されるものである。支給対象は高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける教育職員のうち、職務の級が2級又は1級であるものである。

教員については、その職務と勤務態様の特殊性から時間外勤務手当の支給がなじまないため、労働基準法の割増賃金の規定を適用除外し、正規の勤務時間の内外を問わず、包括的に評価して支給する給料相当の性格を有する給与である。「教職調整額」は、給料に含まれるので給料を基礎として計算する諸手当や退職者の給与計算の基礎とされ、退職手当の基礎にもなる。昭和47年より制度化されている。

支給額は以下のとおりである。

支給額

$$\text{支給額} = \text{給料月額} \times 4/100$$

しかし、勤務の実態如何にかかわらず一律に支給することは業務に積極的にかかわっている教諭とそうでない教諭を同等に扱うことになり、かえって不公平である。

(改善策)

平成18年6月2日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が施行され、その中の第56条は地方公務員の給与制度の見直しが定められ、第2項は「地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとする」としている。「教職調整額」については、現在、国でその取扱いを検討しており、群馬県としては、国での見直しがなされた場合には、その結果を踏まえて適切に対応することが必要である。

## 6.3 平成17年度までの人事評価の問題点について

これまでの人事評価については、評価項目が少ない上に、評価が単純である。また勤務評定書では抽象的な表現が含まれているケースが散見される。またこの評価が給与等には反映されず、また評価対象者に開示されていない。

(現状及び問題点)

県教育委員会ではこれまでに高校の教職員について、人事評価自体は行っている。しかし現状の評価は評価項目が少ない上に、評価が3段階(良い、普通、悪い)で非常に

単純である。しかも学校長が1人で全員の教職員の人事評価を行っている。また総合評価については人事評価とは無関係と思われるような抽象的な表現が含まれているケースが散見される。

この人事評価は給与等には反映されず、また評価対象者には開示されていない。

(改善策)

人事評価制度を見直し、評価項目や評価方法等を改善する必要がある。また、人事評価は相対的な側面もあることから、抽象的な表現をしないこと、評価の根拠を明確にすること等検討することが望まれる。

さらに、人事評価の給与等への反映及び評価対象者に対する開示についても取り組みが求められる。また、外部有識者による人事評価システムづくりへの参画についても検討することが望まれる。

注 県教育委員会は平成18年度より県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の人事評価制度について全面的に見直しを行い、評価項目は増加して、単純な評価方法は改善されている。また、評価対象者に対する開示も行うこととしている。

#### 64 平成18年度からの人事評価と優秀教員表彰について

県教育委員会では毎年優秀教員表彰を行ってきた。これは各学校長の評価を基礎に優秀教員表彰審査会の選考を経て県教育委員会が決めるものである。ところが平成18年度より新しい人事評価制度がスタートしており、優秀教員の評価と新しい人事評価とが混在している。

(現状及び問題点)

県教育委員会では、これまで毎年優秀教員を各学校長の評価、推薦を基礎に、優秀教員表彰審査会で選考したのによって、優秀職員を決定し、表彰してきた。ところが平成18年度より新しい人事評価制度が実施されることとなり、この優秀教員表彰制度とは別の評価制度が存在することになっている。このままでは優秀な教員を評価する制度が並存する形になる。

(改善策)

新しい人事評価制度を基礎に客観的に優秀教員の表彰ができるよう改善されたい。また表彰がマンネリ化しないよう配慮することが望まれる。

## 高校教育課

高校教育課は公立学校（高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校）の経営についての指導、助言や設置、廃止に係る業務の担当課で、主な所管業務は以下のとおりである。

- (1) 県立学校の指導の充実と高校教育の振興
- (2) 特別支援教育の振興

### (監査の視点) 高校教育課の業務は適切に行われているか

#### 監査結果 指摘事項

##### 65 高等学校定時制課程修学奨励金の債権調書残高の不一致について

標記の奨励金の債権調書（管理簿）上の残高と実際残高の間に不一致があった。適正な残高の把握を徹底すべきである。

（現状及び問題点）

本奨励金の債権調書（管理簿）上の残高と実際残高の間に不一致があった。

「債権調書 群馬県高等学校定時制課程修学奨励金」の残高 2,004 千円に対して、個別明細である「平成 17 年度高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金一覧表」の補助金残高は 1,680 千円であった。個別検証の結果、1,680 千円が適正な実際残高であることが判明した。この差額 324 千円のうち、504 千円は消滅処理の失念によるものであることが判明したが、残りの 180 千円については、資料の残っている平成 13 年度以後では判明しなかった。

（改善策）

上記誤りは、これまでの記帳方法が、単年度の個別発生・消滅のみの計算に終わり、前期末残高に対する発生・消滅の結果及びあるべき残高との検証手続きが行われていなかったことに起因している。適正な残高の把握を徹底すべきである。

## 意見

### 66 高等学校定時制課程修学奨励金の運用面の見直しについて

標記の奨励金について、(1) 奨励金支給対象者の基準及び(2) 保証人の保証能力の審査について見直しが望まれる点があった。

#### (現状及び問題点)

##### (1) 奨励金支給対象者の基準の見直しの必要性について

「群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例」(昭和50年条例第1号。以下「貸与条例」という。)第1条によると、本奨励金の目的は、定時制課程への修学促進、教育機会の均等の保障にあり、貸与条例第2条では貸与条件として、経済的理由により著しく修学困難な者であってその所得が教育委員会規則で定める額以下の者であることが規定されている。

「群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則」(昭和50年教育委員会規則第1号)第3条第1号によれば、扶養親族なしの場合で、生徒の年間所得279万円(給与と所得のみの場合、給与総額は4,162,500円)以下の者まで対象になっており、この金額が高額のため、かなりの高所得者でも奨励金の対象になっていると思われる。

##### (2) 保証人の保証能力についての審査

貸与条例第4条により、教育委員会が適当と認める保証人2人を立てることが義務付けられているが、保証人の保証能力の審査はできていないのが実情である。

#### (改善策)

(1) 本奨励金貸与事業は平成16年度まで国庫補助を1/2受けて、実施されていた事業であり、「貸与条例」及び同条例施行規則は国の基準によって定めたものである。したがって、本奨励金貸与事業は全国同一基準で実施されている。よって、最低限、平成16年度から貸与を受け始めた生徒が卒業するまでは、貸与条件等の見直しは行わないことが妥当であると考え、それ以降は修学生の置かれている状況、平均的な給与水準等を考慮した条件・金額等の見直しが必要と思われる。

(2) 保証人の所得証明等、保証能力を判断できる資料を提出させるべきと思われる。

### 67 高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止について

高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止をより一層徹底するため、特定書面を交わすことが望ましい。

#### (現状及び問題点)

高校入試問題の印刷に関しては、従来から情報漏えい防止のため細心の注意を払っているが、情報漏えいの防止文書は、仕様書に1文努力義務規定を設けているのみである。

#### (改善策)

契約時点で、特定書面を交わすことが望ましい。

## 68 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について

一者随意契約理由として適当でないものがあった。

(現状及び問題点)

平成 17 年度「夢実現・進路プラン 学力向上授業改善事業」及び「ぐんま未来塾演習等業務」については一者随意契約が行われている。見積合せ省略理由は、「契約の相手方が該当するプログラムやツールを要する唯一の業者である」とあるが、唯一であるかどうかについての調査過程が明らかでない。

(改善策)

機会均等の保障の観点から、仕様を公開したうえで、可能な限り、見積合せか入札を実施することが望まれる。

## 69 高校改革・改編等の効果の測定、評価について

高校教育改革については、効率性、経済性の観点はあまり考慮されていないが、限りある教育資源を考慮すれば、行政コストの観点からの検討は重要なことと思われる。

(現状及び問題点)

少子化の時代を反映して、中学校卒業生数が平成 3 年度 33,859 人をピークに急減し、平成 17 年度 19,946 人と今後も減少が予想される。また、時代の急速な進展に伴い、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などにおいて多様化が一層進んでいる。これらに対応するため、高校教育改革を行う必要が生じてきた。

県教育委員会は、群馬県高校教育改革推進計画策定委員会より「21 世紀に求められる群馬の高校教育」(平成 13 年 9 月)の報告を受け、「高校教育改革基本方針」(平成 14 年 2 月)を決定し、その方針に基づいて、高校教育改革を行ってきた。

主なものは、高校の統廃合、新しいタイプの高校の設置等の高校の改編(総合学科高校、単位制高校、フレックススクール)、高校入学者選抜と通学学区の見直し、高校の男女共学化、中高一貫教育の導入等である。これらについて、平成 18 年度までを前期計画、平成 19 年度以降 3 年間の計画を中期計画と位置づけている。

これらの改革は生徒の学習・進路希望等、興味・関心、個性化等の多様化に対応し、魅力ある高校づくりにつながるが、従来の改革は、効率性、経済性の観点はあまり考慮されていなかった。例えば以下のような点で検討が必要となる。

新しいタイプの高校の設置等に伴う行政コスト増について

単位制や総合学科、フレックススクールの導入は、多様な選択科目に対応するための教員の増加を必要とし、生徒の個人別管理を行うためのコンピューターシステムが必要となるため歳出の増加をもたらす。また、選択可能な科目数が増加するため、1 教

室あたりの生徒数も大幅に減少することから生徒 1 人当りの行政コストも普通高校に比較して増加する一面がある。

#### 1 学年当りの適正規模を満たさない普通高校について

群馬県教育委員会が平成 14 年 2 月に策定、公表した「高校教育改革基本方針」では、高校の適正規模は、1 学年当り 4～8 学級とし、適正規模の維持が見込まれない学校は、統合を検討するとしている。

ところが、その基準以下の学校については、活性化協議会を設置し、高校及び自治体が協力して、高校の活性化策を講ずる、としている。これでは基本方針との整合性に疑問が持たれるが、地元自治体の理解と協力が不可欠であり、そのようになったとのことである。

上記の措置に対して一定の理解は得られるものの、その検討段階において効率性・経済性の観点からの分析を行うべきである。小規模学級の学校は共通費負担が多く、生徒 1 人当りの行政コストは普通規模の学校に比較して相当多額になると思われる。

#### (改善策)

高校教育改革については、効率性、経済性の観点はあまり考慮されていないが、教育費国庫負担の減少、地方分権化の進展、厳しい県予算の状況等、限りある教育資源を考慮すれば、行政コストの観点からの検討は重要なことと思われる。

群馬県の高校教育改革については、計画期間の半ばであり、今後重要な改革が計画されている。新しい取組や高校再編、統合等の改革が経済的・効果的に行われたかを算定し、その評価や反省点を今後の改革に生かしていくという観点は重要である。

そのためには、改革が生徒のニーズや時代の変化に合致していたのか、また当初の想定したものとの乖離状況や諸問題点、さらには改革の実施に伴う行政コストの負担増の評価等、改革による効果を正確に認識することが必要である。

このような分析・評価を今後の学校に対する指導、予算編成や改革計画にフィードバックし、経済的・効率的な高校教育改革を実施することが望まれる。



## **スポーツ健康課**

スポーツ健康課の所管業務の内、県立高校及び特殊教育学校に関するものは、以下のとおりである。

- (1) 学校における保健、安全、体育及び給食の計画・実施についての指導及び助言に関すること。
- (2) 学校保健審議会に関すること。
- (3) 児童及び生徒の保健・安全管理に関すること。
- (4) 学校環境衛生の管理指導に関すること。
- (5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (6) 学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食関係職員の研修に関すること。
- (7) 学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食についての表彰に関すること。
- (8) 学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食に係る関係機関又は団体に関すること。
- (9) 学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食に関する補助金に関すること。
- (10) 学校給食のための物資に関すること。
- (11) 学校給食の開設、廃止等の届出の受理に関すること。

## **(監査の視点) スポーツ健康課の業務は適切に行われているか**

### **意見**

#### **70 群馬県立学校児童生徒健康診断の業務委託について**

標記の定期健康診断業務については、随意契約で過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託しているが、競争原理が働いていないと思われるので契約方法の見直しをする必要がある。

また、健康診断の実施にあたっては、受診状況の取りまとめを行われたい。

#### **(現状及び問題点)**

この健診は、学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 6 条、学校保健法施行規則第 3 条に基づき実施するものであり、児童生徒の健康管理及び健康保持増進を図ることを目的として、すべての児童生徒について毎年 1 度行うことが定められている。この業務の実施状況は以下のとおりである。

#### **(1) 受診状況の把握について**

検査項目は学校保健法施行規則第 4 条に規定されているが、受診状況の取りまとめは行っていない。

下記資料は今回外部監査時に依頼して集計したものである。

健診項目	健診対象者数 ( A )	健診受診者数 ( B )	健診対象校数	受診率 ( B / A )
心 臓 検 診	13,909	13,751	80 校	98.86%
貧 血 検 査	6,367	6,138	79 校	96.40%
尿 検 査 : 一 般	40,086	39,228	72 校	97.86%
尿 検 査 : 特 殊	1,294	1,213	12 校	93.74%
結 核 検 診	13,909	13,384	77 校	96.23%

注 1 尿検査：特殊は特殊教育学校を対象にしたものである。

- ・ 未受診理由の主なもの
  - ア 遅刻、不登校、病欠欠席の場合
  - イ 健診時点で退学してしまっているが、健診対象者数として残っている場合(定時制に多い)。
  - ウ 特殊教育学校での尿検査は、検診機関に提出する名簿の全員が検診機関で尿検査を受けられるわけではない(病院での検査、または主治医による定期検査を含めて 100%受診)。
- ・ 例外・追加分...去年受けなかったが今年受ける場合、編入、帰国子女等
- ・ 未受診者については以下の対策を講じている。
  - ア 尿検査については、全学校に検尿の予備回収日を 2~3 回設定している。
  - イ 心臓健診・貧血検査については、全日程終了後に予備日を設けている(平成 17 年度は延べ 17 会場)。この際に、検尿の回収も行っている。
  - ウ 結核健診については、自校で受診できなかった場合、近隣の他校で受診できるほか、全日程終了後にスポーツ健康課から未受診者調査を行い、各地区の保健福祉事務所で受診できるよう、保健予防課を通じて調整している。
  - エ 心臓検診及び結核検診について、法定の受診年度に何らかの事情で受診できなかった生徒がいる場合、学校(養護教諭)が必要と認めてスポーツ健康課に相談があれば、翌年度に受診を認めている。
  - オ 児童生徒健康診断の日程終了後でも、その後に実施される教職員の健康診断時に受診が可能である場合、スポーツ健康課に相談があれば受診を認めている。
  - カ (各学校での対応策)未受診者には、何度も繰り返して提出を促すほか、提出時に持参しない生徒を保健室に集めてその場で採尿させたり、保護者面談の際に採尿容器を渡したり、夏休み前に容器を渡して病院で検査を受けるよう要請するなど、あらゆる機会を捉えて受診を勧めている。

(2) 業務委託の状況について

本契約に関しては、過去 15 年間同一の A 財団法人 1 者に委託している。

委託状況は下記のとおりである。

・過去3年度間の契約価格の推移

検診項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
心臓	2,000円	1,740円	1,740円
尿検査：一般	275円	250円	250円
尿検査：特殊	330円	300円	300円
貧血	480円	430円	430円
結核	注1	注1	545円

注1 結核検査については従来、保健福祉事務所で行っていたが、人員削減で6月30日までに実施することが不可能となり、平成17年度よりA財団法人で行っている。

・実際支払額の集計（平成17年度）

（単位：千円）

検診項目	健診人数	単価	支払額（税別）	消費税	支払額（税込）
心臓	13,751	1,740円	23,927	1,196	25,123
尿検査：一般	39,228	250円	9,807	490	10,297
尿検査：特殊	1,213	300円	364	18	382
貧血	6,138	430円	2,639	132	2,771
結核	13,478	545円	7,346	367	7,713
同戻入（注1）	94	545円	51	3	54
合計			44,032	2,200	46,232

注1 結核検査初年度で手慣れておらず、集計誤りが3件発生したため、返金した。

2 上記資料については業務完了報告書、実施報告書と突合し、平成17年6月30日までに完了していることを確認した。

過去15年間同一の財団法人1社に委託している状況は、競争原理が働いていないのではないと思われる。競争の確保及び経済性の観点から見て見直しが求められると思う。

以下、一者随意契約の理由を考察した。

一者随意契約の理由として主なものは 心臓及び腎臓疾患の両対策委員会から全校について検査機関を統一することが求められている、 学校保健法で健康診断の機関は6月末日までと定められており、それまでに検査を終了させるためには、全県域を効率的にカバーできる検査機関と契約することが必要である、の2点である。

これに対し、 検診機関は群馬県内だけでも相当数あり、上記条件を満たすものが他にないとは断言できない。受注機会均等の立場に立ち、進んで管理データの種類や内容を提供することにより、他の機関でも統一した効果的な管理は実施可能である

と思われる。また、健診の実施時期は6月30日までであるが、それは契約の時期を年度当初にするという問題であって、当該財団法人以外でも対応できるはずである。

また、予定単価の積算時の比較検討すべき単価として、医科診療報酬点数及び近隣の検査機関の単価が考えられるが、県は最新のデータを持っておらず、何年か前のものしか保存されていなかった。

(改善策)

現在受診者数、受診率、未受診理由の調査、取りまとめ等については実施していないが、学校保健法に定められた重要な健診であるので、受診状況の内容を把握・分析しておくことが望まれる。

委託状況については、過去15年間同一の財団法人1社に委託し、競争原理が働いていない状況は経済性の観点から懸念される。上記に掲げた随意契約の理由について内容を検討し、競争原理が働くように改善していく取り組みが求められる。

また、比較検討すべき単価として、最新の医科診療報酬点数及び近隣の検査機関の単価も参照し、チェックすることが求められる。

(参考)

**学校保健法第6条(児童、生徒、学生及び幼児の健康診断)**

学校においては、毎学年定期に、児童、生徒、学生(通信による教育を受ける学生を除く。)

又は幼児の健康診断を行わなければならない。

- 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童、生徒、学生又は幼児の健康診断を行うものとする。

**学校保健法施行規則第3条(時期)**

法第六条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。

## 71 群馬県立学校室内空気検査実施委託について

標記の室内空気検査業務については、過去3年間6者指名競争入札で契約しているが、予定価格の設定に見直しをすべき点が見受けられた。

(現状及び問題点)

平成14年2月に「学校環境衛生の基準」(平成4年6月23日文部省体育局長裁定)が改訂され、新たに教室等の室内空気中のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度を検査することとされたことを受け、県立学校の空気検査を平成15年度から実施している。

- ・平成15年度...全学校検査実施。基準値を超えた学校は相当あった。
- ・平成16年度...基準値を超えた教室等の検査。基準値の2分の1を超えた教室等の検査も併せて実施
- ・平成17年度...平成15年度の検査の結果、基準値の2分の1を超えた教室等の検査

3年度間の推移は以下のとおりである。

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
検査対象学校数	89(うち分校9)	44	34
教室数	409	136	73
外気	89	45	34
入札業者数	6	6	6
予定価格(A)	10,918千円	3,829千円	1,872千円
落札価格(B)	7,350千円	1,694千円	1,497千円
落札率(B/A)	67.3%	44.2%	79.9%
落札者	(株)G社	同左	同左

この内容に関し、事業実施伺い、予算額調書(支出負担行為)、競争入札調書及び委託契約書等を各々吟味し、担当者に質問した結果非違は認められなかった。

ただし、平成 17 年度は平成 16 年度より検査数量(検査対象学校数、教室数及び外気)が減少しているのに予定価格は 1,872 千円であり、平成 16 年度の落札価格 1,694 千円より 10%以上高額になっている。積算内容を見ると平成 16 年度の予定単価と同額のものが多く、平成 16 年度の競争入札の効果が活かされていないと思われる。

(改善策)

平成 17 年度の落札価格は結果として平成 16 年度よりも下落したが、予定価格の設定については前年度契約価格を参考にする等改善の余地があると思われる。

(参考)

「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(平成 14 年 2 月 5 日文科科学省スポーツ・青少年局長通知)

第 1 章 定期環境衛生検査(教室等の空気)における改訂内容(抜粋)

1 「2. 検査回数」について

新たに「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」についての検査を、「毎学年 1 回定期に行う」こととし、検査の結果「著しく低濃度の場合は、次回からの測定は省略できる」こととしたこと。

## 7.2 群馬県立学校簡易水道検査実施委託について

標記の簡易水道検査業務については、一者随意契約で委託しており、見積書の徴収は省略しているが、原則どおり見積書は徴収する必要がある。

(現状及び問題点)

水道法(昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号)第 34 条の 2 第 2 項、水道法施行令第 2 条及び水道法施行規則第 56 条の定めにより、有効容量が 10 立米を超える受水槽を有する県立学校においては、水道施設の検査を年 1 回実施する必要がある。

検査機関については水道法第 34 条の 2 第 2 項により厚生労働大臣が定めているが、群馬県内の登録機関は 1 ヶ所だけであり（B 社団法人）、したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としている。

見積書については、事業の内容から委託先が特定の社団法人に限定され、予算編成時に委託先及び委託金額（平成 17 年度 1,341 千円）が決定されており、新たな政策的判断を必要としないので、県財務規則第 190 条第 3 項第 5 号に該当するとして見積徴収は省略している。

この内容に関し、関係法令、契約伺い書、請書及び簡易専用水道検査結果書等を各々吟味し、担当者に質問した結果非違は認められなかったが、見積書徴収の省略については、県財務規則第 190 条第 3 項第 5 号に該当するとは言い難いと思われる。

（改善策）

見積書省略の根拠は「委託金額は決定されている」事であるが、決定されているとは言い難いと思われるので、原則どおり見積書は徴収する必要がある。

注 平成 18 年度からは出納局指導により徴収している。

（参考）

**水道法第 34 条の 2(簡易専用水道)**

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

**水道法施行令第 2 条(簡易専用水道の適用除外の基準)**

法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

**水道法施行規則第 56 条(検査)**

法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

### 7.3 学校給食の外部委託について

学校給食業務の外部委託について改善すべき点があると思われる。

（現状及び問題点）

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）、学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）、夜間定時制高校における給食事業の運用（改訂前・後）及び夜間課程を置く高等学校における夜食費補助金交付要綱（平成 8 年群馬県教育委員会教育長決裁）の定めにより、以下のとおり県立学校の給食事業を実施している。

## (1) 学校給食の内容(特殊教育学校)

特殊教育学校について、高校は全日制なので基本的に給食制度はない。これは学校給食法第3条で給食は義務教育諸学校がその対象となっているためである。

したがって県立高等養護学校4校(前橋、高崎、太田、赤城)について給食制度はない。ただし、赤城養護学校については小・中学部があり、それらは付属している病院の病院食を支給している。

その他の学校については、それぞれ小・中学部に給食制度があるので、便宜上高校の部でも併せて給食を実施している(8校...盲学校、聾学校、みやま養護学校、あさひ養護学校、榛名養護学校、二葉養護学校、二葉高等養護学校、渡良瀬養護学校)。

これらは「完全給食」(注)である。

注 完全給食...給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む)、ミルク及びおかずである給食をいう。

## (2) 給食業務の外部委託について

群馬県の特殊教育学校のうち8校で完全給食を実施しており、榛名養護学校の沼田分校(沼田市教育委員会に外部委託)以外は全て各学校で調理して昼食及び寄宿舍における朝食・夕食を給食として供与している。

今回包括外部監査で監査実施校とした榛名養護学校で、この調理に関する職員人件費のコスト計算について以下の試算をした(数値は平成17年度のもの)。

- ・ 給食の調理等に係る職員(7名)の人件費支給額年度計...35,245,489円(A)
- ・ 一年間に想定される食数...82,838食(B)
- ・ 一食当りの単価...425.47円(A÷B)

(注)この金額は人件費のみの集計であり、役務費、光熱水費、備品費及び施設費等の県負担になっている項目は便宜上計算を省略してある。

一方、榛名養護学校沼田分校では、給食業務を沼田市教育委員会に外部委託している。この外部委託契約を結ぶ際の予定価格積算時の一食当たりの単価は217.81円であり、本校における一食当たりの単価を大幅に下回っている。

《給食費コスト425.47円 - 外部委託単価217.81円 = 207.66円(一食当たりの単価)》

上記の結果、県の職員による給食の調理コストは民間のそれに比し明らかに高額であると思われる

## (改善策)

給食業務の効率化を図るために外部への業務委託を検討する必要がある。

**(参考)**

**学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者の任務)**

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

**夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第3条(設置者の任務)**

夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならない。



## 群馬県総合教育センター

群馬県総合教育センター（以下教育センターという。）は、県立学校及び市町村立学校の教職員研修の中核的機関として、教職員の資質の向上を目指し、研修・研究、教育相談、教育情報の整備・発信の各事業に取り組むとともに、附置機関である特別支援教育センターの各種事業を行っている。これらの業務は今後ますます重要性が増し、監査する必要があると思われたので今回の包括外部監査の対象とした。

教育センターの所管業務は、以下のとおりである。

- (1) 教育関係職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修についての総合的な調整に関すること。
- (3) 教育に関する重要な事項及び専門的技術的事項についての調査研究及び指導助言に関すること。
- (4) 教育相談に関すること。
- (5) 障害児の就学相談に関すること。
- (6) 教育に関する資料の収集、作成、提供及び活用に関すること。

なお、「特別支援教育センター」を併設しており、特別支援教育に関する研修、調査研究、相談等も所掌している。

## 教育センターの概要について

### 1 沿革

昭和 42 年 4 月 群馬県教育センター設置（前橋市）

平成 6 年 1 月 群馬県総合教育センター開所（伊勢崎市）

### 2 施設の概要（平成 18 年 3 月 31 日現在）

#### 土地の概要

（単位：千円）

現況	登記面積（㎡）	実測面積（㎡）	取得年月日	取得価額
宅地	32,922	32,922	平成 9.3.10	2,982,366

#### 建物の概要

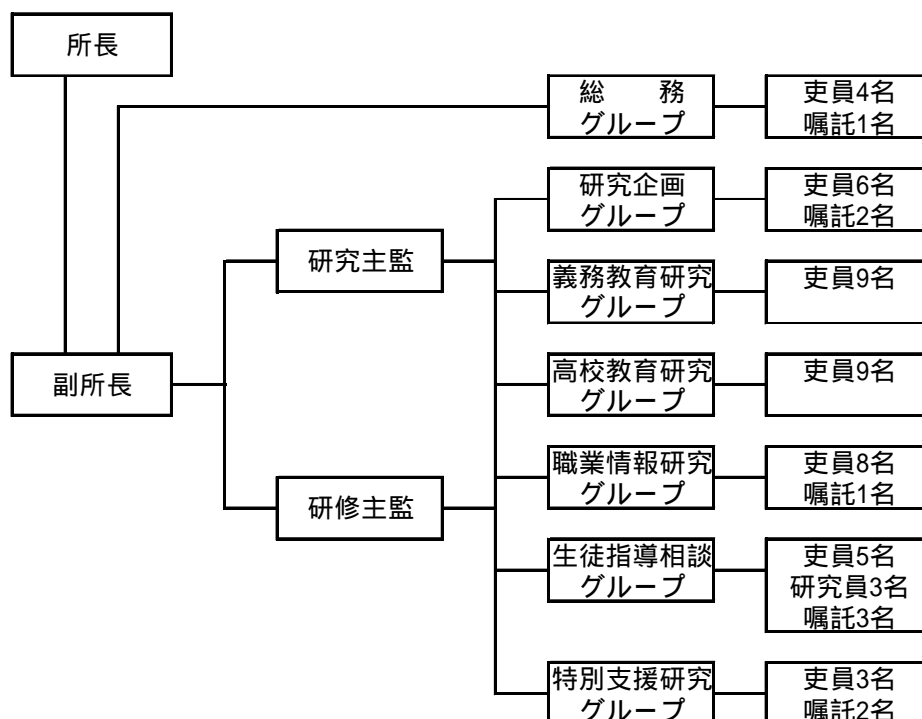
（単位：千円）

名称	建築面積（㎡）	延べ床面積（㎡）	取得年月日	取得価額
本館・講堂	2,734	15,074	平成 5.8.31	4,511,739
宿泊棟	528	2,068	平成 5.9.17	636,645
体育研修棟	1,748	2,444	平成 6.1.31	660,734
器具庫	12	12	平成 6.3.15	5,871
温室	25	25	平成 6.3.15	8,755
自転車置場	24	24	平成 6.3.15	8,755
合計	5,074	19,649		5,832,500

### 3 組織・職員

平成 6 年	69 人
平成 7～15 年	65 人
平成 16 年	61 人
平成 17 年	58 人
平成 18 年	55 人

組織図：平成 18 年 4 月 1 日～



### 4 教育センター改革の内容

平成 17 年 4 月 群馬県総合教育センター改革検討委員会の設置

構成員：所長、副所長、研修部長、情報相談部長、各 G L

個別テーマ検討会（所長・副所長・部長：オブザーバー）… 7 テーマ

平成 17 年 4 月～ 改革の実行

教育センターでは、本県教育のシンクタンクとしての機能をさらに強化し、教職員はもとより、児童生徒、保護者、県民にとって、一層役に立つ教育センターを構築するための抜本的な改革を推進してきた。教育センターでは、著しい社会の

変化や新たな教育問題・内容に対応した教育を推進するため、調査研究や研修講座企画運営、教育情報の提供等を行っている。

平成 18 年 4 月

センター組織の再編成...センター改革を実効性のあるものにするため、今まで以上に迅速な意思決定のできる機動的な組織に再編成した。

主監制の導入

横断的業務の推進

グループの再編

職員の意識改革の徹底

## 5 事業概要

- (1) 課題調査研究...教育の今日的課題、群馬県の教育課題等の解決に向けた調査研究を推進し、本県の教育力の向上を図る。
- (2) 研修講座...ぐんま教職員ステージアップシステムの定着を目指し、本県教職員のより一層の資質能力の向上を図る。研修の成果を児童生徒、保護者、県民に還元するよう努める。
- (3) 教育研修員育成...研修員制度を見直し、教育課題解決及び学校現場により役立つ教育研修員制度の再構築。
- (4) 学校教育活動支援  
カリキュラムセンターの運営...教育活動全般(特色ある学校づくり、授業改善等)に係る支援、教育に関する情報(図書、資料等)の収集、閲覧及び提供  
  
子ども教育支援センターの運営...いじめや不登校等の教育にかかわる相談と子どもの発達に関する相談の総合窓口。
- (5) 教育情報提供...「ぐんま教育フェスタ」の開催、21世紀ぐんま教育賞、教育研究情報誌「ぐんまの教育」その他の刊行及びセンターWebページ、メールマガジン等により教育情報を提供。

## (監査の視点) 教育センターの業務は適切に行われているか

### 監査結果 指摘事項

#### 74 講師等への謝礼の一者随意契約について

随意契約の見積合せ省略理由の記載がないものがあった。

##### (現状及び問題点)

報償費について、講師等への謝礼のうち、予定価格が10万円以上の契約であるにもかかわらず支出伺い等で見積合せ省略の理由が明記されていない以下のものが検出された。

##### (1) 教頭研修

- ・ 内 容：平成17年度「小学校教頭研修 - 組織の活性化を図るコーチング - 」及び「中・高・特教頭研修 - 組織の活性化を図るコーチング - 」の講師等報償(県単)
- ・ 金 額：452千円

##### (2) 校長研修

- ・ 内 容：平成17年度「小学校校長研修 - 組織マネジメント(実践編) - 」の講師等報償(県単)
- ・ 金 額：194千円

随意契約の場合でも、県財務規則第190条により見積合せをすることが求められており、見積合せを省略する場合には、その理由を明示する必要がある。

##### (改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく3者以上の者から見積書を徴さなければならないとされており、上限額が定められ予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当たってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうかを配慮する必要がある。

特に一者随意契約は県財務規則第190条第1項第2号で認められているが、例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、教育センター運営の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要であることを再確認し、適切に対応されたい。

## 75 備品の現品確認について

備品の現品確認は、県財務規則第 231 条に規定されており、規定に従い実施すべきである。

### (現状及び問題点)

県財務規則第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない。」としている。

同条に規定されている手続は、物品の記録と現物を照合し、確認するという実在性に関する手続と、必要がなくなった物品についての管理換又は不用の決議といった必要性に関する手続の両方を要請している。

この規定にしたがって、教育センターでは、毎年 8 月中に現品確認を実施しているとのことである。具体的には備品一覧表をプリントアウトし、供用者毎に該当する部分を渡して現品を確認する方法である。

しかし、供用者が実施した現品確認の結果の回収は完全ではなく、不明資産の調査やシールの貼付状況の調査、必要がなくなった物品の状況の調査も行われていない。また、物品管理者への報告も行われていなかった。

したがって、教育センターが実施した手続は、実在性の確認が網羅的ではなく、必要性に関する手続が実施されていないこととなる。

### (改善策)

備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

そのため、備品の現品確認を実施するに当たっては、事前にその実施方法、実施時期、実施手続、実施時の物品の取扱い、結果の報告方法等の説明を十分に行い、確認洩れや二重確認等が行われないようにする必要がある。

また、事後的には現品確認を行った結果について、物品管理担当者は不用品、廃棄すべき備品、シールの貼付洩れの状況等を集計し、物品管理責任者に報告する必要がある。物品管理責任者は補足処理の指示を出し、物品管理担当者は補足処理をすることとなる。これらの一連の作業を通じて現品確認の作業が終了することとなる。

## 76 薬品の管理状況について

教育センターは、毒物・劇物に指定されている薬品を取り扱っていることから、適正な保管管理を徹底すべきである。

### (現状及び問題点)

薬品については、薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号。以下「毒劇法」という）及び農薬取締法（昭和23年法律第82号）により、適正使用と管理が求められている。また、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成10年7月30日群馬県保健福祉部長通知）により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

薬品の管理状況について確認したところ以下の問題点があった。

- (1) 日常の管理や現品確認の方法について教育センター内部の規定が作成されていない。
- (2) 薬品一覧表が作成され、受払いはコンピューター上で管理しているが、現物照合は平成17年3月以降前任者が行って以来実施した形跡がない。
- (3) 金属製の薬品保管庫が2台あるが、1台は利用されておらずガラス戸棚の保管庫で保管している。
- (4) 取得後相当期間経過した薬品が保管されている。今後研究・研修で必要になるため保管しているとのことである。校内研修を支援する出前講座等を随時行っているため指示薬等を複数用意しておく必要があるとのことだが、使用頻度の低い薬品を含めて、多くの薬品を保管することはそれだけ事故の発生率も高くなる。

### (改善策)

薬品の危険性にかんがみ、関係法規に従い適正な保管管理を徹底すべきである。

## 意見

### 77 教育課題調査研究の成果の普及について

教育センターは教育に関する調査研究を主要業務としているが、その成果を各学校等に広めるように努めることが望まれる。

(現状及び問題点)

教育課題調査研究については以下の3項目につき重点的に取り組んでいる。

(1) 調査研究内容の焦点化

研究分野	研究項目	責任者	指導主事	長期研修員
教職員の資質向上	・教職員の資質向上	1名	8名	2名
学習指導	・児童生徒の学力向上	2名	7名	3名
	・指導方法の改善	1名	7名	5名
	・総合的な学習の時間の充実	1名	5名	1名
	・小学校英語活動	2名	5名	2名
生徒指導	・積極的な生徒指導	1名	6名	2名
	・教育相談、発達相談の実践	2名	5名	3名
進路指導	・キャリア教育の充実	1名	8名	2名
	・進路実現支援	1名	7名	1名
組織マネジメント	・学校経営の在り方	2名	6名	4名
地域連携	・地域の施設や人材の活用	1名	8名	1名

- ・ 人数については重複して担当しているものがある。
- ・ 組織横断的なプロジェクトチームを組織し、総合的な調査研究を行う。
- ・ 指導主事と長期研修員による共同研究を推進し、調査研究の効率化を図る。

(2) 児童生徒学力向上調査研究

児童生徒質問紙調査、児童生徒学力診断テスト及び学校調査等を行っており、指導方法改善、授業改善及び研修講座への活用を図っている。

(3) 群馬大学との連携による共同研究(「教育改革・群馬プロジェクト」)

平成16年度から開始した。平成18年3月には共同研究中間報告書を発行している。

調査研究に関しては、特に教育センター改革の主要テーマであり、平成18年度より改革方針に基づき実施されているが、調査研究の成果の普及に関する取り組みは十分ではないと思われる。

(改善策)

調査研究に伴う成果を各学校等に広めるように努めることが望まれる。

## 78 研修の充実について

初任者研修等に関して国庫補助制度が終了し、県単事業になったことから、講座数、研修日数等の減少は避けられないと思われる。研修の重要性を考えたとき、今まで以上に研修目的を明確にし、重点化や効率化に努めなければならない。

(現状及び問題点)

教育公務員は絶えず研究と修養に努めなければならないとされ、自ら主体的に研鑽を積むことが強く求められている。教育センターにおける研修の概要は以下のとおりである。

(1) 研修講座の内容(平成18年度研修基本計画による)

研修講座名	内 容
初任者・経験者研修	初任、5年、10年、15年、20年と教職員の経験年数に応じ、教職員のライフステージの節目において該当者全員を指定して実施。
指定研修	教育課題の解決に向けて、教職員の職能成長、指導力の向上を図るため、職務・経験年数に応じた該当対象者が全員受講する研修として実施。
希望研修	教職員の教科・領域等の専門性や実践力を高めるため、希望者を対象として実施。
オープン研修	教職員のニーズの多様化に対応し、主体的な研修参加の意欲に応えるため、希望者(教職員以外も含む)を対象として実施。
サポートセミナー	自主的、主体的な研修活動を支援するために、土・日曜や平日時間外などに、センターの施設を使用して研修の機会を提供。
県民教室	県民に教育センターの施設を開放することを重視した内容とし、「県民の日」関連事業として実施。

(2) 研修事業の推移

区 分	平成15年度	16年度	17年度	18年度(計画)
講座数	169	147	130	120
研修日数	627	561	527	492
受講者数	8,594	8,535	7,331	7,620
(内:高校)	(1,203)	(1,580)	(1,321)	
延べ受講者数	36,668	28,385	24,751	28,158
(内:高校)	(8,716)	(7,443)	(6,707)	

- ・ 全体的に予算削減により減少傾向にある。
- ・ そのため、研修内容を見直し、重点化を図っている。
- ・ また、参加する教職員のため学校現場への配慮も行っている。
- ・ これらにより講座数、研修日数とも減少しているが、希望研修から指定研修へシフトするなど内容の工夫をしている。



### (3) 国庫補助の状況

平成 16 年度までは初任者及び 10 年経験者研修等には国庫補助制度(1/2 補助)があったが、平成 17 年度より廃止され、県単事業となった。

### (4) 研修実施時期の集中について

夏季休業を中心とする長期休業期間に集中しており、2月3月の年度末時期は少ない。そのために、夏季は施設の収容定員一杯であり、年度末には未使用施設が多くなってしまう。

### (5) 研修の一元化と各市町村教育委員会との対応

教育委員会事務局各課や各市町村教育委員会や同教育研究所が独自に実施する研修が質的にも量的にも充実してきており、センター研修と重複や競合する場面も生じてきている。今後、市町村合併によって管理下学校数が増えた自治体の教育委員会と、合併しない自治体の教育委員会それぞれの置かれた状況等を踏まえた対応が必要となってきた。

### (改善策)

国庫補助制度が終了し、県単事業になったことから、引き続き厳しい財政状況が予想され、講座数、研修日数等の減少は避けられないと思われる。研修の重要性を考えたとき、今まで以上に研修目的を明確にし、重点化や効率化に努めなければならない。

夏季休業研修を中心とする長期休業期間に集中している研修については、改善を図り、実施時期、内容等の再検討を行う必要がある。稼働の低い時期(2、3月)の有効利用のためには現在実施している会議可能なスペースとしての活用方策の拡大も検討されたい。

また、研修の立案・運営に当たっては、県内各大学や研究機関等及び研修機関との連携を図り、各市町村教育委員会との対応も重複や競合を避け、きめ細かに行う必要がある。

## 79 個人別研修評価について

個人別研修評価と研修状況の把握及び指導は、今後の課題として取り組むことが望まれる。

### (現状及び問題点)

昨今全国的には、各種専門家の自己研修制度が導入されており、個人別に履修単位の義務を課している団体が増えてきた。国が導入を検討している教員免許更新制度も視野に入れ、教職員についてもその専門的能力や教育者としての質の維持、研鑽等は欠かせないものになっているといえる。国庫補助が廃止され各自治体にその分野の業務が委ねられる様になった今日、重点的・効率的に業務を進める一方で、各教職員の個人別研修評価と研修履行状況の把握・管理についてもその重要性が増している。

研修の受講状況（受講回数、研修日数等）に関する個人別または学校別のデータ管理は特に行われていないが、「研修講座運営管理システム」によって個人別データ等は把握されており、教職員番号検索で各教職員の研修履歴等は検索可能である。

しかし、毎年的人事異動の際、学校人事課から異動データを入手した後に受講者データを入力するため、入力完了は5月中旬になり、受講者管理に支障をきたしているのが現状であり、「研修講座運営管理システム」が十分活用できていない。

(改善策)

教育者としての自己研修、専門的能力の向上が求められている中、個人別研修評価と研修状況の把握及び指導は今後の課題として取り組む必要があり、義務履修単位の設定等についても検討することが望まれる。

## 80 教育研修員育成事業に係る課題について

教育研修員育成事業によって指導力の向上を図ることが期待される。また、指導力向上研修につき検討すべき点が見受けられた。

(現状及び問題点)

### (1) 教育研修員育成事業

本事業は、本県教育課題の解決に向けた指導主事と研修員による共同研究や授業改善に向けた研修を通じ、教育課題及び学校現場の活性化に貢献することをねらいとしており、以下の制度がある。

長期研修員制度...1年間、学校を離れ、教育センターで研究活動を行う。

平成17年度では、40名を受け入れた（平成18年度38名）。

この研修では、各学校や地域における研修・研究の推進者としての資質の向上を図るとともに、全県的な視野に立った教育課題の解決のための研修・研究を行う。

平成18年度38名の内訳

- ・ 共同研究プロジェクト（平成18年度より）...25名
- ・ 自主テーマ研究（従来より）...13名

籍は学校に置いたまま（置籍）で、サービス管理は教育センターによる。申込は本人の希望及び校長の推薦による。主にリーダー育成を目途としている。

特別研修員制度...研修期間は1年間、研修日は年間25日、原則木曜日。

特別研修員制度は、主に研修効果を教育現場に波及するねらいがある。

平成18年度121名の内訳

- ・ 授業改善に視点をあてた講義、授業参観及び授業実践...81名
- ・ 自主テーマ研究...40名

## 長期・特別研修員の人数推移

年度	長期研修員		特別研修員		合計
平成 13 年度	38		138		176
平成 14 年度	38		135		173
平成 15 年度	40		137		177
平成 16 年度	40		135		175
平成 17 年度	40		134		174
平成 18 年度					159
	25	13	81	40	
合計	234		800		1,034

平成 17 年度長期研修員 40 名、特別研修員 134 名は、全国でも上位に相当する人数である（注）。

注 平成 17 年 9 月、全国教育研究所連盟の都道府県・指定都市立機関に照会・調査。

「平成 17 年度都道府県指定都市教育センター要覧」も参照。

上記研修事業については、学校現場で実績を挙げ、将来教員集団をリードしていくことが期待される教員が選考を経て研修を受けているが、それ以外の教員にもこのような研修の機会を与える必要があると思われる。

## (2) 指導力向上研修事業

学習指導や生徒指導、児童生徒や保護者への対応等に課題を有する教員に対する研修で、平成 16 年度より実施している。平成 17 年度は義務教育教員 1 名、県立学校教員 1 名が対象者であった。

研修員個々の実態に応じ、課題解決に向けた研修を実施しているが、市町村教育委員会・所属校職員等への研修制度の周知徹底が十分とはいえないと思われる。

注 研修対象者は 1 年間学校現場を離れて教育センターで集中して研修を受けるが、その間給与は通常通り支払われる。ただし、勤勉手当の一部減額措置を実施することが決定されており、平成 18 年 12 月期から段階的に適用し、平成 19 年度から完全実施することとなっている。

## (改善策)

(1) 教育研修員研修は、将来教員集団をリードしていくことが期待される教員を対象としているが、より一層指導力をつけたい教員を対象とした研修も実施し、指導力の底上げを図る必要がある。

(2) 指導力向上研修について、制度の内容を充実する意味からも市町村教育委員会・所属校職員等への周知徹底を図る必要がある。

## 81 学校教育活動支援事業について

カリキュラムセンター、子ども教育支援センターともに今後重要性が増すと思われるので業務の効率化が求められる。そのためには窓口業務・資料検索・運用管理等の効率化のための電子化を進めることが必要である。

### (現状及び問題点)

学校教育は、急速な社会の変化の中で様々な課題が山積している。その問題や課題の解決を目指し、学校教育活動への支援を行うとともに、児童生徒・保護者等の要望に応えられる支援を目指して、2つの窓口を開設している。

#### (1) カリキュラムセンター

- ・ 校内研修等の支援（研修会等への講師派遣、出前講座の実施等）
- ・ 図書館機能...教育関係図書(22,749冊)、教育研究紀要・教育関係研究報告書等(48,271冊)、新聞(4紙)、教育関係雑誌(寄贈を含め62タイトル)等の閲覧及び貸出
- ・ 教育関係資料(指導案、ワークシート、年間指導計画、シラバス、学校要覧等)の閲覧及び提供
- ・ 人権教育啓発ビデオ、エル・ネット録画ビデオの視聴及び貸出
- ・ 市販教育用ソフトウェア(207種類)の試用、教育研修員作成ソフト(611本)の試用及び提供...利用可能パソコン5台、平成17年度提供数144本

カリキュラムセンターの利用状況は、「支援集計表(共有電子ファイル)」で管理しており、所内ネットワークを通して全所員が情報を共有している。

また、教育関係図書の管理は電算化され、効率的に検索、貸出ができるようになっている。

しかし、教育研究紀要、教育関係研究報告書及び教育関係資料(指導案、ワークシート、年間指導計画、シラバス、学校要覧等)は一部しかデータベース化されていないため、利用は来所する場合に限られてしまう。

利便性を向上させるため、水・金曜日の時間延長、第2・4土曜日開所(午前)を行っている。

#### (2) 子ども教育支援センター

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している今日、犯罪行為や暴行に代表される問題行動の増加が懸念されている。また、不登校やいじめ等の適応上の課題や学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等の発達上の課題を抱えた子どもたちと保護者からの相談が増加している。そのため支援センターの機能を強化すべく、以下の対策を実施している。

- ・ いじめや不登校等の教育に係る相談と子どもの発達に関する相談の総合窓口
- ・ 水・金曜日の時間延長、第2・4土曜日開所(午前)
- ・ 訪問相談...不登校等の教育にかかわる相談の指導員2名追加(新規)

- ・ 相談記録等...個々のカード、相談事例集計あり（毎月）
- ・ 関係機関連携...学校、児童相談所、精神医療センター、こころの健康センター、市町村の適応指導教室との連携
- ・ 広報...各学校にいじめ電話相談カード（30万5千枚）・リーフレット配付、県内各機関に発達相談便り配付、webページに掲載
- ・ 市町村との関係...市町村にも教育研究所、相談窓口がある。また研修については支援協力している。教育指導者の育成、連携もある。
- ・ 発達相談について...センターに来所できないケース、遠隔地等については訪問相談を実施。幼稚園・保育所については要請によりアドバイスを実施。

相談事例についてはデータベース化されておらず、貴重な資料の効率的利活用が十分に行われていないと思われる。

#### （改善策）

##### （1）カリキュラムセンター

教職員が多忙感をもっている中、学校現場の教職員を支援するために、より利便性を向上させる施策を行うことが求められる。特に、窓口業務・資料検索・運用管理等の電子化をさらに進め、効率化することが必要である。

具体的には教育関係資料（教育研究紀要・報告書、指導案、シラバス、ワークシート、年間指導計画、学校要覧等）を電子化及びデータベース化し、webページの充実を図り学校現場で効率的に利用（検索、閲覧等）できるような環境を整備することが望まれる。

注 教育センターではその作業を平成19年度目標に行う予定である。

##### （2）子ども教育支援センター

カリキュラムセンターの場合と同様に相談事例のデータベース化及びwebページの充実等によって利便性を向上させる施策を行うことが求められる。

また、関係機関相互のネットワークづくりをさらに進めて、相談活動の充実と相談関係者の資質及び技能の向上を図ることが求められる。

特に発達上の障害を持った子どもに関しては、相談する方法もわからない保護者も多く、社会的問題として取り上げられるようになった状況下、群馬県の教育相談の中心的な役割を担う教育センターは、広報活動をより拡大し、一人でも多く課題を持つ子どもの力になれるよう努めることが望まれる。

## 8.2 備品管理における一式管理について

個々に利用し、管理すべき備品が備品管理台帳上、一式管理されている。

### (現状及び問題点)

重要物品について現品確認をしたところ、システムの一部であるが、個々に利用し、個々に管理すべき備品が備品管理台帳上一式管理されているものもあることが判明した。

備品管理台帳上一式管理されていて 10,000 千円以上の備品は以下のとおりである。

備品番号	備品名称	取得年月日	取得価格(千円)
H11-14821	視聴覚機器システム	H5.10.29	245,140
H11-14826	メカトロ実習パソコン一式	H5.10.29	13,288
H11-16362	F Aシステム一式	H6.2.14	66,538
H11-17486	トレーニング器具一式	H6.3.31	20,085

多くは購入後、備品管理台帳登録時に個々の備品価格を算定するのが困難なために契約価格でシステム全体を一式と登録したことによる結果である。

一式管理による弊害は以下の点にある。

まず、現品確認作業が困難になることである。現品確認は県財務規則第 231 条に基き年に 1 回実施しなければならないが、このとき一式管理されているものの実在性がすべて確認されているのか立証することが困難である。備品整理票も複数ある備品の中の一つしか貼付していない。実際、監査人が現品確認した際も一式管理されているものがすべて揃っているのか否か、またどれがどれに該当するのかわかりにくいものもあった。

次に備品が一式管理されているため、個々の備品が壊れたり紛失したりした際、あるいは個々の備品の仕様が古くなったような場合に、個々に不用の決定及び廃棄の決定ができないことである。備品番号は一つしかないのであるから、全体として不用の決定及び廃棄の決定をしなければ備品管理台帳から削除することはできない。そのため一式管理されている備品の一部を個別に補充するということができない。

### (改善策)

備品管理台帳へは、契約ごとに一式に登録するのではなく、個々の備品の利用目的に沿って登録する必要がある。それにより備品整理票は利用目的に沿った本来の一式の備品に貼付されることになるため、現品確認がしやすくなり、備品の管理は明確になる。

### 83 備品を調達するにあたってリース等の方法の検討について

コンピューターを調達するにあたって購入契約とリース契約による場合があるが、取得方法について比較検討する一定の基準を示すことが必要である。

(現状及び問題点)

教育センターは、6階のパソコン室(本体37台・契約期間4年・契約金額8,668千円)及び3階事務室(本体51台・契約期間5年・契約金額9,065千円)のパソコンについてそれぞれ平成17年8月1日より長期のリース契約を締結した。リース契約に至った経緯は、教育委員会の予算編成時の方針ということである。

このことに関し、リース契約の場合、購入契約の場合よりも単年度予算の影響度が少なく、予算状況が厳しい折には導入しやすいという側面がある反面、経済計算的には割高になる面もあると思われるが、今回の契約に関しての比較検討内容を確認できなかった。

(改善策)

コンピューターの取得方法につき購入契約とリース契約の選択について、緊急導入の必要性や経済性等を比較検討する一定の基準を示すことが必要である。

比較項目としては、リース料率、金利の動向、使用中のメンテナンス経費負担の状況及びコンピューター環境への対応の柔軟性(購入契約で長期使用しているとプログラムの変化に対応しきれなくなる可能性が増大する)等が考えられる。

### 84 宿泊棟施設の利用状況について

利用状況の低い宿泊棟があることから、今後の利活用に関する検討が必要である。

(現状及び問題点)

宿泊棟について利用状況を確認したところ以下のような状況であった。

年度	稼働日数	宿泊者数	延べ宿泊者数
平成15年度	21日	1,020人	1,335人
平成16年度	21日	446人	926人
平成17年度	20日	453人	960人

施設の収容定員は150人である(洋室2人室×60室=120人、和室10人室×3室=30人)。

年間最高稼働日数を200日とすると、その収容人数は30,000人である。宿泊研修は常時行われているわけではないが、諸事情を勘案しても利用率は低いといわざるを得ない。

現在開催されている宿泊研修としては、新規採用者研修・5年経験者研修・10年経験者研修等である。また平成17年度まで県の教育委員会学校人事課で行っていた新任校長・教頭研修等を平成18年度からは教育センター主催で実施することとしている。

建物は宿泊のみの利用目的で建設されているため、宿泊のないときには追加的な維持費は必要ではないとのことである。しかし平成6年に建築後10年以上が経過し雨漏りが発生しているため今後継続して使用するには修繕が必要となる。また、ボイラーは常時使用できるタイプのものではないため限られた時間内でしか入浴やシャワーの利用ができない。

宿泊研修は研修生から敬遠される傾向にあり、現在1年に十数回の開催である。また、宿泊研修の実施には、人件費の面から手当も必要になり今後も宿泊日数の増加は難しい状況にある。さらに、近隣にホテルがあり一泊程度であればそちらを利用することも可能である。

研修所が遠いため、前泊して研修に参加するという人は自家用車の保有率の増加等もあり平成17年度はわずかに3人だけであったとのことである。

上記のとおり宿泊棟の利用状況は芳しくなく、県民財産の有効活用の点から疑問である。

(改善策)

宿泊棟の低い稼働状況の中、今後、宿泊研修のあり方について検討が必要である。その上で宿泊棟を利用するのであれば、雨漏り等の修繕やボイラーの入換等も必要である。県民財産を有効に活用することを念頭において宿泊棟の利活用を検討されたい。

## 85 重要物品の利用状況について

教育センターは教職員の研修センターではあるが、その保有している備品は県民財産の一つであり有効利用されるよう努められたい。

(現状及び問題点)

教育センターは群馬県の教職員の研修センターであり、研修に必要な重要物品を保有しているがその稼働状況を把握していない。

今回外部監査時に利用状況を確認したところ、低稼働のものがあり、その内訳は以下のとおりであった。

備品番号	備品名称	取得年月日	取得価額 (千円)	使用状況 (平17年度)	備考
H11-14422	原子吸光分光光度計	H5.10.22	4,387	0回	他の学校にはないが試験研究機関にはある
H11-14423	赤外吸収分光光度計	H5.10.22	3,048	1回	同上
H11-14424	紫外線可視分光光度計	H5.10.22	1,084	0回	同上
H11-14425	液体クロマトグラフ	H5.10.22	5,333	0回	同上
H11-14426	ガスクロマトグラフ	H5.10.22	2,615	0回	同上
H11-14920	走査型電子顕微鏡	H5.11.26	8,085	月に3回程度	



備品番号	備品名称	取得年月日	取得価額 (千円)	使用状況 (平17年度)	備考
H11-16361	ロボット制御基礎学習システム	H6.2.14	7,055	0回	
H11-16362	F Aシステム一式	H6.2.14	66,538	0回	
H11-17486	トレーニング器具一式	H6.3.31	20,085	数回	教員が個人的に利用 することはある

教育センターは県の教職員のための研修施設であるから重要物品についてもある程度他の施設にはない高価なものも必要である。しかし、利用頻度の少ない高価なものについては、重要物品を購入するにあたってその必要性や導入効果が検討されたか疑問である。

(改善策)

重要物品の稼働状況の調査を適宜行い、低稼働のものは他の学校や試験研究機関等での利用も含めて、活用方法を見直すことが望まれる。

また、購入にあたっては、その必要性や導入効果等を十分検討する必要がある。

## 86 光熱水費節減について

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(現状及び問題点)

教育センターでは、需用費の節減のため電気、ガス、水道、コピー使用枚数につき、使用量、発生金額を月次推移表に集計、3年間比較して異常点のチェックをしている。また、特に電気料については契約電力と月次最大電力、使用料、基本料、使用量の比較をグラフ化して分析している。

その結果、利用のピークは毎年概ね夏休みであるが、平成16年の夏に最大電力が契約電力を大幅に超過し、以後契約電力が1年間シフトアップ(基本料金の月額が約16万円アップ)したことが判明した。平成17年の夏は節電に努めたことにより、契約電力は以前の状態に戻っている。

(改善策)

光熱水費の節減策として、職員も周知徹底し節電を心がけているが、夜間電力の利用、契約電力を上回ると警報が鳴る電気使用量警報システム(「デマンド監視装置」)の設置等有効な対策を検討されたい。

## 第 4

## 資 料 編



## 目 次

---

---

1	県立学校一覧.....	4 - 2
2	県立学校の学校数、学級数、生徒数及び教職員数等の推移.....	4 - 4
3	人件費の推移.....	4 - 9
4	公立高校教員の年齢構成の推移.....	4 - 11
5	群馬県公立学校職員（特に高等学校及び特殊教育諸学校）の給与について.....	4 - 12
6	指名競争入札の落札率の推移.....	4 - 21

## 1 県立学校一覧

## (1) 県立高等学校一覧(平成 18 年 3 月 31 日現在)

No	学校名	全日		定時		通信		合計	
		教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数
1	前橋高校	66	959					66	959
2	前橋南高校	54	715					54	715
3	前橋東高校	59	721					59	721
4	前橋西高校	56	707					56	707
5	前橋女子高校	63	964					63	964
6	勢多農林高校	78	694					78	694
7	前橋工業高校	93	805	25	99			118	904
8	前橋商業高校	75	956					75	956
9	前橋東商業高校	41	329					41	329
10	高崎高校	67	959			11	667	78	1,626
11	中央高校	56	757					56	757
12	高崎東高校	52	714					52	714
13	高崎女子高校	62	963					62	963
14	高崎工業高校	99	897	40	145			139	1,042
15	高崎商業高校	71	940	8	33			79	973
16	桐生高校	63	835					63	835
17	桐生南高校	39	478					39	478
18	桐生西高校	43	528					43	528
19	桐生女子高校	53	723			11	506	64	1,229
20	桐生工業高校	76	671	11	59			87	730
21	伊勢崎東高校	47	556					47	556
22	伊勢崎高校	24	320					24	320
23	伊勢崎清明高校	57	717					57	717
24	境高校	22	87					22	87
25	伊勢崎興陽高校	54	426					54	426
26	伊勢崎工業高校	74	698	13	99			87	797
27	伊勢崎商業高校	61	795					61	795
28	太田高校	58	836	7	56			65	892
29	太田東高校	52	717					52	717
30	太田女子高校	50	718					50	718
31	太田西女子高校	31	181					31	181
32	太田工業高校	65	585					65	585
33	新田暁高校	60	499					60	499
34	沼田高校	50	674	10	62			60	736
35	尾瀬高校	36	207					36	207
36	沼田女子高校	54	692					54	692
37	利根実業高校	70	516					70	516
38	館林高校	55	709	8	55			63	764
39	館林女子高校	52	718					52	718
40	渋川高校	50	680					50	680
41	渋川青翠高校	57	590					57	590
42	渋川女子高校	52	680					52	680
43	渋川工業高校	61	525	10	61			71	586
44	藤岡高校	29	243	10	46			39	289
45	藤岡中央高校	20	202					20	202
46	藤岡女子高校	29	212					29	212
47	藤岡北高校	50	450					50	450
48	藤岡工業高校	57	423					57	423
49	富岡高校	46	602	7	61			53	663
50	富岡東高校	42	548					42	548
51	富岡実業高校	53	478					53	478
52	安中高校	34	294	7	36			41	330
53	安中実業高校	51	322					51	322
54	榛名高校	33	263					33	263
55	高崎北高校	58	714					58	714
56	吉井高校	54	594					54	594
57	万場高校	30	158					30	158
58	下仁田高校	28	223					28	223
59	松井田高校	28	219					28	219
60	中之条高校	56	533					56	533

No	学校名	全日		定時		通信		合計	
		教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数
61	吾妻高校	44	482					44	482
62	長野原高校	33	174					33	174
63	孺恋高校	31	163					31	163
64	玉村高校	33	323					33	323
65	大間々高校	40	334					40	334
66	板倉高校	31	193					31	193
67	館林商工高校	65	597					65	597
68	邑楽高校	56	694					56	694
69	大泉高校	51	451					51	451
70	前橋清陵高校			50	471	12	712	62	1,183
71	太田フレックス高校			26	188	8	81	34	269
	合計	3,540	38,330	232	1,471	42	1,966	3,814	41,767

## (2) 特殊教育諸学校一覧(平成 18 年 3 月 31 日現在)

No	種類	学校名	教職員数	生徒数					
				幼	小	中	高	計	
1	盲	盲学校	77	2	13	8	31	54	
2	聾	聾学校	90	24	17	16	38	95	
3	養護	前橋高等養護学校	52	-	-	-	96	96	
4	養護	赤城養護学校	本校	52	-	6	9	12	27
			群馬中央総合病院		-	4	0	-	4
			藤岡総合病院分教		-	0	2	-	2
			富岡総合病院分教		-	1	2	-	3
			日赤分校	9	-	3	1	-	4
			桐生分校	8	-	5	1	-	6
			伊勢崎分校	9	-	3	1	-	4
			小児医療センター	9	-	2	4	-	6
		計	87	-	24	20	12	56	
5	養護	みやま養護学校	109	-	28	33	66	127	
6	養護	高崎養護学校	51	-	-	-	109	109	
7	養護	あさひ養護学校	95	-	46	33	33	112	
8	養護	太田高等養護学校	56	-	-	-	120	120	
9	養護	榛名養護学校	本校	112	-	40	34	73	147
			沼田分校	19	-	20	6	-	26
			計	131	-	60	40	73	173
10	養護	二葉養護学校	100	-	81	56	-	137	
11	養護	二葉高等養護学校	59	-	-	-	60	60	
12	養護	渡良瀬養護学校	本校	98	-	57	23	76	156
			しろがね分校	41	-	6	10	33	49
			計	139	-	63	33	109	205
		合計	1,046	26	332	239	747	1,344	

## 2 県立学校の学校数、学級数、生徒数及び教職員数等の推移

## (1) 学校数、学級数及び生徒数の推移

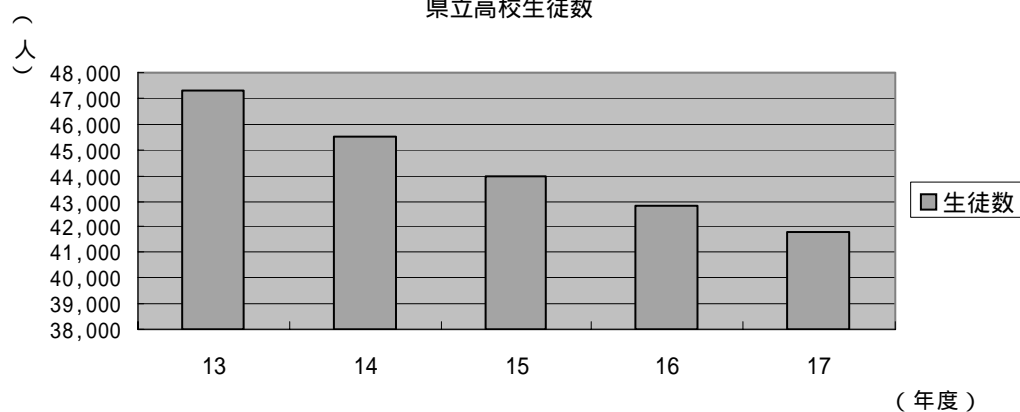
県立高校及び特殊教育諸学校の学校数等の過去5年間の推移は以下のとおりである。

県立高校

(各年度5月1日現在)

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
学校数					
全日制	67	67	67	67	69
定時制	15	14	13	13	14
通信制	3	3	3	3	4
学級数	(1,213)	(1,166)	(1,127)	(1,105)	(1,082)
全日制	1,132	1,088	1,051	1,029	1,001
定時制	81	78	76	76	81
生徒数	(47,318)	(45,525)	(43,950)	(42,815)	(41,770)
全日制	43,757	41,909	40,460	39,505	38,333
定時制	1,433	1,386	1,315	1,301	1,471
通信制	2,128	2,230	2,175	2,009	1,966

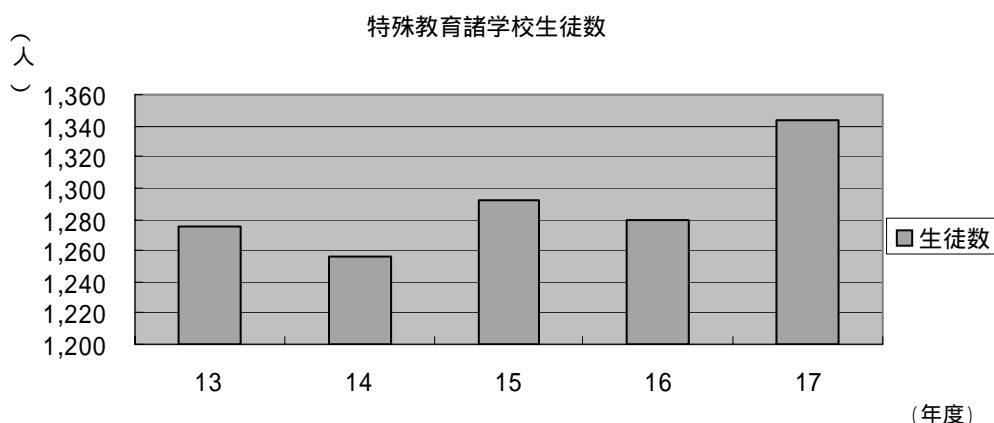
県立高校生徒数



特殊教育諸学校

(各年度5月1日現在)

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
学校数	11	11	12	12	12
学級数	378	375	371	366	374
生徒数	1,276	1,256	1,292	1,280	1,344



学校数については、県立高校は平成 17 年度では全日制 69 校、定時制 14 校、通信制 4 校である。特殊教育諸学校は平成 17 年度では 12 校である。

学級数については、生徒数の減少と連動して年々減少傾向にある。県立高校は平成 17 年度では 1,082 学級と、平成 13 年度の 1,213 学級に比較し 131 学級 (10.7%) 減少している。特殊教育諸学校は平成 17 年度では 374 学級と、平成 13 年度の 378 級に比較し 4 学級 (1.1%) 減少している。

生徒数については、県立高校は年々減少傾向にあり、平成 17 年度では 41,770 人と、平成 13 年度の 47,318 人に比較し 5,548 人 (11.7%) 減少している。これは、県内出生数の減少によるものである。これに対して特殊教育諸学校は平成 17 年度では 1,344 人と、平成 13 年度の 1,276 人に比較し 68 人 (5.3%) 増加している。

## (2) 教職員数の推移

県立高校及び特殊教育諸学校の教職員数の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

県立高校

(各年度 5 月 1 日現在)

区分	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
配当数	( 3,936 )	( 3,884 )	( 3,847 )	( 3,828 )	( 3,814 )
教職員等	3,431	3,383	3,350	3,329	3,316
事務職員	359	355	351	353	352
公 仕 等	146	146	146	146	146
決定数	( 3,960 )	( 3,837 )	( 3,780 )	( 3,768 )	( 3,750 )
条例定数	( 4,002 )	( 3,930 )	( 3,891 )	( 3,877 )	( 3,870 )
教職員等	3,481	3,415	3,380	3,367	3,361
事務職員	370	364	360	359	358
公 仕 等	151	151	151	151	151



## 特殊教育諸学校

(各年度5月1日現在)

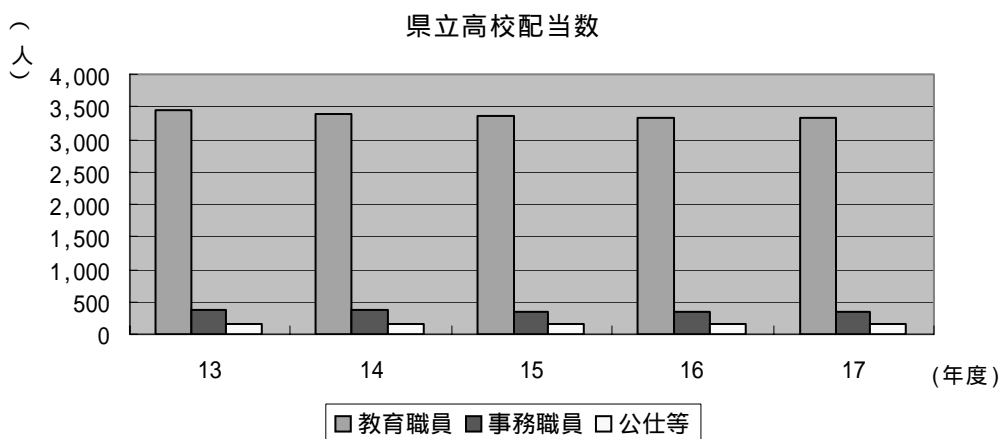
区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
配当数	(1,252)	(1,241)	(1,285)	(1,285)	(1,296)
教職員等	1,122	1,139	1,154	1,153	1,166
事務職員	56	56	56	57	57
公仕等	74	76	75	75	73
決定数	(1,282)	(1,289)	(1,323)	(1,363)	(1,361)
条例定数	(1,285)	(1,338)	(1,332)	(1,348)	(1,361)
教職員等	1,151	1,203	1,198	1,213	1,226
事務職員	56	56	56	57	57
公仕等	78	79	78	78	78

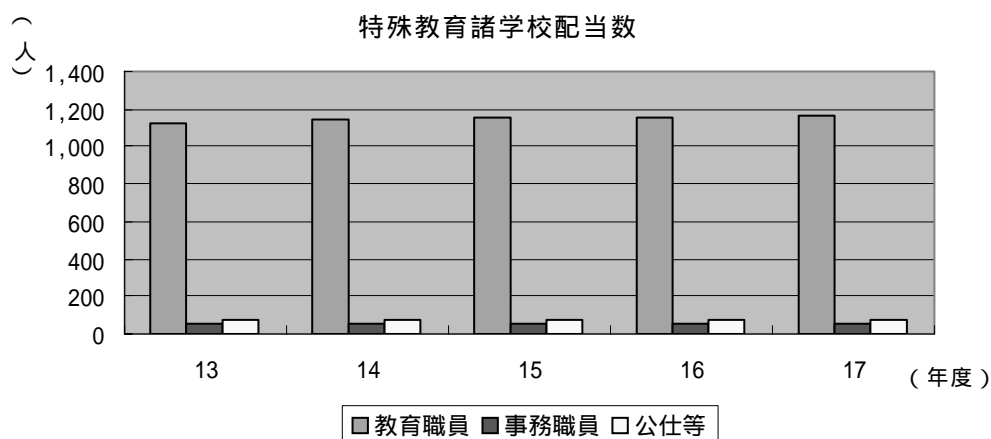
注1 校長・教諭等、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員は、「群馬県立学校職員定数条例」(昭和31年条例第37号、以下「定数条例」という)上は、教育職員に区分されている。

注2 法定数は「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(昭和36年法律第188号、以下「高校標準法」という)により算定した。

注3 法定数積算の対象は、教育職員(校長・教諭等、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員)及び事務職員である。なお、特殊教育諸学校の場合は、公仕等の内小中学部の栄養職員を含む。

注4 公仕等には、栄養職員及び公仕を含む。





県立学校については、生徒数の減少に比例して、配当数、法定数、条例定数すべて年々減少している。平成 17 年度配当数は 3,814 人と、平成 13 年度の 3,936 人に比較し 122 人 (3.0%) 減少している。また、5 年間とも配当数は法令数、条例定数を下回っている。

特殊教育諸学校については、配当数、法定数、条例定数すべて年々増加している。平成 17 年度配当数は 1,296 人と、平成 13 年度の 1,252 人と比較し 44 人 (3.5%) 増加している。また、5 年間とも配当数は法定数、条例定数を下回っている。

#### (定数管理について)

公立学校の教育活動を適正に行うためには、適正な一定数の教職員が配置される必要があり、この一定の人数を「定数」という。

公立学校の教職員の定数については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和 31 年法律第 162 号) 第 31 条第 3 項で「公立学校の教職員の定数は、学校を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」とされ、同法第 41 条第 1 項では「県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。」とされている。これらの定数については「高校標準法」でその標準について必要な事項が定められている。

群馬県の公立学校の教職員の定数に関しては「群馬県立学校職員定数条例」(昭和 31 年条例第 37 号。以下、「定数条例」という)が定められている。

教育委員会学校人事課では「定数条例」で定められた定数を上回らないように、毎年度学校毎に定数を定めて管理しており、その範囲で適正な人員配置を行っている。

特に考慮する内容等は以下のとおりである。

生徒数の増減に伴う学級の増減 (高校教育課の調査・方針決定による)

学校の統廃合 (同上)

統廃合による新設校の内容によっては、例えば特徴のある学科を作ると教員数は一概には減らない。

新しい取り組みに対する人数増の要因

**(参考)地方教育行政の組織及び運営に関する法律**

**第31条(教育機関の職員)**

**第3項** 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

**第41条(県費負担教職員の定数)**

県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

### 3 人件費の推移

県立高校及び特殊教育諸学校の人件費の過去5年間の推移は以下のとおりである。

#### 県立高校

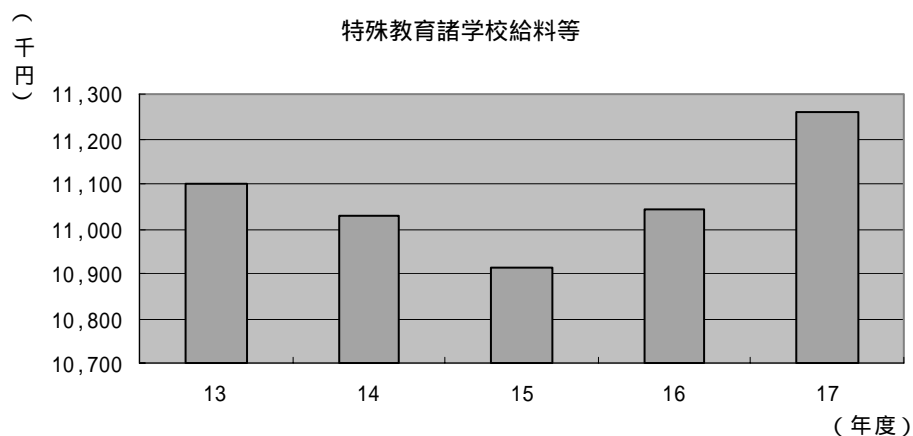
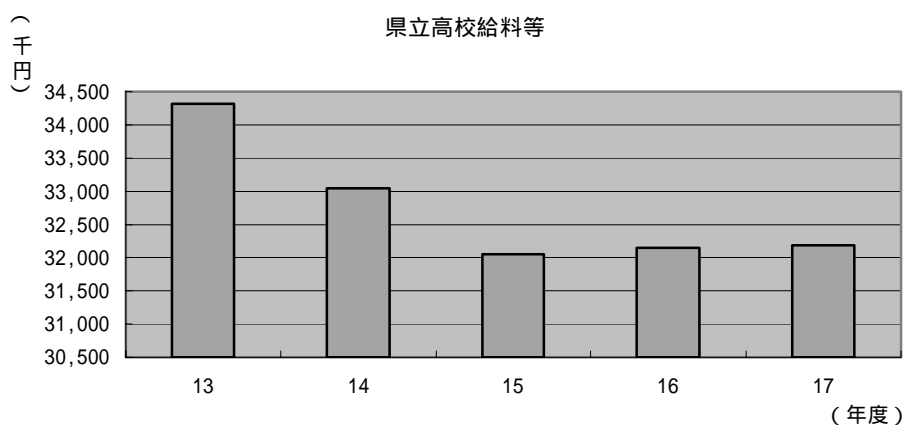
決算額（単位：千円）

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
給料等	34,314,368	33,047,784	32,045,354	32,148,783	32,192,334
(同上1人当り)	(8,718)	(8,508)	(8,329)	(8,398)	(8,440)
退職金	4,217,267	3,928,535	3,155,938	3,472,266	2,740,999
計	38,531,635	36,976,319	35,201,292	35,621,049	34,933,333

#### 特殊教育諸学校

決算額（単位：千円）

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
給料等	11,099,591	11,029,558	10,913,418	11,041,265	11,257,740
(同上1人当り)	(8,865)	(8,677)	(8,492)	(8,639)	(8,760)
退職金	928,557	808,654	809,511	485,442	729,533
計	12,028,148	11,838,213	11,722,929	11,526,707	11,987,273



## 資料編

県立高校については、教職員数の減少に比例して、年々減少している。平成 17 年度給料等は 32,192 百万円と、平成 13 年度の 34,314 百万円に比較し 2,122 百万円 (6.1%) 減少、平成 17 年度 1 人当り給料等は 8,440 千円と、平成 13 年度の 8,718 千円に比較し 278 千円 (3.1%) 減少、平成 17 年度給料等と退職金の計は 34,933 百万円と、平成 13 年度の 38,531 百万円に比較し 3,598 百万円 (9.3%) 減少している。

特殊教育諸学校については、教職員数が増加していることにより若干増加している。平成 17 年度給料等は 11,257 百万円と、平成 13 年度の 11,099 百万円に比較し 158 百万円 (1.4%) 増加、平成 17 年度 1 人当り給料等は 8,760 千円と、平成 13 年度の 8,865 千円に比較し 105 千円 (1.1%) 減少、平成 17 年度給料等と退職金の計は 11,987 百万円と、平成 13 年度の 12,028 百万円に比較し 41 百万円 (0.3%) 減少している。

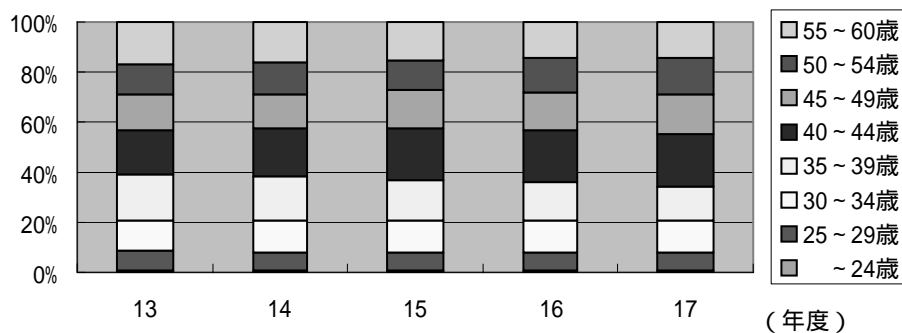
#### 4 公立高校教員の年齢構成の推移

公立高校教員の年齢構成の過去5年間の推移は以下のとおりである。

(各年度末日現在) (単位:人)

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
～24歳	18	24	29	24	19
25～29歳	255	219	212	225	229
30～34歳	405	416	415	415	397
35～39歳	601	562	502	456	426
40～44歳	563	601	652	662	637
45～49歳	458	441	470	479	514
50～54歳	404	410	402	425	448
55～60歳	537	498	467	456	445
合計	3,241	3,171	3,149	3,142	3,115
平均年齢	43.15歳	43.10歳	43.05歳	43.15歳	43.31歳
男女比:男	78.9%	78.5%	78.1%	78.0%	77.8%
男女比:女	21.1%	21.5%	21.9%	22.0%	22.2%

注1:人数は県立・市立、全日制・定時制・通信制を含む。



5年間で平均年齢43.15歳から43.31歳とほとんど変化がない。これは、採用を一定数確保してならして行ってきたこと、退職勧奨について50歳以上から40歳以上に対象年齢が引き下げられたこと等によって維持されたものと思われる。男女比については5年間で1.1%ほど女性の割合が増加している。

## 5 群馬県公立学校職員(特に高等学校及び特殊教育諸学校)の給与について

### (1) 給与体系について

公立学校職員は地方公務員であり、給与、勤務時間その他の勤務条件については地方公務員法及び地方自治法の規定が適用される。給与は、職員の職務の種類と責任の度に応じた基本給与としての給料と、これを補完する諸手当から構成されている。

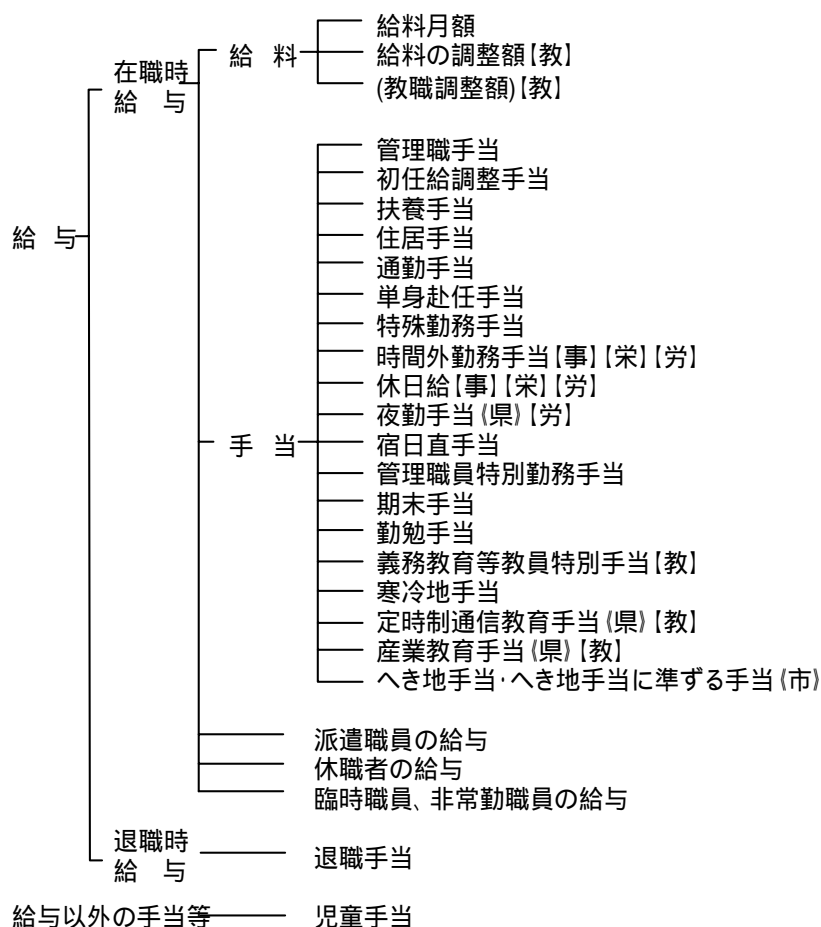
群馬県公立学校職員の給与体系は次図に掲げたとおりである。

なお、諸手当の性格から分類すると次のようになる。

生活的手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、寒冷地手当、へき地手当(準ずる手当)
職務的手当	管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

また、寒冷地手当やへき地手当(準ずる手当)を地域給手当、期末手当及び勤勉手当を特別給という場合もある。

〔公立学校職員の給与体系〕



注 1 《県》は県立教職員、《市》は市町村立学校職員についてのみ適用されることを示す。

- 2 【教】は教職員、【事】は事務職員、【栄】は学校栄養職員、【労】は労務職員についてのみ適用されることを示す。

## (2) 給与の概要について

### 給与の基本概念

給与は公務員の労務の対価として支払われる金銭その他の有価物である。地方公共団体は、常勤の職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならないが、また、諸手当を支給することができる。その支給方法は条例で定めなければならない（地方自治法第204条）。

給料表の適切性については、人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとしている（地方公務員法第26条）。

### 給与の支払

給与は法律又は条例により特に認められた場合を除き、現金で全額を毎月一定期日（支給定日）に直接その学校職員に支払わなければならない（群馬県公立学校職員の給与に関する条例第3条。以下、「給与条例」という。）。しかし、給与支払事務の簡素合理化を目的とし、職員の便宜を図るため、職員の意思に基づき、職員が指定する本人名義の預金口座に振り込まれること等を条件として給与の口座振込をすることができる（給与条例第29条）。

### 休職者等の給与

休職者は、身分を保有するが、職務に従事しないため、本来、給与は支給されないものであるが、生活保障的な観点から、次のア～ウの休職者に限り、一定期間、給与の一部又は全部が支給される。これらの給与を休職給という（給与条例第26条等）。

- ア．心身の故障による休職者（心身の故障の原因及び内容により支給期間が異なる。普通疾病による私傷病休職の場合は、最初の1年のみ）
- イ．公務上又は通勤上の災害による行方不明者
- ウ．刑事事件による休職者

## (3) 給料について

給料は「給料月額」（給与条例第5条）「給料の調整額」（給与条例第11条第1項）及び「教職調整額」（給与条例第1条、群馬県義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条）よりなる。

「給料月額」

「給料月額」は給料表に定められた給料月額である。給料表は高等学校等教育職給



料表（別表第一）、小学校中学校教育職給料表（別表第一の二）、栄養職給料表（別表第二）及び事務職給料表（別表第三）からなる。

給料表については人確法が制定され、同法第3条では「義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。」と規定しており、人事院もこの法律を考慮して学校職員を優遇した給料表を勧告している。各県でもこれに基づいて条例等が制定されており人事委員会もこれを考慮して給料表を作成している。全国的に調査した結果、この規定を適用し県の行政職員と学校職員の給料表について別の条例で規定している地方公共団体は21都道県であった。残りの26府県は県の行政職員と学校職員の給料表については同一の条例で規定している。群馬県は県の行政職員と学校職員の給料表につき別の条例で規定している。

#### 「給料の調整額」

「給料の調整額」は、その職の有する勤務条件が、その職と同じ職務の級に属する他の職の諸条件と比較した場合に著しく特殊である職について、同一給料では不均衡であると認められる場合に、その特殊性に基づき、その給料月額のほか調整給として給料月額の25/100を超えない範囲内で支給するものである（給与条例第11条第1項）。給料の調整額は、給料に含まれるので給料を基礎として計算する諸手当や退職者の給与計算の基礎とされ、退職手当や退職年金の計算の基礎にもなる。また、給料の減額及び減給の対象となる。ただし管理職手当の基礎にはならない。

支給範囲及び支給額は以下のとおりである（小学校・中学校を除く）。

勤務場所	学校職員	調整数
盲学校 聾学校 養護学校	校長及び教頭（教育委員会の定める者に限る。） 教諭、助教諭及び講師（特殊教育に直接従事することを本務とする者に限る。） 養護教諭、養護助教諭、主任実習助手、実習助手、主任寮母、主任寮護、寮母及び寮護	2
	上覧に掲げる者を除く教頭、教諭、助教諭及び講師	1

支給額 = 調整基本額 × 調整数

#### 「教職調整額」

「教職調整額」は、給与条例第1条、群馬県義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条に基づき支給されるものである。支給対象は高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける教育職員のうち、職務の級が2級又は1級であるものである。

教員については、その職務と勤務態様の特殊性から時間外勤務手当の支給がなじま

ず、労働基準法の割増賃金の規定を適用除外しているため、正規の勤務時間の内外を問わず、包括的に評価して、給料相当の性格を有する教職調整額を支給している。教職調整額は、給料に含まれるので給料を基礎として計算する諸手当や退職者の給与計算の基礎とされ、退職手当の基礎にもなる。昭和47年より制度化されている。

支給額は以下のとおりである。

$$\text{支給額} = \text{給料月額} \times 4/100$$

#### (4) 諸手当について

手当は、基本給与を補完する形で学校職員の勤務実態や諸状況に応じて支給されるものである。諸手当の名称及び性格・支給対象及び支給範囲・支給額については以下のとおりである。

手当の名称	手当の性格	支給対象及び支給範囲	支給額
管理職手当	職務の困難、責任、自主的な判断の時間外勤務等の特殊性に対し支給される。	管理・監督の地位にある学校職員のうち教育委員会規則で定めるものに支給される。	給料月額×支給率 (支給率：100分の16の範囲内)
初任給調整手当	要特殊専門知識、且つ特別事情を有する職に採用された学校職員に支給される。	現在は該当する職がないため支給されていない。	
扶養手当	生計費の補給、生活給的な性格を有する手当である。	扶養親族のある学校職員に支給される	配偶者：1万3千円 その他の扶養者：最高支給限度額1万1千円とし各区分に分けられる。
住居手当	住宅を借り受けている学校職員の住居費用を補給し、または自宅に居住し世帯主である学校職員の住宅の維持費を補給しまた生活給的な性格を有する手当である。	自ら居住するための住宅（借間を含む）を借り受けてこれに居住し、12,000円を超える家賃を支払っている学校職員及び自己の住宅に居住し世帯主である学校職員等に支給する。	借家の場合、月額2万7千円を最高支給限度額として支給される。 持家で世帯主の場合、月額4千500円が支給される。
通勤手当	通勤経費の補助を目的とする実費弁償に近い性格を有する手当である。	通勤のため、交通機関等の運賃負担もしくは自動車等を使用・併用することを常例とする学校職員に支給される。 交通機関等利用者 自動車等使用者 併用者	・交通機関等利用者は運賃等相当額（全額）。 ・自動車等使用者は交通用具の種類別・距離段階別に定めた定額。 ・併用者は運賃等相当額（全額）+自動車等の用具

資料編

手当の名称	手当の性格	支給対象及び支給範囲	支給額
			等別定額。
単身赴任手当	単身赴任に伴う二重生活による経済的負担の軽減、家族間のコミュニケーション不足の緩和を目的とする生活給的な性格を有する手当である。	勤務学校の異動、移転に伴い、学校職員が住居の移転、事情により同居配偶者と別居し通勤する学校に通勤することが困難と認められる、単身で生活することを常況とする学校職員に支給される。	2万3千円+加算額 加算額:最高支給限度額を4万5千円とし、留守家族の住居までの経路の長さに応じた当該各号の額
特殊勤務手当	著しく危険・不快・不健康な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、且つその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められた学校職員に勤務の特殊性に応じて支給される手当である。	県立学校職員の特殊勤務手当は部活動指導業務手当、修学旅行等指導業務手当等14種類に及ぶ。	種類により月額、日額、時間及び回数を単位として定額で定められている
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられた学校職員に支給される。	正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられた学校職員に支給される。	時間外勤務1時間あたりの給与額×時間外勤務時間数
休日給	祝日法による休日及び年末年始の休日並びにこれらに準ずる日における正規の勤務時間中に勤務した学校職員に対し支給される。		休日勤務1時間当たりの給与額×正規の勤務時間中に勤務した全時間
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した学校職員に支給される。	勤務した深夜の時間に対して支給される。	深夜勤務1時間当たりの給与額×深夜勤務時間数
宿日直手当	命令により宿日直勤務を行なった学校職員に支給される。	正規の勤務時間以外に宿日直等の勤務をした学校職員に支給される。	正規の勤務時間以外の時間及び休日において断続的な勤務を行なった学校職員
管理職員特別勤務手当	管理・監督の地位にある学校職員のうち教育委員会規則に定めるものに支給される。	管理職手当と同じ。	最高支給限度額を1万8千円とし、職務6種に区分し支給
期末手当	民間における賞与等の特別給	在籍期間に応じて支給	基準日現在において受け

手当の名称	手当の性格	支給対象及び支給範囲	支給額
	のうち、いわゆる一律支給分（又は期末一時金）に相当する給与である。	生活給的な性格を有する手当である。 基準日に在籍する学校職員に支給される。	るべき給与月額×期別支給割合×在職期間別支給割合
勤 勉 手 当	民間における賞与のうち成績査定分に相当する給与である。	各学校職員の勤務成績に応じて支給される手当である。 基準日に在籍する学校職員に支給される。	基準日現在において受けるべき給与月額×期間率×成績率
義 務 教 育 等 教員特別手当	教員人材確保法の趣旨にもとづく手当である。 義務教育諸学校等の教育職員に支給される。	義務教育書学校に勤務する教育職員に対し支給される。	最高支給限度額を2万400円とし、小学校中学校教育職給料表又は高等学校教育職給料表の適用を受けるものについて、給料表・職務の級・号給ごとに定められた定額を月額として支給する。
寒 冷 地 手 当	寒冷積雪のため暖地在勤職員に対して生計費が暖房用燃料費等の面で著しく増加する実情に対し支給される。	基準日に支給地域に在勤するものである。	世帯主の別・扶養家族の有無による定額
定 時 制 通 信 教 育 手 当	職務の複雑困難性にかんがみ、その職務に従事することが出来るようにするため、人材確保及び教育振興の見地により支給される。	高等学校の定時制または通信制課程において本務として校長及び教育職員に支給される。	（給料月額＋給料の調整額）×10/100 管理職手当受給者の場合、掛け率は8/100である。
産 業 教 育 手 当	産業教育の特殊性にかんがみ、人材確保及び産業教育振興の見地により支給される。	農業・工業に関する課程を置く高等学校において実習を伴う科目を担当する教育職員に支給される。	（給料月額＋給料の調整額）×10/100 定通手当受給者の場合、掛け率は6/100
へき地手当等	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等に所在する小・中学校及び共同調理場等に勤務する学	へき地手当は、へき地学校等に勤務する学校職員に対し支給される。また、へき地手当に準ずる手当は、へき地学校に赴任し	へき地学校等 給料月額＋給料の調整額＋扶養手当＋教職調整額）×支給割合

## 資料編

手当の名称	手当の性格	支給対象及び支給範囲	支給額
	校職員に支給される。	たことに伴い住居の移転をした職員に一定期間支給される。	支給割合 5 段階に区分し 25/100 を上限とする。 へき地に準ずる学校等 給料月額 + 給料の調整額 + 扶養手当 + 教職調整額) × 4/100

諸手当の根拠条例等及び全日制高校、定時制高校、盲聾学校、養護学校の合計額の平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度の決算額は以下のとおりである。

〔諸手当の根拠となる条例及び平成 15・16・17 年度決算額〕

(単位：千円)

手当等の名称	条例等	決算額		
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
管理職手当	給与条例 11 条の 2	184,502	182,975	185,807
初任給調整手当	給与条例 11 条の 3	0	0	0
扶養手当	給与条例 14 条	635,405	628,327	613,714
住居手当	給与条例 15 条の 2	376,163	376,389	379,596
通勤手当	給与条例 16 条	476,425	474,740	498,766
単身赴任手当	給与条例 16 条の 2	0	0	276
特殊勤務手当	県立条例 17 条	123,260	134,223	132,566
時間外勤務手当	給与条例(県)20 条(市)19 条	42,036	49,271	44,681
休日給	給与条例(県)21 条(市)20 条	67	124	68
夜勤手当	県立条例 21 条の 2	0	0	0
宿日直手当	給与条例(県)22 条(市)21 条	24,360	23,125	24,006
管理職員 特別勤務手当	給与条例(県)22 条の 2(市)21 条の 2	0	0	24
期末手当	給与条例(県)23 条 1 項(市)22 条 1 項 支給規則 43 条	6,246,844	6,439,042	6,500,870
勤勉手当	給与条例(県)24 条 1 項(市)23 条 1 項 支給規則 44 条	3,005,889	2,988,543	3,008,994
義務教育等 教員特別手当	教育人材確保法 給与条例(県)24 条 3 項(市)23 条 3 項	695,861	697,848	701,791
寒冷地手当	給与条例(県)25 条 1 項(市)24 条 1 項	19,616	18,359	17,943
定時制通信	県立条例 25 条の 2	119,484	117,483	130,441

手当等の名称	条例等	決算額		
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
教育手当	定通振興法 5 条、6 条			
産業教育手当	県立条例 25 条 3 第 1 項 産業教育振興法 5 条 産教手当法 1 条	263,925	262,266	258,695
へき地手当 へき地手当に 準ずる手当	へき地教育振興法 5 条の 2 給与条例第 17 条の 2 第 1 項 給与条例第 17 条の 3 第 1 項	143,342	125,848	118,322
合計		12,357,186	12,518,569	12,616,566

### (5) 教職員退職手当について

#### 概況

教職員の退職手当は、公立学校職員退職手当支給条例に基づき退職した者に支給する。

退職手当は勤続報償を基本的な性格として、退職時の給料月額に勤続年数別、退職理由別の支給割合を乗じて算定される。このため、職員の側に在職中の功績を抹消するような非違行為があった場合は退職手当は支給されない。

退職理由の主なものに、定年退職・勸奨退職・死亡退職・傷病退職・自己都合退職・整理退職・懲戒免職等がある。

#### 定年退職者等に対する割増率の引き下げ

適用年月日	平成 16 年 2 月 28 日まで	平成 16 年 3 月 1 日から	平成 17 年 3 月 1 日から
割増率	110/100	107/100	104/100

#### 勸奨退職者の特例措置

50 歳以上勤続 25 年以上勸奨退職者の退職手当算定上の基礎給料月額は、定年年齢との年齢差 1 歳ごとに 2% 割増されるが、さらに次のような上乘せ措置を行い勸奨退職の推進を図る。

適用区分等	平成 16 年 3 月 1 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日 (実施済)	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 1 日 (実施済)	平成 17 年 11 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 1 日 (実施済)
対象者 及び割増率	5 条の 2 適用者 50 ~ 59 歳 一律 5%	5 条の 2 適用者 50 ~ 59 歳 一律 3%	5 条の 2 適用者 のうち 55 ~ 58 歳 5%

〔教職者全体の退職手当の平成 15・16・17 年度決算額〕（単位：千円）

## 資料編

区分	決算額		
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
定 年 退 職	6,395,842	6,576,386	5,096,788
勸 奨 退 職	2,964,055	3,278,534	4,343,627
普通退職(正規職員)	141,295	158,380	279,242
死 亡 退 職	258,682	187,566	182,760
臨時的任用職員	212,140	192,931	198,158
小計	9,972,014	10,393,797	10,100,575
失業者の退職手当	4,193	4,541	2,112
合計	9,976,207	10,398,338	10,102,687

## 6 指名競争入札の落札率の推移

監査対象機関の過去3年度の指名競争入札における落札率の状況は以下のとおりである。

なお、落札率は落札金額を予定価格で割ったものである。

### (1) 県立学校

前橋女子高校

(単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
60%以上70%未満	0	1	0	1
90%以上95%未満	0	0	1	1
合計	0	1	1	2
平均落札率	-	65.5%	94.1%	79.8%

勢多農林高校

(単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
60%以上70%未満	1	0	0	1
70%以上80%未満	0	1	1	2
80%以上90%未満	0	0	2	2
95%以上100%未満	1	0	2	3
合計	2	1	5	8
平均落札率	80.8%	74.8%	91.2%	87.0%

前橋工業高校

(単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
50%未満	0	1	0	1
50%以上60%未満	0	2	0	2
60%以上70%未満	0	3	0	3
70%以上80%未満	0	1	0	1
80%以上90%未満	1	5	0	6
90%以上95%未満	0	9	1	10
95%以上100%未満	1	28	2	31
100%	0	5	0	5
合計	2	54	3	59
平均落札率	94.0%	91.8%	96.4%	92.1%



## 高崎商業高校

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
70%以上 80%未満	0	0	1	1
80%以上 90%未満	0	0	1	1
90%以上 95%未満	2	0	0	2
95%以上 100%未満	0	1	0	1
合計	2	1	2	5
平均落札率	93.6%	95.7%	84.8%	90.5%

## 新田暁高校

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
60%以上 70%未満	1	0	0	1
95%以上 100%未満	0	0	1	1
合計	1	0	1	2
平均落札率	67.7%	-	97.4%	82.5%

## 沼田高校

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
60%以上 70%未満	0	1	0	1
95%以上 100%未満	0	1	0	1
合計	0	2	0	2
平均落札率	-	82.7%	-	82.7%

## 利根実業高校

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
50%以上 60%未満	0	0	1	1
80%以上 90%未満	2	0	1	3
90%以上 95%未満	0	0	1	1
95%以上 100%未満	0	2	2	4
合計	2	2	5	9
平均落札率	88.0%	98.1%	86.2%	89.3%

## 万場高校 (単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
90%以上 95%未満	1	0	0	1
95%以上 100%未満	1	2	2	5
合計	2	2	2	6
平均落札率	93.1%	96.3%	96.6%	95.3%

## 盲学校 (単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
70%以上 80%未満	1	1	0	2
合計	1	1	0	2
平均落札率	75.3%	70.0%	-	72.6%

## 榛名養護学校 (単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
50%以上 60%未満	0	0	1	1
70%以上 80%未満	1	0	0	1
80%以上 90%未満	0	1	0	1
95%以上 100%未満	2	1	1	4
合計	3	2	2	7
平均落札率	90.4%	94.2%	76.1%	87.4%

## 監査対象校合計 (単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
50%未満	0	1	0	1
50%以上 60%未満	0	2	2	4
60%以上 70%未満	2	5	0	7
70%以上 80%未満	2	3	2	7
80%以上 90%未満	3	6	4	13
90%以上 95%未満	3	9	3	15
95%以上 100%未満	5	35	10	50
100%	0	5	0	5
合計	15	66	21	102
平均落札率	86.1%	91.4%	89.7%	90.2%

## (2) 教育委員会管理課(県立学校施設グループ)

(条件) 予定価格が3百万円以上の委託及び施設整備関係の契約

## 委託契約

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	4	7	3	14
80%以上 90%未満	0	4	1	5
90%以上 95%未満	1	0	2	3
95%以上 98%未満	0	0	1	1
98%以上 100%未満	0	0	0	0
100%	0	0	0	0
合 計	5	11	7	23
平均落札率	71.8%	73.5%	79.2%	74.9%

## 高等学校施設整備事業

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	0	3	1	4
80%以上 90%未満	18	14	7	39
90%以上 95%未満	11	8	10	29
95%以上 98%未満	12	17	14	43
98%以上 100%未満	17	12	15	44
100%	0	0	0	0
合 計	58	54	47	159
平均落札率	93.4%	92.6%	94.6%	93.5%

## 学校施設特別維持整備事業

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	0	1	0	1
80%以上 90%未満	0	3	4	7
90%以上 95%未満	2	2	1	5
95%以上 98%未満	2	2	4	8
98%以上 100%未満	4	2	3	9
100%	0	0	0	0
合 計	8	10	12	30
平均落札率	96.3%	89.3%	92.8%	92.6%

## 中等教育学校施設整備事業

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	0	1	0	1
80%以上 90%未満	1	1	1	3
90%以上 95%未満	0	0	1	1
95%以上 98%未満	0	0	1	1
98%以上 100%未満	0	0	1	1
100%	0	0	0	0
合計	1	2	4	7
平均落札率	80.9%	78.5%	94.2%	87.8%

## 特殊学校施設整備事業

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	0	0	0	0
80%以上 90%未満	0	1	1	2
90%以上 95%未満	0	0	0	0
95%以上 98%未満	2	3	1	6
98%以上 100%未満	0	2	1	3
100%	0	0	0	0
合計	2	6	3	11
平均落札率	95.9%	96.6%	95.4%	96.2%

## 全体

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	4	12	4	20
80%以上 90%未満	19	23	14	56
90%以上 95%未満	14	10	14	38
95%以上 98%未満	16	22	21	59
98%以上 100%未満	21	16	20	57
100%	0	0	0	0
合計	74	83	73	230
平均落札率	92.2%	89.6%	92.8%	91.5%